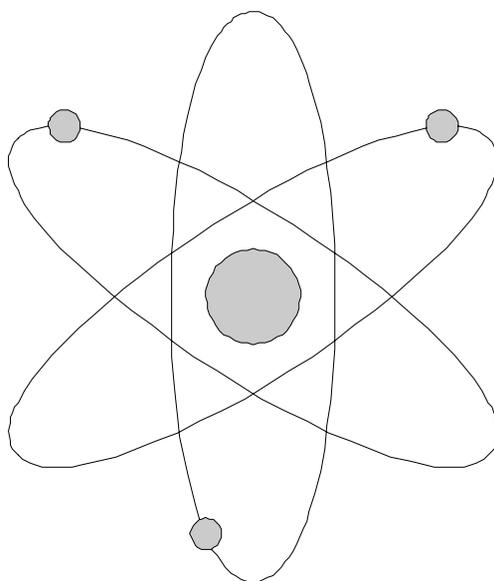


うつくしま、ふくしま知的財産戦略



福島県商工労働部

平成 17 年 2 月

はじめに

長引く経済の低迷や、雇用情勢も依然として厳しい状況にある中、県においては、緊急経済・雇用対策プログラムに基づく各種施策を機動的かつ柔軟に展開しているところであり、現在の本県経済は、生産活動が回復基調にあるなど緩やかな改善傾向にあります。

しかしながら、個人消費や住宅投資が低調に推移するなど、全体としてはなお回復力の弱い状況が続いております。

こうした状況を脱し、本県経済を活性化していくためには、本県の優れた資源や大学などが有する研究成果を積極的に活用し、新たな産業や新事業の創出を図っていくことが重要であり、知の創造である絶え間のない技術革新や独自性のある製品・サービスの開発、ブランド化が強く求められます。

このため、県におきましては、本県産業が革新的な製品・サービスの開発やブランド化を成し遂げ、企業間・地域間競争の中にあっても多様で活力ある発展を維持していくため、「うつくしま、ふくしま知的財産戦略」を策定いたしました。

この戦略では、目指すべき姿として「知的財産を経営戦略の核とした企業の創出」を掲げ、その実現に向けて、「知的財産を尊重する風土づくり」及び「ふくしま発知的財産の創造と活用の促進」を基本戦略として、多様で活力ある産業の発展を図ることとしております。

県といたしましては、大学や公的産業支援機関及び国や市町村等との密接な連携・協力の下、本戦略に沿って、短期集中的な施策展開を図り、中小企業等における知的財産戦略の一層の推進を図ってまいります。

平成17年2月

福島県商工労働部長 村瀬 久子

うつくしま、ふくしま 知的財産戦略概要 ～知的財産を経営戦略の核とした企業の創出～

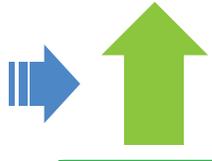
背景 厳しさの続く地域経済、アジアの競争力の向上、プロパテントの世界的潮流、経済再生
 ⇒ 中小企業が生き残っていくためには、独自性を強め、付加価値の高い新技術・新製品開発が必要

福島県商工業振興基本計画「うつくしま産業プラン21」(平成10年)
 福島県科学技術政策大綱(平成14年)

戦略の基本的考え

～知的財産を経営戦略の核とした企業の創出～

- ◆ 知的財産を尊重する風土づくり
 - ◆ ふくしま発知的財産の創出と活用の促進
- 知的財産の創出・保護・活用・創造サイクルの確立



創造的な事業活動、新産業の創出及び雇用創出

➔ 多様で活力ある産業の発展

基本方策1 知的財産を尊重する風土づくり

企業の取組

- 独自技術の開発による競争力の強化
- 共同研究の推進による技術開発
- 人材の育成
- 職務発明、管理規程等の整備
- 未利用開放特許の積極的公開

大学の取組

- 知的財産ポリシーの確立
- 産学官連携の推進
- 大学発ベンチャーの創出
- 知的財産教育の充実

基本方策2 ふくしま発知的財産の創出と活用の促進

創造

- 革新的な技術の創出
(質の高い知的財産を創出する体制づくり)
- 研究開発支援機能の整備
- 産学官連携の強化
- 特許情報活用支援の充実

保護

- 知財を活用した地域の振興
(知財を権利化し、侵害に迅速に対応できる体制づくり)
- 相談機能の強化
- 他施策との連携強化

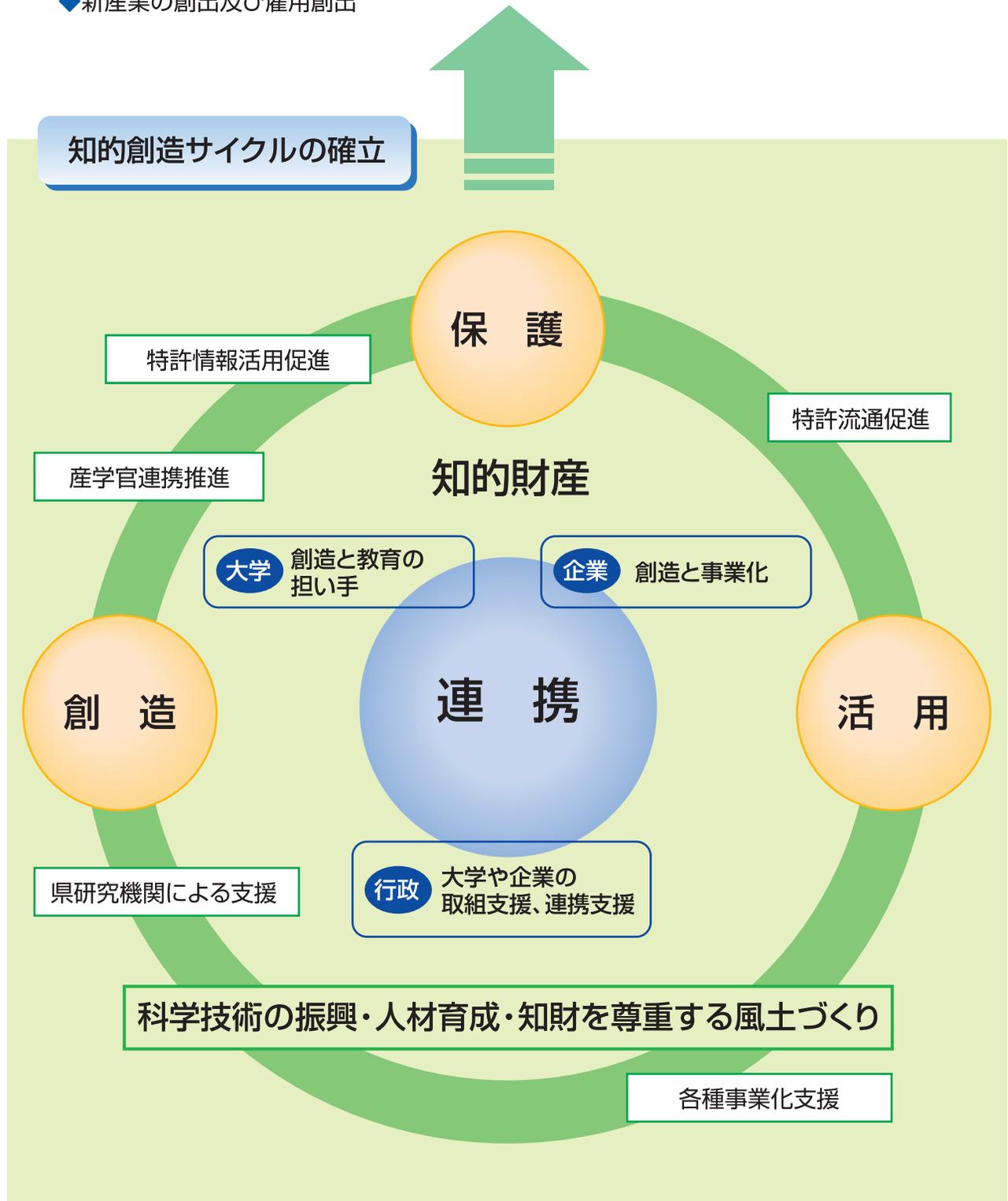
活用

- 知財を経営戦略の核とした企業創出
(知財を活用する仕組みづくり)
- 相談機能の強化
- 中小企業における知的財産戦略策定の支援
- 特許流通の支援
- 事業化支援、販路開拓支援

- 県試験研究機関の機能充実
 - 特許電子図書館利用への支援
 - 産学官ネットワークの形成
 - 共同研究開発プロジェクトの推進
 - 情報通信、医療・福祉、環境、食品分野における研究の推進
- 特許情報活用支援アドバイザーの設置
 - 権利化支援の検討
 - 他の支援機関との連携強化
 - ふくしまブランド育成
- 福島県知的所有権センターの機能強化
(総合的相談体制の構築)
 - 他の支援機関との連携強化
 - 特許流通アドバイザーによる支援
 - 知的財産サポートバンク創設の検討
 - 知的財産専門家派遣の実施

多様で活力ある産業の発展

- ◆知的財産を活かした創造的な事業活動
- ◆新産業の創出及び雇用創出



うつくしま、ふくしま知的財産戦略 目次

第1 策定の趣旨	1
◆ 目的	
◆ 背景	
◆ 戦略の位置づけ	
◆ 戦略の推進体制	
第2 知的財産の現状と問題点	2
1 国における取組み	2
2 本県における知的財産の現況と課題	2
(1) 本県工業の現状と課題	3
(2) 知的財産権の現況と問題点	9
(3) 知的財産に関する相談窓口	14
(4) 県内企業へのアンケート調査結果	16
(5) 県が保有する知的財産の状況	20
(6) 課題の総括	21
第3 うつくしま、ふくしま知的財産戦略の基本方針	22
基本目標 ～知的財産を経営戦略の核とした企業の創出～	
◆基本方策1 「知的財産を大切にした風土づくり」	
◆基本方策2 「ふくしま発知的財産の創造と活用の促進」	
知的財産を尊重する風土づくり	23
■ 知的財産の普及啓発	23
■ 本県にある技術・発明のアピール	23
■ 相談支援の基盤づくり	23
■ 知的財産に関する人材づくり	23
ふくしま発知的財産の創造と活用の促進	25
■ 革新的な技術の創造と新事業の創出	25
■ 知的財産を経営戦略の核とした中小企業の創出	25
■ 知的財産を活用した地域の振興	25
第4 中小企業・大学の知的財産活動への役割	26
1 企業の役割	26
(1) 知的財産マインドの醸成	26

(2) 革新的な独自技術の開発	26
(3) 大学を始めとする高等教育機関や公設試験研究機関との共同研究の推進 ...	26
(4) 企業内における職務発明、管理規程の整備	26
(5) 知的財産管理などの専門性の高い社員の教育	27
(6) 未利用開放特許の積極的な公開による活用	27
(7) 他社が有する技術の導入活用	27
2 大学の役割	31
(1) 大学における知的財産の創造を重視した研究開発の推進	31
(2) 大学内における知的財産管理体制の整備	31
(3) 産学官連携の推進	31
(4) 大学発ベンチャーの創出	32
(5) 学生や研究者への知的財産教育の充実	32
第5 県における知的財産戦略の推進方策について	34
1 知的財産を尊重する風土づくり	34
知的財産制度の普及啓発	34
本県にある発明・技術のアピール	35
相談支援の基盤づくり	36
人材の育成	37
2 ふくしま発知的財産の創造と活用の促進	41
革新的な技術の創造と新事業の創出	41
知的財産を経営戦略の核とした中小企業の創出	42
知的財産を活用した地域の振興	47
3 県有知的財産の戦略的な取得・管理の構築	50
(1) 知的財産の一元的な管理の必要性について	50
(2) 福島県職員の職務発明等に関する規則について	50
(3) 研究員へのインセンティブについて	50
(4) 出願手続の迅速化について	50
(5) 知的財産専門家の活用について	51
(6) 試験研究機関における知的財産取扱い方針の策定について	51
(7) 試験研究課題評価における知的財産に関する評価の導入について	51
(8) 県ハイテクプラザ職員の技術経営 (MOT) 人材の養成について	51
4 うつくしま、ふくしま知的財産戦略の推進について	52

資料編

うつくしま、ふくしま知的財産戦略

第1 策定の趣旨

◆ 目的

発明や創作を尊重する風土を大切にし、知的財産などの価値ある情報の生成・保護・流通を促進することにより、知的財産を活用した創造的な事業活動の促進と新しい産業の創出及び雇用の創出を図り、多様で活力ある産業の発展を目指す。

◆ 背景

現在の厳しい経済競争の中で、中小企業やベンチャー企業が生き残っていくためには、独自性を強め、付加価値の高い新技術・新製品の開発や新分野への進出など戦略性の高い経営が求められている。

こうした中、国においては、発明や創作を尊重するという国の方向性を明らかにし、「ものづくり」や、技術・デザイン、ブランド等の価値ある「情報づくり」によって、国内産業の国際競争力を高め、我が国の経済社会の再活性化を図る「知的財産立国」の実現に向けた取組みを積極的に進めている。

このような状況を踏まえ、「21世紀を先導する創造的で活力ある産業が展開する“ふくしま”」を目指す本県においては、革新的な製品・サービスの開発やブランド化を成し遂げ、企業間・地域間競争の中にあっても多様で活力ある発展を維持していくために、知的財産の戦略的な創造と活用に取り組むことが必要不可欠になっている。

◆ 戦略の位置づけ

本戦略は、福島県商工業振興基本計画「うつくしま産業プラン21」、「ふくしま新事業創出促進基本構想」や「福島県科学技術政策大綱」などの各種計画等における知的財産に関する政策の展開方向を示すものであり、知的財産に関する部門計画として位置づけ、本県における知的財産の創造・保護・活用の創造サイクルの確立に向け、向こう3ヵ年において重点的に取り組んでいくものとする。

◆ 戦略の推進体制

今後の経済社会の動向などに留意し、必要に応じて戦略の見直しを行う。

第2 知的財産の現状と問題点

1 国における取組み

近年、グローバルな市場競争の激化、ITやバイオテクノロジー等新たな技術革新の拡大、さらには世界的な知的財産権保護の強化という市場環境において、産業の国際競争力を強化し、経済を活性化していくためには、研究活動や創造活動の成果を知的財産として戦略的に保護・活用していくことが重要であることから、国においては知的財産戦略を樹立し、必要な政策を強力に進めていくために平成14年2月に知的財産戦略会議が設置された。同年12月には、知的財産の創造、保護及び活用に関する基本理念となる「知的財産基本法」が公布され、「知的財産立国」に向けた取組が展開されている。

- 平成14年7月 「知的財産戦略大綱」
- 平成15年3月 「知的財産基本法」施行
知的財産戦略本部の設置
- 平成15年7月 「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」策定

- 「知的財産基本法」第6条において、地方公共団体の責務として、知的財産の創造、保護及び活用に関し、地方公共団体の特性を生かした自主的な取組みを実施する責務を有するとされた。

2 本県における知的財産の現況と課題

知的財産とは、発明、考案、意匠、著作権その他の知的財産に関する法令により定められた権利又は法律上保護される権利であるが、本戦略では、産業財産権を主に扱うこととする。

※産業財産権※

- 特許権 : 新規性、進歩性のある発明
- 実用新案権 : 物品の形状、構造、組合せに関する考案
- 意匠 : 物品の形状、模様など斬新なデザインに与えられる
- 商標 : 他人が取り扱う商品又はサービス(役務)と自己が取り扱う商品又はサービス(役務)とを区別するためのマークに与えられる

(1) 本県工業の現状と課題

本県は、東京から概ね 200km 圏に位置し、新幹線や高速道路を始めとする交通体系の整備により、地理的優位性を有していることなどを背景に雇用創出効果の高い企業の立地と産業の集積が図られている。

こうした中、本県工業の生産活動を「平成 15 年工業統計調査結果速報」で見ると、従業者 4 人以上の事業所数は 5,473 事業所で、前年に比べ 40 事業所 (0.7%) が増加し、製造品出荷額等は、5 兆 2,165 億円で前年に比べ 614 億円 (1.2%) 増加している。

一方、農業については、本県の主要な産業となっており、恵まれた自然条件や首都圏に隣接する地理的優位性などを活かし多様な農産物が生産されており、平成 14 年の農業産出額は、2,675 億円となっており、全国約 3% の高いシェアを占めている。

しかしながら、景気の低迷が長引き生産活動そのものが縮小傾向になったことに加え、経済のグローバル化の進展に伴い、国内製造業の生産拠点の海外移転が進むなど、本県産業における開業率は、平成 12 年から平成 13 年平均は 3.20% で、廃業率は、3.10% になっており、開業率が廃業率を上回っているものの全国の開業率平均より低い状況にある。

近年、成長著しい中国をはじめとする東アジア内での競争がますます激しくなることが予想される一方で、国内においても地域間競争や産地間競争が激化しており、国内外含めた競争に生き抜くことのできる産業の発展が求められる。

本県製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の概要は次のとおりである。

<< 主な課題 >>

- 事業所減少による産業の空洞化の進行
- 開業率の減少
- 付加価値の高い新製品等による競争力の強化

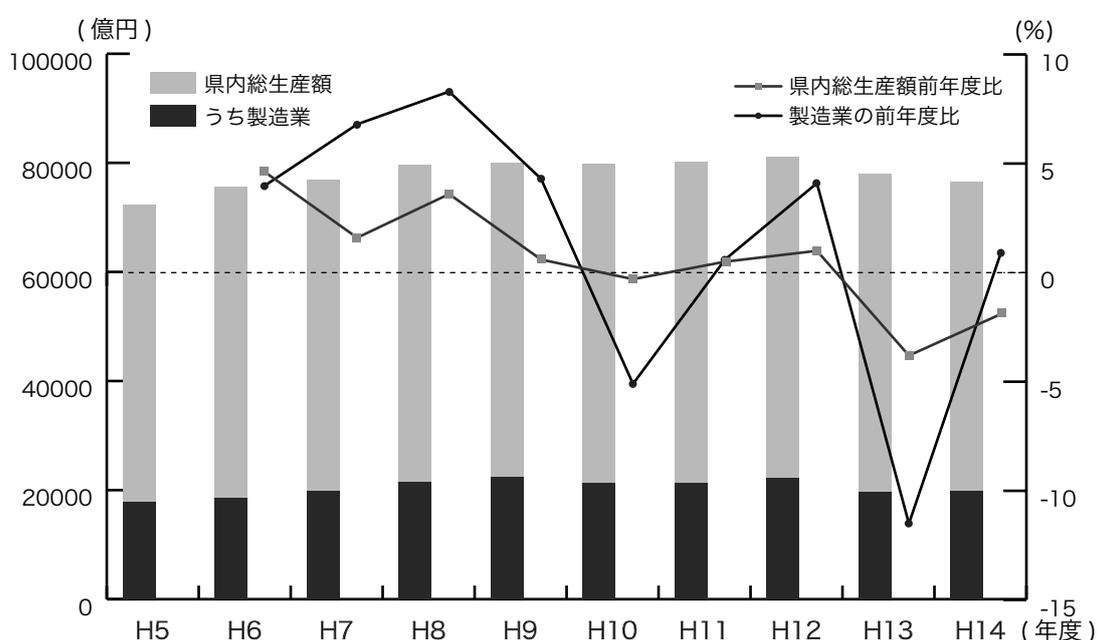
① 県内総生産に占める工業（製造業）の推移

平成 13 年度の県内総生産 ([図表 1]) は、全国の 1.6% を占め第 18 位に位置している。県内総生産に占める工業（製造業）の総生産の割合は、約 4 分の 1 と高水準で推移しているものの、平成 13 年度の製造業の総生産額は、平成 13 年度の県内総生産額前年比の 3.8% 減に比べ、11.5% の減と 4 倍近い減少率となっている。

こうした落ち込みを避けるためには、付加価値の高い製品を開発し、市場における競争力を強めていくことが必要と考える。

[図表 1] 県内総生産にしめる工業（製造業）の推移

	H5 年度	H6 年度	H7 年度	H8 年度	H9 年度	H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度
県内総生産額	72,300	75,646	76,836	79,579	80,079	79,832	80,208	81,023	77,984	76,508
(前年度比)		4.6%	1.6%	3.6%	0.6%	▲0.3%	0.5%	1.0%	▲3.8%	▲1.9%
うち、製造業	17,816	18,531	19,800	21,450	22,375	21,231	21,350	22,221	19,657	19,830
(前年度比)		4.0%	6.8%	8.3%	4.3%	▲5.1%	0.6%	4.1%	▲11.5%	0.9%
(構成比)	24.6%	24.5%	25.8%	27.0%	27.9%	26.6%	26.6%	27.4%	25.2%	25.9%



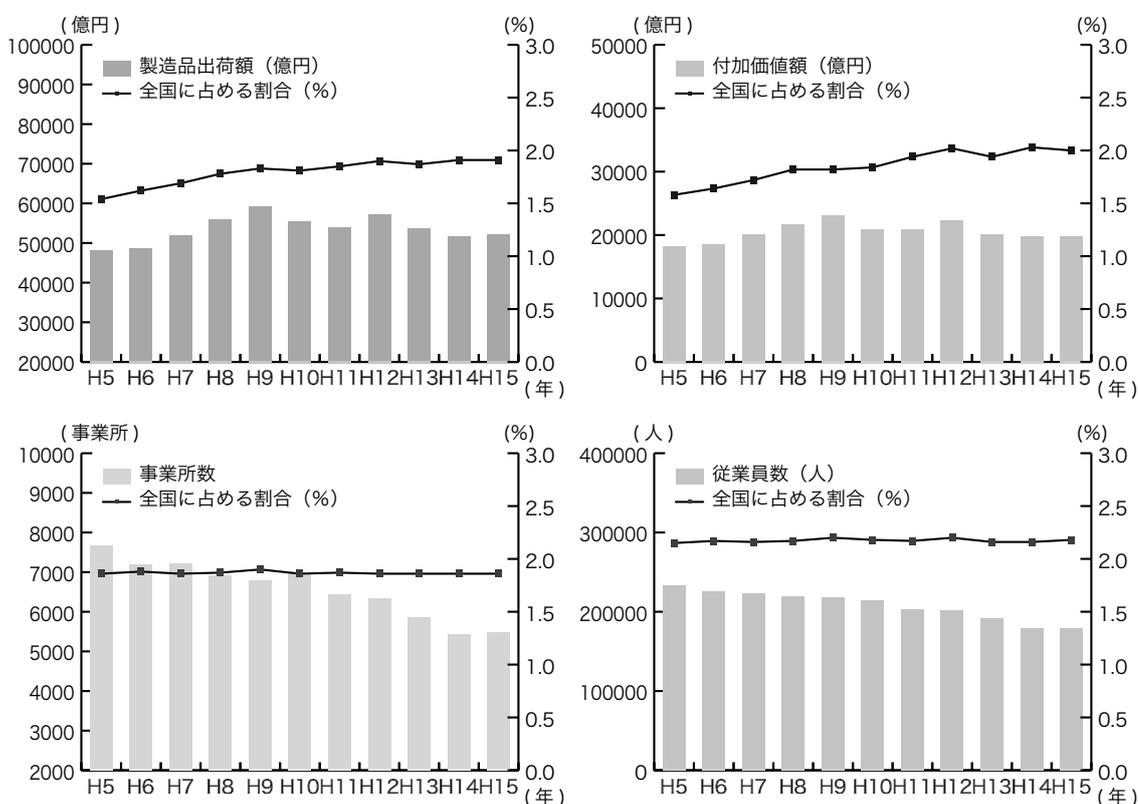
② 製造業事業所数と就業者の推移

製造業の事業所数及び就業者数（[図表 2]）はともに減少傾向にあり、平成 15 年度の製造業事業所数は 5,473 事業所となるが、これを平成 5 年（7,680 事業所）と比較するとマイナス 28.7% であり、2,207 事業所が減少している。平成 14 年の従業者数は全国の約 2.2% を占め第 19 位にある。

また、製造品出荷額等の全国に占める割合は緩やかに増加しており、平成 14 年は全国の 1.9% を占め全国の 19 位にあるが、ここ 9 年間において、事業所数の 4 分の 1 が減少するなど、空洞化が進行しているものと思われる。今後、こうした空洞化を克服し、市場で生き残るためには、付加価値の高い新技術・新製品の開発が求められる。

[図表2] 製造事業所数と就業者の推移

	H5年	H6年	H7年	H8年	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年
製造品出荷額（億円）	48,069	48,522	51,868	55,775	59,067	55,309	53,897	57,087	53,734	51,551	52,165
全国に占める割合	1.54%	1.62%	1.69%	1.78%	1.83%	1.81%	1.85%	1.90%	1.87%	1.91%	1.91%
付加価値額（億円）	18,156	18,459	20,131	21,709	23,045	20,882	20,895	22,263	20,012	19,797	19,760
全国に占める割合	1.58	1.64	1.72%	1.82%	1.82%	1.84%	1.94%	2.02%	1.94%	2.03%	2.00%
事業所数	7,680	7,205	7,228	6,919	6,797	6,958	6,445	6,335	5,870	5,433	5,473
全国に占める割合	1.86%	1.88%	1.86%	1.87%	1.90%	1.86%	1.87%	1.86%	1.86%	1.86%	1.86%
従業員数（人）	233,926	225,945	222,846	219,471	218,566	214,307	203,652	201,627	191,453	179,644	179,304
全国に占める割合	2.15%	2.17%	2.16%	2.17%	2.20%	2.18%	2.17%	2.20%	2.16%	2.16%	2.18%



※平成13年以前の数値には、「新分業」「出版業」「もやし製造業」を含む。

資料：経済産業省「工業統計表」（H15年は速報値）

③ 製造品出荷額等の産業別構成比

製造品出荷額等の産業構成比（[図表3]）は、基礎素型産業及び加工組立型産業の出荷額の割合は前年に比し増加し、加工組立型産業は依然として高い状況にある。

最も増加した産業は（[図表3-1]）「電子」で、1,474億円の増加、ついで、「機械」が463億円の増加となる。最も減少した産業は「情報」で、1,014億円の減少、

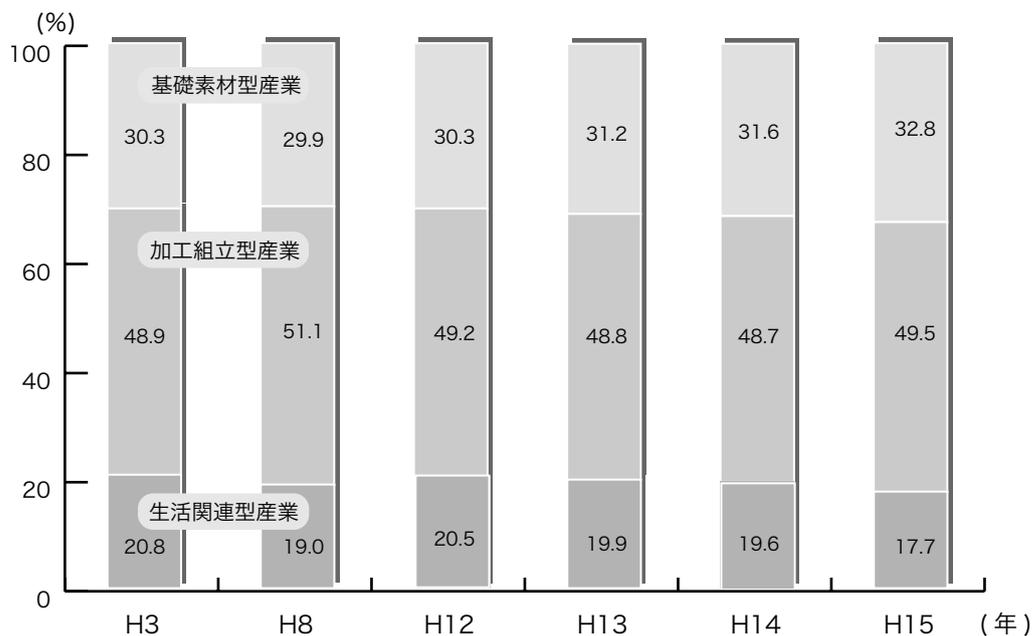
ついで「飲料」が713億円の減少となっている。

知的財産が多く出願される情報・電子や機械分野が本県においては、出荷額の高い構成比率を占めている。

【図表3】製造品出荷額等の産業別構成比

(単位 %)

	平成3年	平成8年	平成12年	平成13年	平成14年		平成15年	
					産業分類	構成比	産業分類	構成比
基礎素材型産業	30.3	29.9	30.3	31.2		31.6		32.8
① 化学	7.5	8.0	8.7	9.6	→	10.2	→	10.8
② 金属	5.0	4.2	4.1	4.0	→	4.2	② プラスチック	4.3
加工組立型産業	48.9	51.1	49.2	48.8		48.7		49.5
① 電気	36.3	38.5	35.6	34.4	① 情報	17.6	→	15.5
② 輸送	3.7	5.4	5.9	6.8	② 電子	9.8	→	12.5
生活関連型産業	20.8	19.0	20.5	19.9		19.6		17.7
① 飲料	6.9	6.9	10.0	8.9	→	9.1	→	7.7
② 食料	5.5	5.4	5.2	5.6	→	5.5	→	5.2



《基礎素材型》化学、金属、窯業、プラスチック、非鉄、紙、ゴム、木材、鉄鋼、石油

《加工組立型》電気、(情報、電子、電気)輸送、機械、精密

《生活関連型》飲料、食料、衣服、印刷、家具、皮革、繊維、その他

※平成13年以前の数値には、「新聞業」・「出版業」、「もやし製造業」を含む。

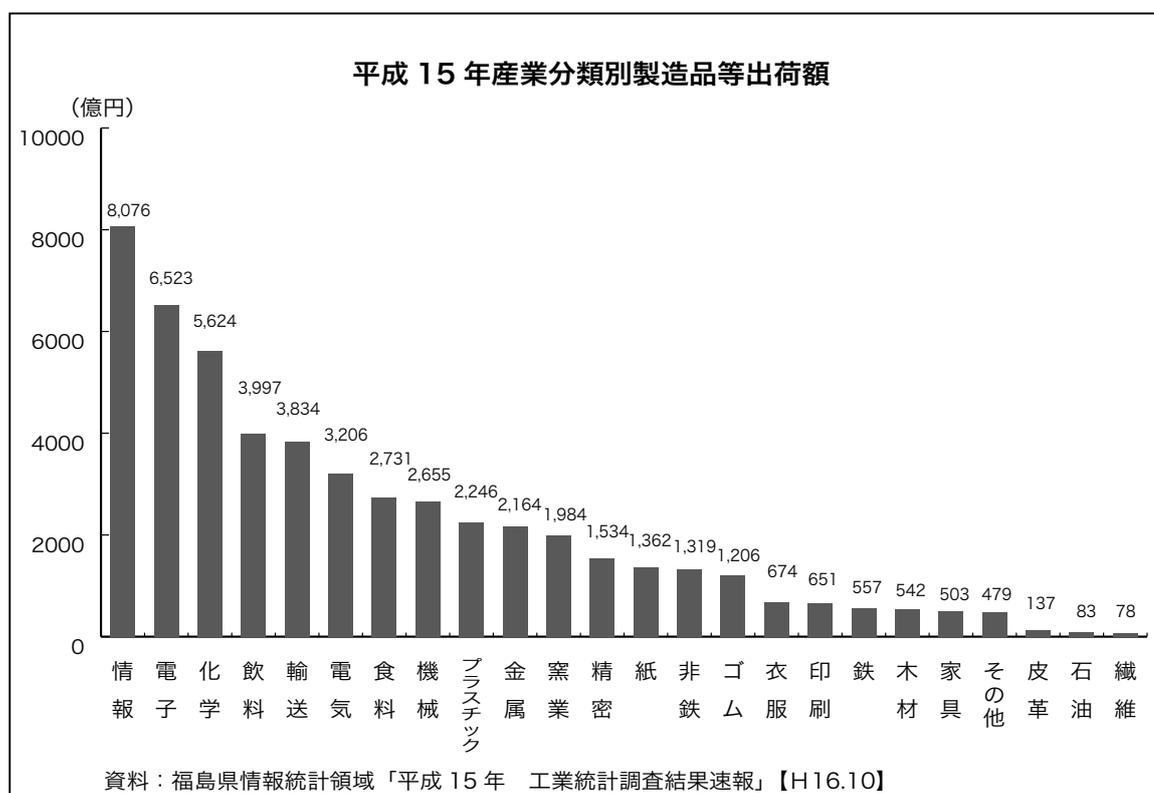
※平成14年以降、産業分類の改定により、「電気」は「電気」、「情報」、「電子」へ3分割された。

資料：福島県情報統計領域「平成15年工業統計調査結果速報」【H16.10】

[図表3-1] 平成15年産業分類別製造品出荷額等の額

産業分類	平成14年 (億円)	平成15年 (億円)	前年比 (%)
情報	9,090	8,076	▲11.2
電子	5,049	6,523	29.2
化学	5,268	5,624	6.8
飲料	4,710	3,997	▲15.1
輸送	3,697	3,834	3.7
電気	3,746	3,206	▲14.4
食料	2,836	2,731	▲3.7
機械	2,192	2,655	21.1
プラスチック	1,850	2,246	21.4
金属	2,169	2,164	▲0.2
窯業	1,977	1,984	0.4
精密	1,357	1,534	13.0

産業分類	平成14年 (億円)	平成15年 (億円)	前年比 (%)
紙	1,372	1,362	▲0.7
非鉄	1,236	1,319	6.7
ゴム	1,223	1,206	▲1.4
衣服	706	674	▲4.5
印刷	653	651	▲0.3
鉄鋼	491	557	13.4
木材	551	542	▲1.6
家具	536	503	▲6.2
その他	473	479	1.3
皮革	129	137	6.2
石油	160	83	▲48.1
繊維	80	78	▲2.5
県計	51,551	52,165	1.2



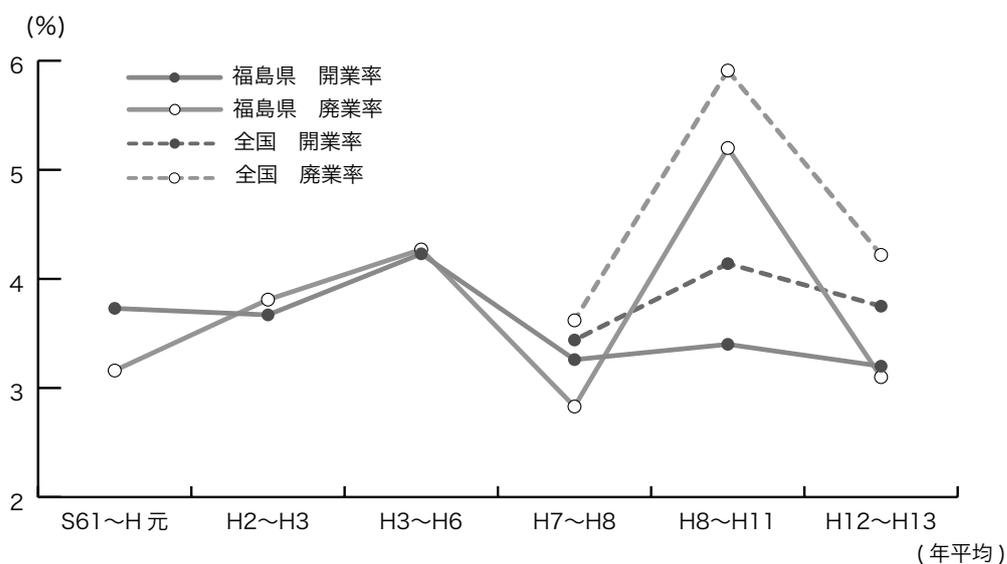
④ 産業における開業率・廃業率の推移

事業の開業率は(〔図表 4〕)、平成 12 年から平成 13 年平均は 3.20% で、廃業率は、3.10% になっており、開業率が廃業率を上回っているが、全国の開業率より低い。

【図表 4】全産業における開業率・廃業率の推移

(単位 %)

	昭和 61 年～ 平成元年 平均	平成 2 年 ～ 3 年 平均	平成 3 年 ～ 6 年 平均	平成 7 年 ～ 8 年 平均	平成 8 年 ～ 11 年 平均	平成 12 年 ～ 13 年 平均
福島県 開業率	3.73	3.67	4.23	3.26	3.40	3.20
福島県 廃業率	3.16	3.81	4.27	2.83	5.20	3.10
全国 開業率	-	-	-	3.44	4.14	3.75
全国 廃業率	-	-	-	3.62	5.91	4.22



資料：総務省「事業所・企業統計調査」を基に推計（県地域経済領域）

(2) 知的財産権の現況と問題点 (詳細は資料 2～6)

<< 主な課題 >>

- 特許など出願状況の低下への対策
- 独自性のある技術力の強化
- 競争力を持つ産業の集積化

① 加工組立型産業製造業等の集積

本県製造業を業種別 ([図表 3] や [図表 3-1]) にみると、情報・電子、化学や機械分野などの集積が高く、知的財産が多く出願される分野と想定されるが、本県における製造業 ([図表 2]) は、ここ 9 年間にその 1/4 が減少するなど空洞化が進んでいる状況にある。このため、市場で生き残るためには、独自性を強め、付加価値の高い新技術・新製品の開発が重要であると考えられる。

② 競争力を持つ産業への進化の必要性

産業の空洞化を克服し、企業が市場における競争に打ち勝っていくためには、質の高い知的財産を創造し、その創り出した技術等を製品に活かすことにより、独自性を強めた企業経営を展開し、強い競争力を持つ産業へ進化していくことが必要不可欠である。

③ 本県の出願状況等

しかしながら、県内における知的財産権の現状を見てみると ([図表 5])、平成 15 年の特許出願数は 344 件あり、平成 13 年は 511 件、平成 14 年は 409 件と年々減少している。景気の低迷が出願件数の低下に影響しているものと考えられるが、平成 15 年は平成 13 年比で約 30% の減少となる。

企業における特許出願については、技術開発に対する取組状況を反映するものでもあり、技術開発の活動指標としてとらえることができるが、質の高い技術開発の成果としての特許出願の増加が新事業創出のカギとなる。

(ア) 平成 15 年の特許出願数は 47 都道府県において 36 番目、また、登録件数は 33 番目と低い状況にあり、特許出願数及び登録数に関する全国に占める過去 5 年間の平均割合は、ともに 0.12% と低い状況にある。本県の製造業の集積 ([図表 2]) をみると、製造品出荷額等の全国シェアは 1.9% を占め全国 19 位という状況から見て十分な状況とは言えないと考える。

(イ) 技術革新の進展が進む中、独自の技術を発展させ新しい事業や産業を創出し

ていくためには、特許などの質の高い知的財産を数多く生み出していくことが必要になる。

- (ウ) 実用新案権 ([図表 5] ・[図表 6]) については、他の産業財産権と比較して、出願数、登録数とも全国比が一番高い。
- (エ) 意匠権 ([図表 5] ・[図表 6]) については、平成 15 年の出願数は平成 14 年に比し 5% 増加しているが、登録数は年々減少している。
- (オ) 平成 15 年の商標権の出願 ([図表 5]) については、ブランド化推進の流れにのってか、前年比の約 30% の増加となっており、今後は、商標を活用したブランド化に関連した相談体制の充実が求められる。
- (カ) 特許の国際出願については、平成 14 年が 11 件で全国 36 番目、平成 15 年は 16 件で 33 番目の出願数となっているが、経済のグローバル化の中で、自社製品や技術を保護し、海外の企業と互角に戦っていくためには、国際特許出願が必要不可欠になる。
- (キ) 商標の国際出願については、平成 10 年から平成 13 年まで出願ゼロの状況が続いたが、平成 14 年には 3 件出願され、全国 10 番目の出願数となっている。商標の国際出願の増加は、海外への進出を目指す本県企業が増えつつあることを示すものとする。

④ 福島県の発明者集積状況

(株)日本総合研究所調査 ([図表 7]) によると、本県における発明者延べ数が最も多いのは電子部品分野で、次いでプラスチック加工であり、ともに全国の平均水準に位置している。

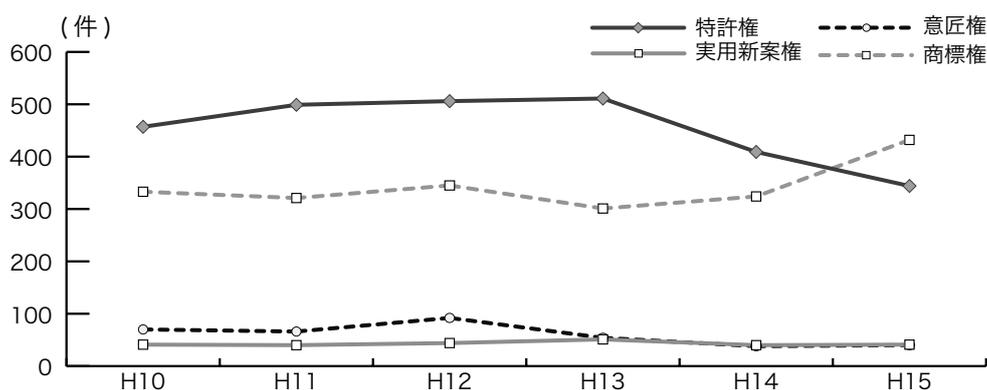
また、電子回路・通信分野の発明者延べ数は、全国的にも高い水準に位置しており、本県は情報通信分野での技術が強みを持つものとする。

なお、発明者延べ数が全国的に比しても少ない分野は、農水産、食料品分野となっている。

【図表5】福島県内における出願件数の推移

(単位 件)

区分	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	全国比	全国順位
特許権	457	499	506	511	409	344	0.09%	36
実用新案権	41	40	44	51	40	41	0.64%	28
意匠権	70	66	92	54	38	40	0.11%	39
商標権	333	321	345	301	324	432	0.40%	32

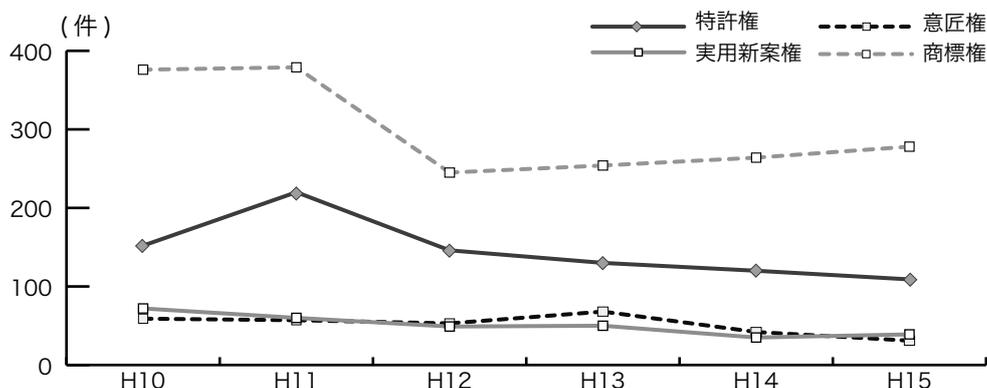


資料：特許庁「特許行政年次報告書 2004年版」より作成

【図表6】福島県内における登録件数の推移

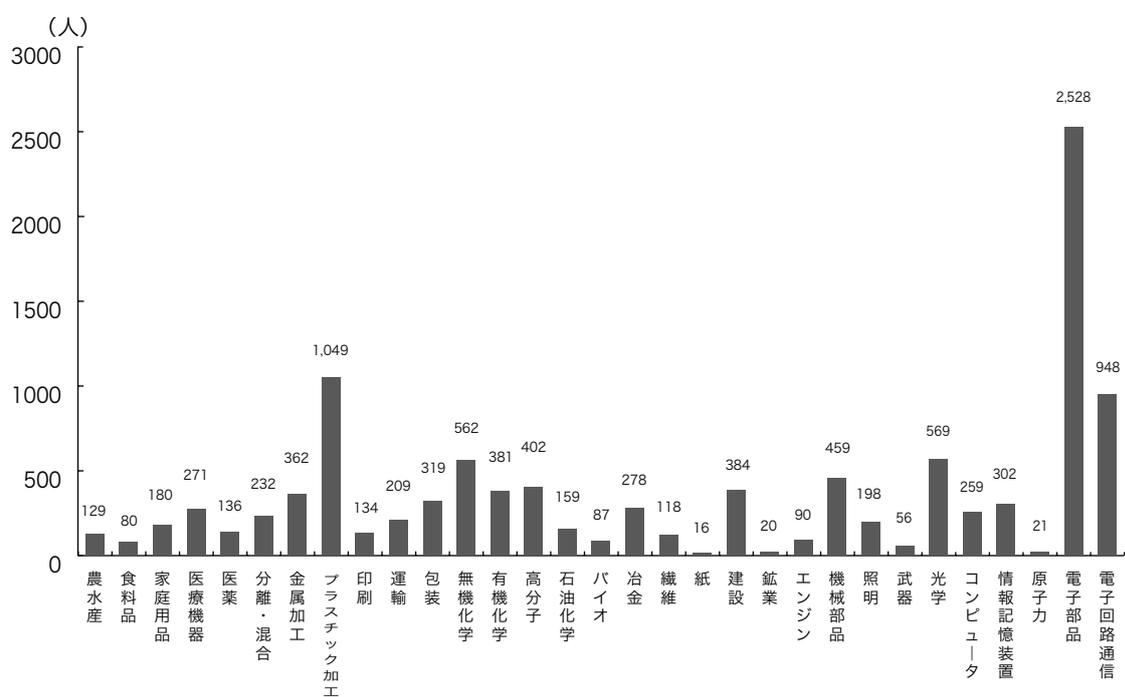
(単位 件)

区分	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	全国比	全国順位
特許権	152	220	146	130	120	109	0.10%	33
実用新案権	72	60	49	50	35	39	0.66%	29
意匠権	59	57	53	68	42	31	0.11%	38
商標権	376	379	245	254	264	278	0.30%	31



資料：特許庁「特許行政年次報告書 2004年版」より作成

[図表7] 福島県発明者分布



資料：日本総合研究所作成「共通指標に基づく地域の知財力評価による調査研究」による

2003年福島県企業特許登録発行公報上位5社、公開公報上位5社
 (パトリスデータ出願人集計による) ※(社)発明協会福島県支部 作成

[図表8]2003年特許登録件数

登録公報企業 (52社)	117件
登録公報個人	12件
特許登録公報	129件

順位	特許登録上位5社 (登録公報企業52社中)	件数
1	ムネカタ(株)	17
2	日東紡績(株)	10
3	北芝電気(株)	8
4	エヌイーシーワイヤレスネットワークス(株)	7
5	ナノックス(株)	6
計		48

[図表9]2003年特許公開件数

公開公報企業 (106社)	302件
公開公報個人	109件
公開登録公報	411件

順位	特許登録上位5社 (登録公報企業52社中)	件数
1	日東紡績(株)	68
2	ムネカタ(株)	13
3	ルーフシステム(株)	12
4	パラマウント硝子工業(株)	11
5	モルデック(株)	10
計		114

(3) 知的財産に関する相談窓口

■ 福島県知的所有権センター（(社)発明協会福島県支部）

- 県内における特許情報活用推進のための拠点として県が(社)発明協会福島県支部内に設置し、中小企業等の技術開発支援及び特許情報の有効活用を促進している。
- 特許流通アドバイザー及び特許情報検索指導アドバイザーを配置し、知的所有権に関する情報を収集、提供するとともに、知的財産を活用して地域の中小企業等の技術開発や事業化の支援を図っている。

※特許流通アドバイザー

企業、大学、研究機関が保有する提供可能な特許の把握と、中小企業等の特許導入ニーズを発掘し、マッチングのアドバイスを行う技術移転の専門家である。

※特許情報検索アドバイザー

特許情報の活用に関する講演や特許情報(IPDL)のデモンストレーションを始めとして、特許情報に関する相談に応じ、検索を支援する。

※独立行政法人工業所有権情報・研修館

産業財産権制度を支える「情報」及び「人」という基盤とこれらが活用される「環境」の整備・強化を目的として、特許庁と連携しつつ、公報等閲覧、相談、特許流通促進、情報普及、研修、人材育成といった各般の業務を実施しており、特許流通アドバイザー及び特許情報検索アドバイザーを各都道府県等に派遣している。

- 特許流通アドバイザーによる特許流通の促進（特許流通促進事業）は、特許をライセンス（実施権許諾）・売買することにより技術移転を促進するものであり、全国では平成9年度から実施されており、平成15年度までの技術移転（成約件数）累計は4,080件となっている。本県においては、平成10年7月より本事業を開始し、成果としての成約件数（[図表10]）は、累計で100件に及んでおり、全国の約2.5%を占めている。

[図表10] 特許流通促進事業による成約件数の推移

区 分	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	計
本県における成約件数	8	19	24	25	24	100

- また、独立行政法人工業所有権情報・研修館では、本事業による各都道府県における経済的インパクトについて算出しており、平成15年度の全国での経済的インパクトは202億円（1997年～2003年の累計）に達したとしている。なお、本県での経済的インパクトは、11億円相当に算出されており、全国で16位の効果を上げているとされている。

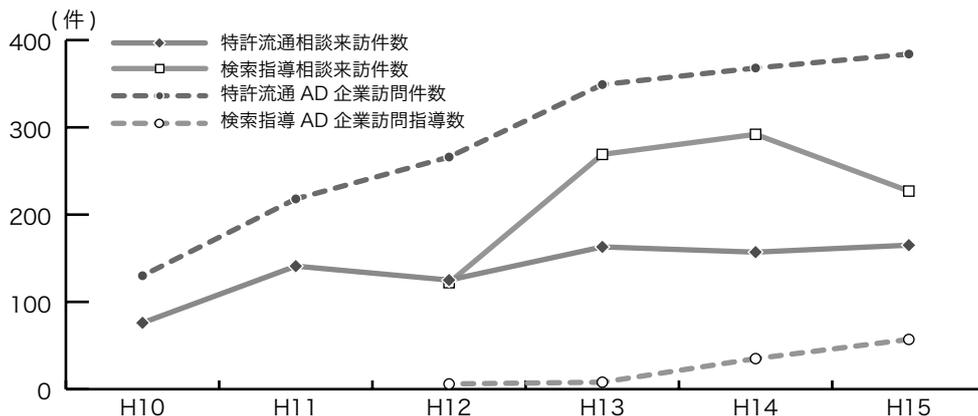
※**経済的インパクトとは**

特許流通アドバイザーの活動により発生した金銭移動の総額(事業経費を含まない)を示している。具体的には導入した特許技術に基づき製造した製品の売上高、製造のための開発・投資、新規雇用者人件費、ライセンス収入の合計

○福島県知的所有権センターに対する特許等に関する相談件数([図表 11])は年々増加傾向にあり、今後は、知的財産に関する中核支援機関として、制度的な相談から権利化、特許の有効活用まで知的財産に関する充実した相談体制がこれまで以上に求められる。また、近年の知的財産意識の高まりとともに、特許権以外の商標権に関する専門知識も求められるなど、知的財産権に関する中核機関としてより専門性の高い人材の育成・確保が必要になっている。

[図表 11] 特許流通及び検索指導相談件数の推移

区 分	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
特許流通相談来訪件数	76	141	125	163	157	165
検索指導相談来訪件数			122	269	292	227
特許流通 AD 企業訪問件数	130	218	266	349	368	384
検索指導 AD 企業訪問指導件数			6	8	35	57



■ (社) 発明協会福島県支部

○(社)発明協会福島県支部は、本県における産業財産権全般にわたる普及啓発、相談業務等の中核的役割を担っており、発明の奨励、創意工夫の高揚及び産業財産権制度の普及啓発等を行うことにより、科学技術の振興を図り経済の発展に寄与することを目的として活動している。

- 知的財産の重要性が高まる中、専門性の高い相談、サービスの提供が求められており、組織としての事務量の増大や利用者ニーズの多様化などに対する課題が生じている。

(4) 県内企業へのアンケート調査結果 (詳細は資料 10)

① 調査の概要

- 平成 16 年 9 月に調査を実施
- 県内企業に送付した調査票 1347 件のうち、160 件についてアンケートを回収

② 調査項目

- 知的財産の保有、利用状況
- 知的財産活動の体制
- 知的財産活動に関する認識
- 取組への課題

③ 結果の概要

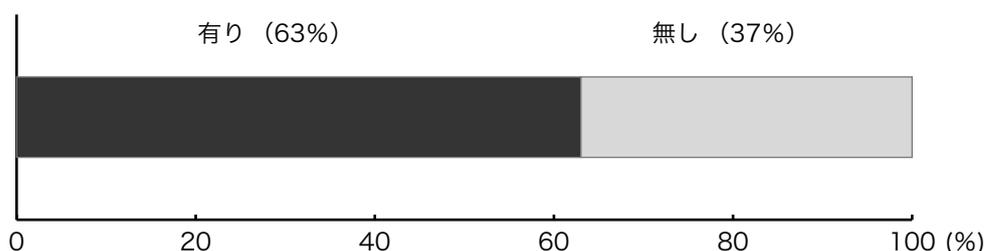
<< 主な課題 >>

- 知的財産に対する認識、活用のためのノウハウ不足
- 社内の特許教育、知的財産の専門職員不足
- 社内規程の未整備
- 権利化の資金不足

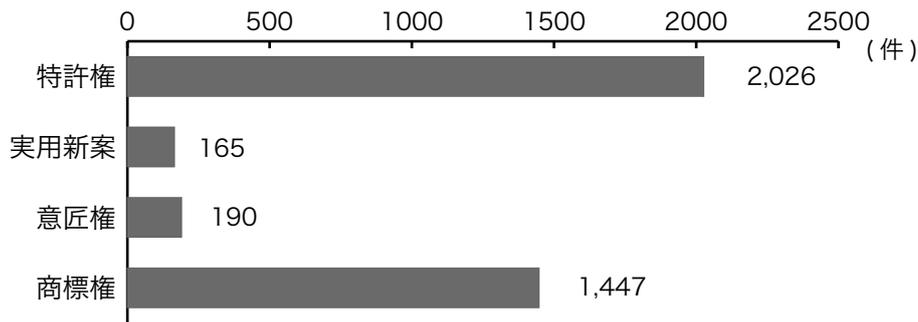
知的財産の保有状況について

- アンケートを回答した企業の 6 割以上 ([図表 12]) が知的財産を保有し、うち特許権 ([図表 13]) が 2,026 件、商標権は 1,447 件と特許権が全体の 5 割、商標権が全体の 4 割を占めている。

[図表 12] 知的財産の保有・出願

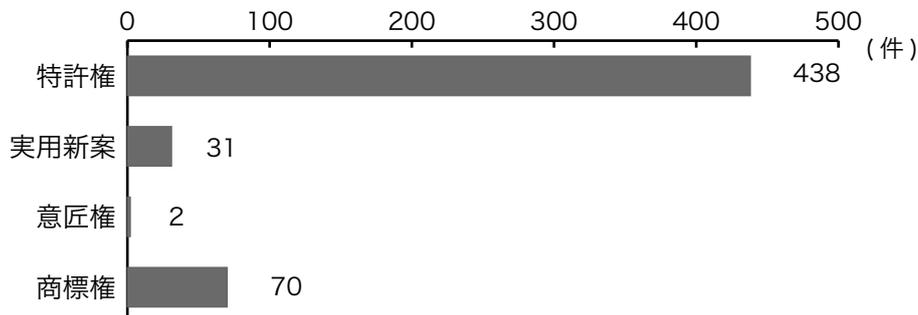


[図表 13] 保有件数

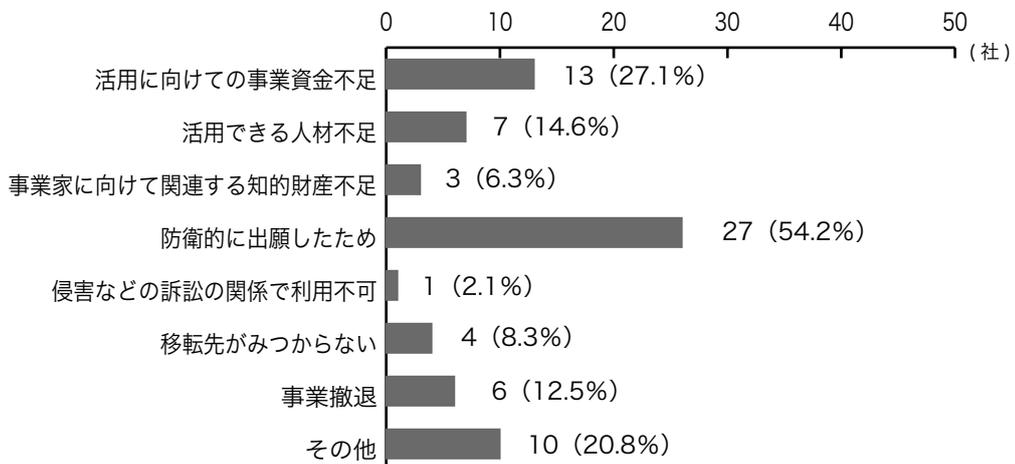


○保有特許 2,026 件 (図表 13) のうち未利用特許権 ([図表 14]) は 438 件となっている。未利用の大きな理由 ([図表 15]) は、5 割強が防衛的に出願していることにあるが、残りの 5 割は、活用に向けての資金不足、活用できる人材不足、移転先が見つからない等となっており、活用のためのコーディネータの存在が不足していると思われる。

[図表 14] 活用されていない知的財産件数 (50 事業所)



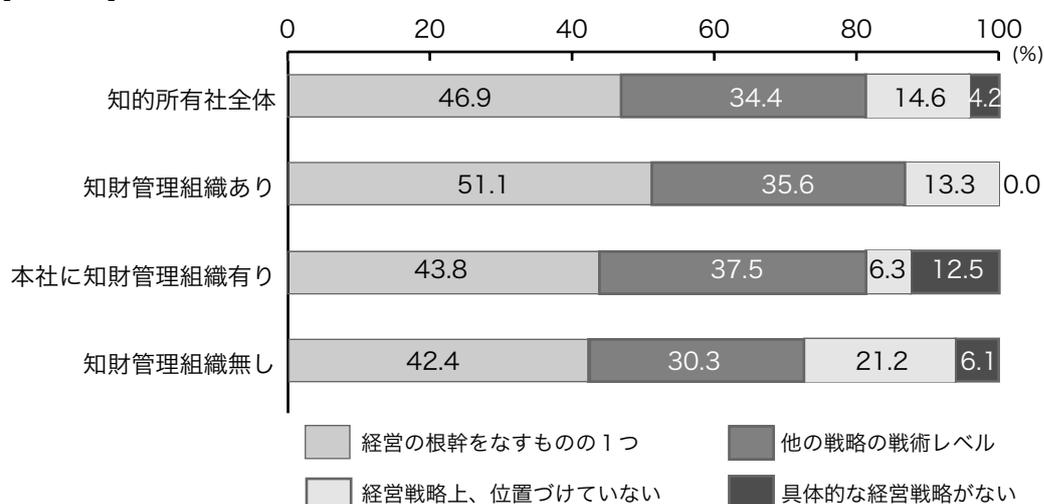
[図表 15] 活用されていない理由 (複数回答 50 社中 48 社)



知的財産の経営における位置づけについて

- 経営戦略における知的財産戦略の位置づけを見ると（[図表 16]）、知的財産を保有しながらも経営の根幹となすものの一つとみなしていない企業が半分近くになっており、まだまだ知的財産権に対する意識が低い状況にある。
- 特に中小企業の経営者層が知的財産の重要性をきちんと認識していないことにより、経営戦略の一貫として知的財産を活かすことができていないなどが大きいと考えられる。

[図表 16] 経営戦略における位置づけ（対象 知的財産所有社）

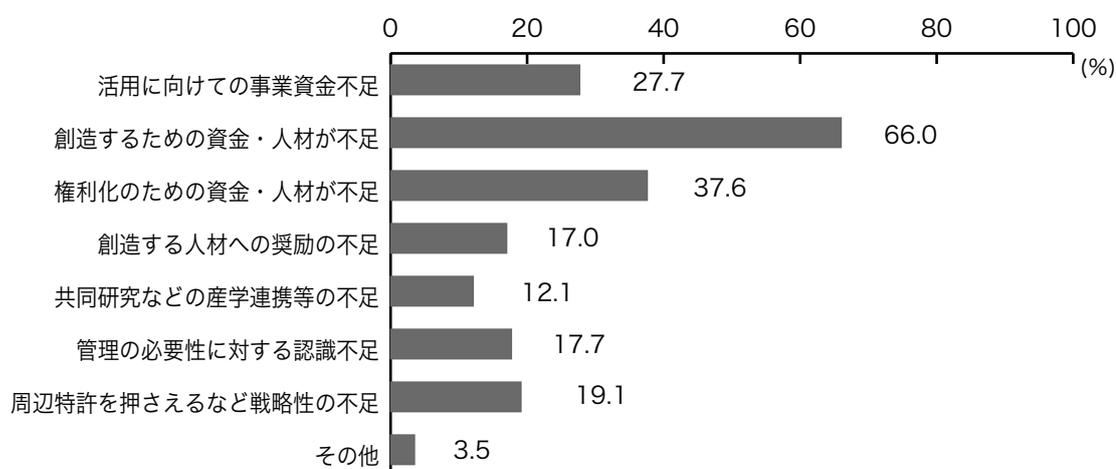


知的財産に対する取組課題について

- 創造に関する課題（[図表 17]）は、7割強が創造、権利化のための資金・人材不足と回答している。
- 事業所における創造の促進方策の最大（[図表 18]）は、人材、特許教育であるとの回答が6割を占める。
- 保護に関する課題（[図表 19]）は、4割強が規則等の整備不足、5割強が国内外における紛争処理の人材資不足と回答している。
- 活用に関する課題（[図表 20]）は、移転先、利用可能な知的財産の所在不明、交渉方法不明などが6割、市場性採算性の見立てができないが3割を占める。
- アンケートから、資金不足、知的財産に明るい職員不足や知的財産に関するコーディネータ不足などが最も大きな課題となっており、人材の養成・確保、権利化等のための資金が必要と言える。

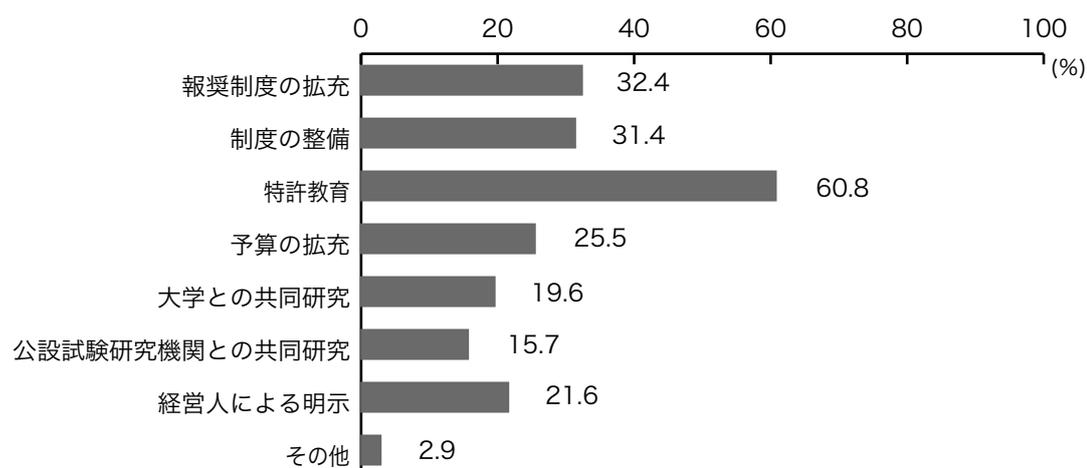
[図表 17] 知的財産の創造に向けての問題点・課題 (対象 全社) ※複数回答

(回答数 163 社中 141 社 283 件)



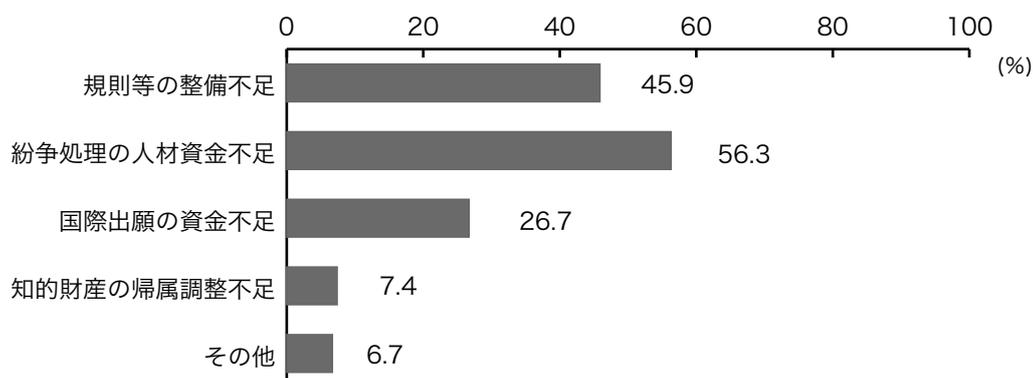
[図表 18] 知的財産の創造の促進方策 (対象 全社) ※複数回答

(回答数 163 社中 102 社 214 件)



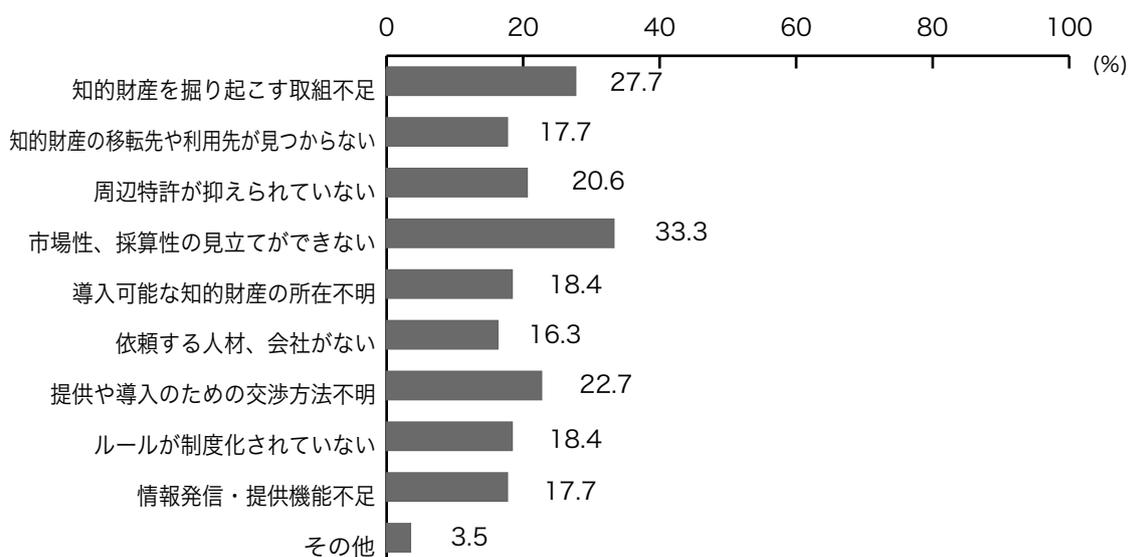
[図表 19] 知的財産保護の問題点・課題 (対象 全社) ※複数回答

(回答数 163 社中 135 社 193 件)



[図表 20] 知的財産の活用・流通に向けての問題点・課題 (対象 全社) ※複数回答

(回答数 163 社中 141 社 277 件)



(5) 県が保有する知的財産の状況 (詳細は資料9)

保有状況

他県の公設研究機関と比べると本県公設研究機関が保有する特許数は必ずしも高いとは言えない状況にあり、実施料収入についても低い状況にあるため、中小企業等のニーズに基づいた的確な研究開発を推進し、企業に使用される特許の取得を目指すことが問われる。

- **特許権** (平成 17 年 1 月末現在 13 件)
 - 商工労働部 10 件
 - 農林水産部 3 件
- **実用新案** (平成 17 年 1 月末現在 1 件)
 - 商工労働部 1 件
- **意匠権** (平成 17 年 1 月末現在 1 件)
 - 商工労働部 1 件
- **職務育成品種** (平成 17 年 1 月末現在 14 件)
 - 農林水産部 14 件

(6) 課題の総括

- (ア) 経済のグローバル化、技術革新等が進む中、中小企業やベンチャー企業が生き残っていくためには、コスト低下・品質改善を進める技術革新だけでなく、新しい産業の創出と創造的な事業展開を促進するための環境整備が重要であり、情報通信・環境・医療福祉関連産業など本県商工業をリードする新しい産業の育成や、企業の創造的な活動を促進するための環境整備が重要な課題となっている。
- (イ) 新しい事業や産業を創出するためには、新しい技術の開発や発明などの知的創造活動の産物である知的財産の創造・保護・活用の活発化が重要であることから、行政・大学・企業・個人等、あらゆるレベルでの知的創造活動を刺激するとともに、その結果として得られた成果を知的財産として適切に保護し、不加価値として有効に活用することが必要不可欠となっている。
- (ウ) 現在の厳しい経済環境の下で、企業が生き残っていくためには、企業における知的財産の活用が経営戦略としてますます重要であるが、本県の中小企業においては、事業を支える革新的な技術を有していても、それを知的財産として保護し活用するという意識がまだまだ乏しく、知的財産に関する管理・実施体制も決して十分と言えない状況にある。こうしたことから、企業経営戦略の一環としての知的財産の戦略的活用を支援することが必要になる。
- (エ) 知的財産に関しては、創造の基礎となる科学技術の振興、産学官連携の促進、知的財産に関する各種支援策から事業化に至るまで広範にわたっている。このため、知的財産支援施策については、国・県・市町村や関係機関が緊密に連携を取りながら、中小企業等が知的財産の創造、権利化、事業化、紛争処理の様々な段階で抱える問題について、総合的に支援できる仕組みを構築することが求められる。
- (オ) また、地域の特性を活かした特色ある地域ブランド化の推進に伴い、商標権の重要性が高まるなど、特許はもとより商標などの知的財産に関する相談に応じ、権利化から活用・事業化するための支援体制の整備が今後ますます必要になる。

第3 うつくしま、ふくしま知的財産戦略の基本方針

基本的事項

本戦略は、福島県商工業振興基本計画「うつくしま産業プラン21」などの各種計画等における知的財産に関する政策の展開方向を示すものであり、発明や創作を尊重する風土を大切にし、県民、企業、大学、自治体における知的財産の創造活動を活発化させるとともに、その成果である知的財産を適切に保護し、製品やサービスに有効に活用する知的創造サイクルを構築する「知的財産立県」を目指して戦略的な施策に取り組むものとする。

第2の知的財産の現状と問題点を踏まえ、本県における知的創造サイクルを構築し、知的財産を経営戦略の戦略とした企業の創出を図るための基本方策を以下のとおりとし、知的財産を戦略的に活用した創造的な事業活動の促進や新しい産業の創出及び雇用の創出を図り、多様で活力ある本県産業の持続的発展を図る。

～ 知的財産を経営戦略の核とした企業の創出 ～

◆基本方策1

「知的財産を尊重する風土づくり」

- 知的財産の普及啓発
- 本県にある技術・発明のアピール
- 相談支援の基盤づくり
- 知的財産に関する人材づくり

◆基本方策2

「ふくしま発知的財産の創造と活用の促進」

- 革新的な技術の創造と新事業の創出
- 知的財産を経営戦略の核とした中小企業の創出
- 知的財産を活用した地域の振興

◎参考指標◎

知的財産を経営戦略の核とした企業の創出を図るための数字的指針としては、福島県商工業振興基本計画「うつくしま産業プラン21」における施策目標(指標)と連動させるものとする。

- 開業率 4.5%
- 産学官共同研究実数 延べ440件
- 技術移転件数 延べ1,200件
- 特許出願件数 延べ6,200件

■ 知的財産の普及啓発

本県中小企業においては、革新的技術を有していても、知的財産に関する意識やその活用体制等が十分とはいえないことから、知的財産を戦略的経営手段として生かすことが企業存続のカギとなることを中小企業者に認識してもらうとともに、広く、知的財産に関する知的財産意識の醸成を図るため、知的財産に関する知識や知的財産戦略の必要性について普及・啓発を行う。

■ 本県にある技術・発明のアピール

本県中小企業や大学、公設試験研究機関等が有する技術を県内外へ積極的に情報発信し、中小企業間や大学などの公的研究機関との多様な交流の促進による産業の振興を図る。

■ 相談支援の基盤づくり

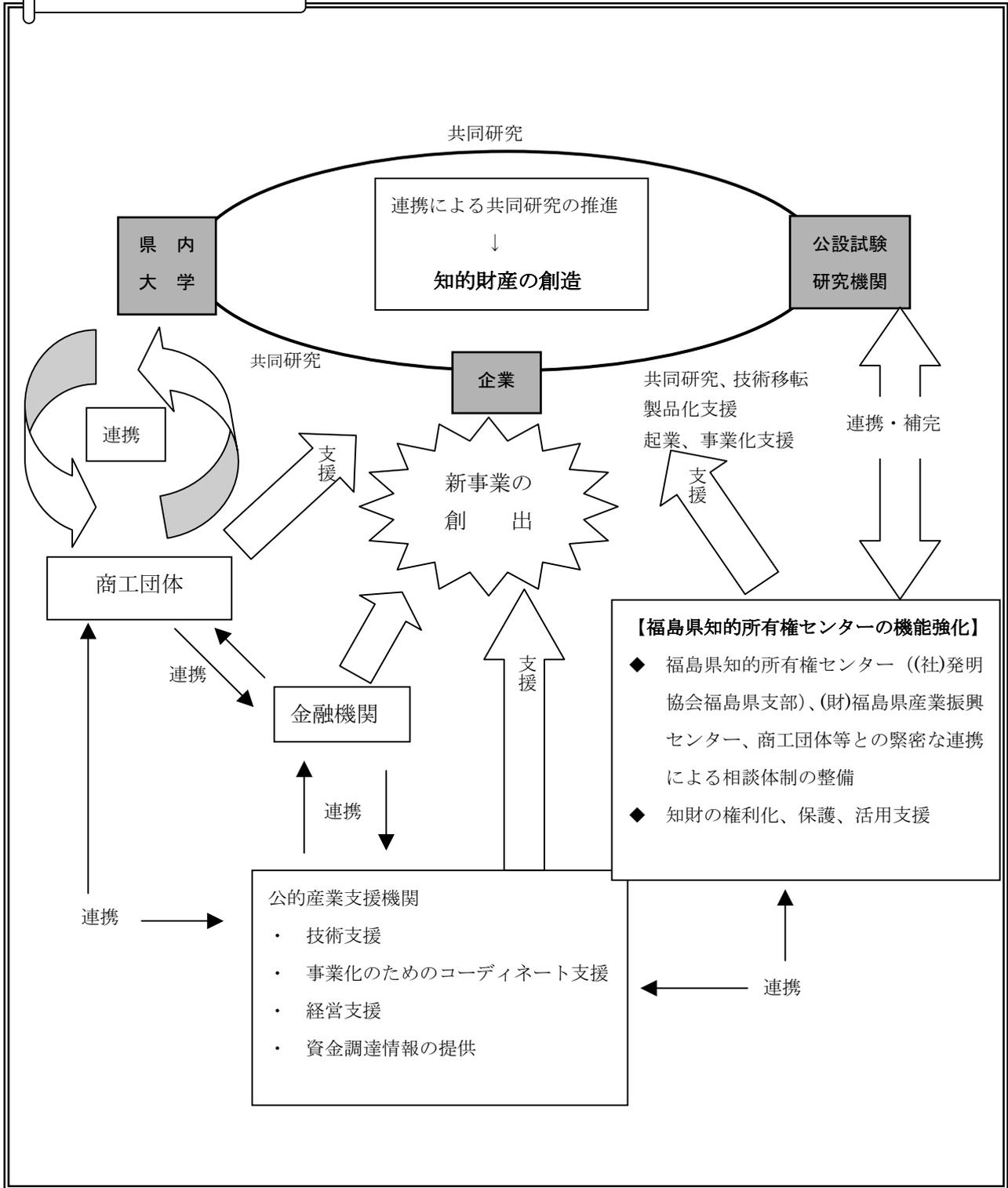
本県において創造的で活力ある産業を振興するためには、中小企業等における知的財産の創造・保護・活用への積極的な取組みを促進することが重要であることから、福島県知的所有権センター（(社)発明協会福島県支部）の相談機能を強化し、中小企業等に対する支援をこれまで以上に充実させる必要がある。

このため、福島県知的所有権センターと（財）福島県産業振興センターや公的産業支援機関等との連携を緊密にし、知的財産の権利化や、特許流通に関する支援、知的財産を活用した経営戦略に関する総合的支援体制を整備する。

■ 知的財産に関する人材づくり

知的財産の普及啓発や、知的財産を経営の核とした企業を創出するためには、知的財産の創出を担う研究者、技術者の育成はもとより、知的財産の活用に関する人材の育成が必要不可欠であり、地域で活躍する知的財産の専門家や知的財産に明るい人材の育成を進める。

相談支援体制の整備



■ 革新的な技術の創造と新事業の創出

産学官の連携を一層強化し、県内大学や県の試験研究機関の特色ある研究・開発機能や既存産業の技術力を有機的に結びつけながら、新技術の革新、新事業の創出を図ることによる地域経済の活性化を目指す。

■ 知的財産を経営戦略の核とした中小企業の創出

県内中小企業の活力を活性化させ維持していくためには、企業の新たな技術の開発や他社等が有する開放可能な技術などの知的財産を適切に活用し、新事業への取組みを促進することが必要であり、知的財産を戦略的に活用するための支援を積極的に展開し、新事業の創出を図る。

■ 知的財産を活用した地域の振興

苦心して生み出した商品等を他と明確に区別する経営活動を行い確立されたブランドは、強力な企業や商品の顔・ブランドイメージとなり、商品の売上に貢献し高い経済的価値を有する。今日、農産物でもかなりの数の商標が登録されており、商標権を活用した地域ブランドによる地域おこし事例も増えているなか、地域の特産品、銘柄品などの地域の資源を活用し、地域産業の振興や商品開発の革新を図る。

第4 中小企業・大学の知的財産活動への役割

知的財産を活用した新産業の創出と雇用の創出を目指し、本県産業の振興に向けた知的財産の戦略的活用を促進するためには、産・学・官の連携が必要であり、それぞれが知的財産を活用した産業振興に向けて主体的に取り組むことが必要であるため、以下の事項を企業や大学に期待するものである。

1 企業の役割

(1) 知的財産マインドの醸成

知的財産を戦略的経営手段として生かすことが企業存続のカギとなることを研究者はもとより、企業のトップが認識し、技術や知的財産による経営力の一層の強化を図る。

(2) 革新的な独自技術の開発

技術開発を積極的に進めるとともに、独自の技術を権利化し、他社に比べて高い優位性を保つなど競争力の強化に努める。

(3) 大学を始めとする高等教育機関や公設試験研究機関との共同研究の推進

新しい産業の芽となる独創的・革新的な技術を生み出すために、研究開発は必要不可欠であるが、企業単独による研究の積み重ねのみでは困難な状況になってきているため、大学を始めとする高等教育機関や公設試験研究機関及び企業間における共同研究を推進する。

(4) 企業内における職務発明、管理規程の整備

知的財産の創造・保護・活用を図るためには、企業内における発明に対する取扱を明確にするとともに、発明者に対する適切な還元を行うことが、研究開発に取り組む気運を醸成することから、適切な社内規定の整備を図ることが必要になる。

新職務発明制度が平成17年4月1日から施行されるに伴い、従業者等と使用者等間の利益調整を図り、研究開発に関する安定した環境を整備することが重要であるため、各企業において社内での議論や他社との情報交換、知的財産の専門家への相談などを通して自社にあった規則を制定することが必要である。

参 考

新職務発明制度の立法趣旨を明確にするとともに、参考となる事例を掲載する特許庁作成による手続事例集や、企業実務の観点から日本知的財産協会が作成したガイドラインが下記に掲載されている。

- 「新職務発明制度における手続事例集」特許庁
(<http://www.jpo.go.jp/shiryu/index.htm>)
- 「新職務発明制度に基づくガイドライン」
－職務発明規程作成に当たっての留意点－ 日本知的財産協会
(http://www.jipa.or.jp/topics/append/jipa_guideline_pub.pdf)

(5) 知的財産管理などの専門性の高い社員の教育

県アンケートからも知的財産やその管理・契約・取扱などに関する知識不足があげられており、企業自身が従業員等に対し、国や県などが実施する知的財産セミナーや、民間企業等が実施する研修会等へ積極的に参加させるなど知的財産に関する教育を進め、研究開発者のみならず専門性の高いスタッフを育成する。

(6) 未利用開放特許の積極的な公開による活用

県のアンケートからも未利用特許を有する企業があることから、未利用特許を自社のホームページ等で積極的に公開するなど知的財産の有効活用を促進する。

(7) 他社が有する技術の導入活用

自社への導入が有効と判断される技術や特許等の適切な導入を積極的に進め、研究開発などの選択と集中を図り事業化に結びつけることが重要であると考える。

トピック

《企業戦略に特許権を位置づけている福島の企業》

平成 13 年 11 月及び平成 17 年 1 月特許庁発行による「特許活用企業事例集」に取り上げられた本県企業（「特許活用企業事例集」平成 13 年 11 月及び平成 17 年 1 月より）

平成 13 年度事例

企業名	所在地	主な製品
アサカ理研工業株式会社	郡山市田村町金屋字マセロ47	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非鉄金属工業(電子部品屑・宝飾品屑等からの金属回収)、その他の化学工業 ・ 外部特許の効果的な活用を実施
アライ株式会社	北会津郡北会津村大字真宮新町北二丁目78	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査測量事業、航空写真事業、地理情報システムの開発 ・ 研究開発を推進し、特許出願を重要視
株式会社コスモテック	郡山市喜久田町字菖蒲池22-438	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種製造装置、専用機などの委託設計、工具、部品などの販売 ・ 福祉機器の開発に着手し、積極的に出願
株式会社サンビックス	郡山市富久山町福原字長沼13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 亜鉛、ニッケル、すずの各めっき処理、アルミ化成処理、金属の脱脂処理 ・ 他社へのライセンス供与も視野に入れた技術開発
東北自興株式会社	福島市黒岩字浅井72-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業資材(養生シート等のシート・マット類)、物流・産業機材(クレーン、コンテナほか) ・ 開放特許を他社へライセンス供与の方針
フロンティア・ラボ株式会社	郡山市菜根1-8-14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精密機械工業(分析機器、測定に関する開発研究、コンサルティング等) ・ 大学との積極的な共同研究による商品開発
モルデック株式会社	安達郡大玉村大山字東24-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック工業(コネクター、精密プラスチック形成金型、計測器等) ・ 特許を外部からの資金調達に利用

平成 17 年度事例

企業名	所在地	主な製品
有限会社住環境設計室	郡山市富久山久保田本木3-7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎杭(ブレードパイル)、大口径回転貫入拡底鉄鋼管杭「コンベックスパイル」、パブ工法等 ・ 特許を経営の柱に据え、特許使用許諾を前提とした代理店契約

県内企業における知的財産管理事例の紹介（事例その1）

ムネカタ株式会社

■所在地

福島市蓬萊町一丁目11番1号

■会社の概要

ヘッドオフィスを福島市蓬萊町へ置き、福島、大阪、岐阜の各所へファクトリーを設置している。主な事業内容は、プラスチック用精密金型の製造、プラスチックの成形加工、電子機器組立、プラスチック用溶着装置及び各種設計としている。

■知的財産に関する方針等

○特許などの知的財産に関する経営での位置づけ

知的財産については、経営の根幹をなすものの1つとして位置づけ、会社の経営方針である「特長を創る」を遂行するための重要な柱としている。

○知的財産に関してどういった組織体制で権利化し、事業化に結び付けているか

特許管理として専任の部署を置き、社内の新しい発明、考案、創作について知的財産への登録管理を行っている。また、各部署からの選出された有識者による発明考案委員会を設け、提案された発明等について審議するとともに、さらにアイデアを出し合って肉付けを行くことにより強い特許権を得る討議の場としている。

事業化の例としては、プラスチックへ部品を固定する装置である「インパルス溶着機」を製造販売しているが、これは特許に基づく製品であり、市場では高いシェアを確保するとともに、ネジを使わないことから分別回収も容易であり、自然に優しいとの評価も出ている。

○職務発明制度に関する規則などの取決方針について

特許法改正に伴う新職務発明制度へ対応すべく、社内で規程されている発明考案取扱規程の改訂を検討している。使用者及び発明者の両者が納得し合意を得ることのできるシステム作りが必要とされている。

（原稿加工掲載）

県内企業における知的財産管理事例の紹介（事例その2）

日本全薬工業株式会社

■所在地

郡山市安積町笹川字平ノ上1番地の1

■会社の概要

本社工場、中国工場（天津全薬動物保健品有限公司）、中央研究所、ALS研究所臨床研究牧場、全国に5箇所の物流センター、全国に41箇所の営業拠点をおき、医薬品（主に獣医用）ならびに動物用医薬品の開発・製造・輸入・販売している。

■知的財産に関する方針等

○特許などの知的財産に関する経営での位置づけ

特許戦略が経営的にも極めて重要であるとの認識から、5年前に専従の知財担当を設置。当初、特許関連の専門知識を保有する人材が社内に皆無であったため、東京で開催される複数の知的財産関連セミナーを社員に受講させるなど、社内整備を行ってきた。

○知的財産に関してどういった組織体制で権利化し、事業化に結び付けているか

経営企画部内に特許担当2名、商標担当1名を置き、新製品開発等時に、商業データベース等を用いての当該研究開発関連野の特許調査や特許公報・包袋を取り寄せての特許そのものの調査分析等を行う。新製品販売後の優位性を確保するため、特許の国内/国外出願（東京の複数の弁理士事務所を活用）、審査請求等の権利化を行っている。また、使用特許の維持管理と不使用特許の整理を行うとともに、製品開発に必要となる他者の特許ライセンス導入等の業務も行っている（複数のTLO、社外弁理士、弁護士等の活用）。また、商標も多数保有しているため、新規の商標出願を含めた商標管理（更新又は不使用商標の整理等）も行っている。

○職務発明制度に関する規則などの取決方針について

特許法改正に関連し、既存の社内職務発明規程の見直し作業を行うとともに、社内の研究者、技術者に対する知的財産の啓蒙を今後の課題としている。グローバル化が進む中、海外企業の国内進出が顕著になっており、大競争時代を生き抜くために、国内のみならず海外のライバル企業に対しての優位性を確保する必要があり、今後、ますます知的財産戦略が重要になってくると考えている。

（原稿加工掲載）

2 大学の役割

(1) 大学における知的財産の創造を重視した研究開発の推進

独創的かつ革新的な研究開発を生み出し、社会に還元することについて、大学・公設試験研究機関等の役割は極めて大きいことから、質の高い研究の成果を創出することが必要となる。さらに、生み出された成果を権利化し、社会に還元するシステムの確立が求められる。

ア 大学における知的財産ポリシーの確立と研究開発成果の取扱ルールの明確化

大学は、知の創造を通してその成果を社会に還元するため、各大学における知的財産ポリシーを確立し、成果の帰属や取扱に関するルールを明確にするとともに、知的財産権の取得・管理のための人材や体制の整備が必要である。

イ 研究者へのインセンティブの確保

発明者個人への還元システムに加え、発明者が属する組織に対する実施収入の配分あるいは、研究費へ配分するシステムを構築するなど、知的創造に対するインセンティブを確保し、知的財産の創造を重視した研究開発を推進することが必要である。

(2) 大学内における知的財産管理体制の整備

大学は、研究成果を活用するなど大学運営の効率化が求められる中、国立大学は2004年度から法人化され知的財産の管理体制が整備されているが、県立大学については、2006年度から法人化されるため知的財産の管理体制の整備が急務となる。

現在、会津大学においては、知的財産を管理する機能の充実を図り、大学内に知的財産管理部門を構築するため、平成15年度から知的財産管理アドバイザーを配置し、大学内における知的財産管理体制を構築し、大学を新規産業創出の核となるよう体制を整備している。

また、福島大学においては、平成16年4月に共生システム理工学類が創設され、「共生の科学・技術」を解き明かすための教育・研究が展開されるとともに、「知」の創造に向けた産官民学連携の構築が進められている。

(3) 産学官連携の推進

企業の研究開発では生まれにくい発明や研究の成果を実用化に向けて企業と大学が協力して研究開発を実施する必要があり、産学連携を推進するルールや態勢の整備が求められる。

ア 技術移転のための環境整備

大学の研究成果を県内企業にスムーズに移転、活用させるためには、技術移転機

関である TLO を設置することが求められる。

しかし、都市部などに設置されている TLO においても、経営が極めて厳しいところがあるなど、その設立には十分な検討が必要であり、県内の各大学あるいは、県や経済団体など周辺関係機関が一体となった組織を整備することも有効な手段の一つと考えられる。

イ リエゾン活動の強化

技術の変化が激しいなか、企業が自前で研究を全て実施することができなくなっている状況にある。このため、必要なときに必要な技術と人材がアウトソーシングできることが企業にとって重要になるため、研究情報の企業への紹介、企業のニーズ等と大学の研究シーズのマッチングを図り、積極的に研究成果を技術移転する機能を充実させることが必要である。

ウ 共同研究契約、利益相反問題への対応の必要性

大学等と産業界が共同研究を実施するに当たり、共同研究の取扱、成果としての知的財産権の帰属などについて、事前に相互の意向を十分に反映した契約書を作成したうえで研究を進めることが必要である。

(4) 大学発ベンチャーの創出

本県における新たな産業の創出と雇用の場を創り出すためには、大学の優れた研究成果を着実に企業化、製品化につなげ、従来の枠にとらわれない新産業の創出と育成を図ることが求められる。

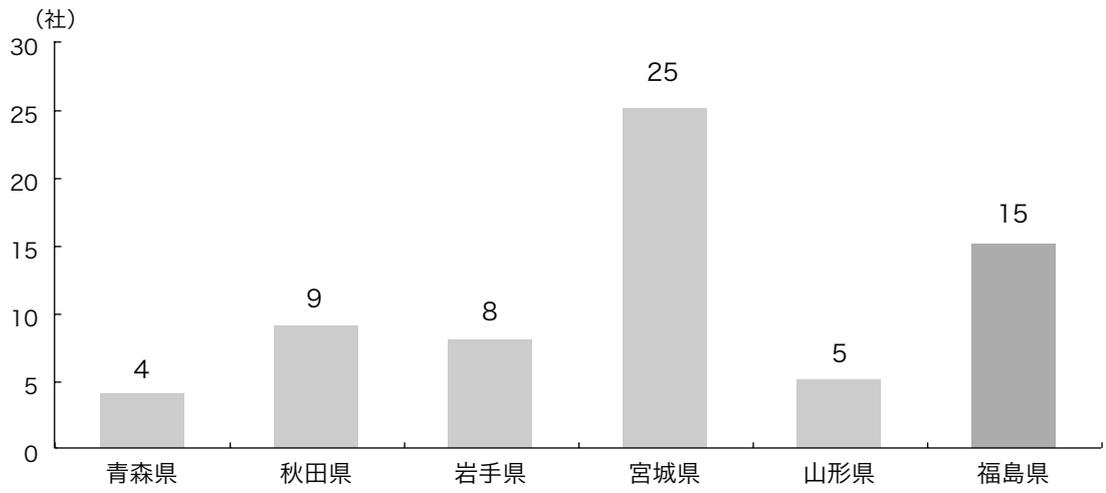
本県においては、平成 16 年 3 月現在において、会津大学関係のベンチャー企業数は 13 社であり、公立大学ベースで全国第 1 位という結果がでている（経済産業省調査 2004.3）。また、平成 16 年 7 月現在において、会津大学発ベンチャーが 1 社増え計 14 社になるなど、全国的にも高い水準にある。

今後も、知的財産を活用した起業など学生に対する大学内のベンチャーマインドの醸成が大切になる。

(5) 学生や研究者への知的財産教育の充実

人材の育成については、大学の指名そのものであり、弁理士など知的財産に関する専門家の外部人材の登用などを通して、研究者や学生に知的財産に対する意識啓発を進める研修や講座の充実を図り、知的財産の創造・保護・活用の分野で高度な専門知識をもった人材の育成に努めることが期待される。

東北地域の大学発ベンチャー数



※ 2004年3月現在 東北経済産業局調べによる

第5 県における知的財産戦略の推進方策について

1 知的財産を尊重する風土づくり

知的財産制度の普及啓発

県のアンケート調査によると、知的財産に関する企業の意識は、決して高くはないことから、本県経済の担い手として大きな役割を果たす県内中小企業者や研究者等に対して、企業経営の強化を図るためには、知的財産が欠くことのできない重要なものであることへの理解はもとより、他が所有する知的財産権の遵守に対する認識を深めてもらうことが重要であり、知的財産に関する意識の向上が必要不可欠である。

(1) 知的財産に関するセミナーの開催

(日本弁理士会との連携)

- 首都圏においては知的財産に関する様々な研修が開催されているが、県内においては、知的財産に関する研修を受講できる機会が少ない。このため、地域の中小企業等のニーズに応じた知的財産セミナーを開催する。セミナー開催に当たっては、日本弁理士会と県との間で知的財産権の活用による産業振興施策への協定を締結し、日本弁理士会との連携の下、基礎セミナーと、知的財産をめぐる課題などをピックアップした実用的なセミナーを向こう3ヵ年集中的に実施していく。

(2) (社)発明協会福島県支部及び商工団体連携によるセミナー等の開催

(商工団体との連携)

- 企業が知的財産を有効に活用しようと取り組む中で、商工団体も知的財産の理解に努めることが必要であり、商工団体自らも弁理士を招いた相談会を実施するなど、知的財産に関する普及啓発に取り組めるよう(社)発明協会福島県支部等との連携を推進する。

(3) 普及啓発方法

(ホームページの充実)

- 知的財産に関する取組みは、県や国、関係機関等で様々な支援が行われており、そうした取組について、県内中小企業をはじめ、県民がワンストップで情報収集ができるよう、福島県知的所有権センター((社)発明協会福島県支部)のホームページを充実させ、知的財産に関する様々な情報提供を行う。

(知的財産コーナー設置の推進)

- 知的財産権制度の普及啓発に当たっては、県のみならず、各地域における各商工団体や各市町村との連携が必要であり、各機関の協力を得た普及啓発を展開する。
- 各商工団体はもとより、各市町村や大学などの相談窓口等に、知的財産コーナーの設置を働きかけ、知的財産に関する普及パンフレット等を置き、中小企業者や県民の一層の理解を図る。

本県にある発明・技術のアピール

県内中小・ベンチャー企業の新規事業の創出や新製品開発のためには、県内企業や大学・公的機関が有する開放特許を広く発信し、情報発信を活発化させ、県を超えてアピールすることが重要である。

(1) ふくしま発の発明・技術の提供

(特許等情報提供の充実)

- 県内企業や大学を始めとする高等教育機関、公設試験研究機関が保有する特許等の知的財産に関して、県や(社)発明協会福島県支部のホームページを通して、企業や特許等、関係機関ホームページのリンクなど知的財産に関する情報が収集しやすいものとする。

(成功例の発信)

- 知的財産を活用した県内企業の成功例などについて、特許庁が作成する特許活用企業事例集への掲載や、(社)発明協会福島県支部のホームページなどを通して広く発信していく。

(展示会参加の促進)

- 特許流通フェアなど公的機関による展示会などへの積極的な参加を促進する。

創出した知的財産を権利化し、知的財産を活用した産業の創出を図るためには、相談体制などの支援体制の整備や強化が求められる。

(1) 中核的支援機関の整備

(知的所有権センターの設置方法検討)

- 現在、福島県知的所有権センターを(社)発明協会福島県支部に設置しているが、本県における知的財産に関する総合的な相談窓口としての機能を強化するため、その有効な設置方法等を検討し、知的財産の権利化や、特許流通に関する支援、知的財産を活用した経営戦略や事業化に関するワンストップ型の支援体制を整備する。

(市町村・他機関との連携強化)

- 福島県知的所有権センターと(財)福島県産業振興センター等他機関の連携をより一層進め、公的産業支援機関による様々な支援サービス等との連携を図り、県内における知的財産の創造・保護・活用に関する支援機能のワンストップサービス化を図る。
- (社)発明協会福島県支部が実施する知的財産の創造・保護・活用に関連する相談会などについて、市町村や商工会又は商工会議所等と連携して実施し各地域における相談機能の定着を図る。

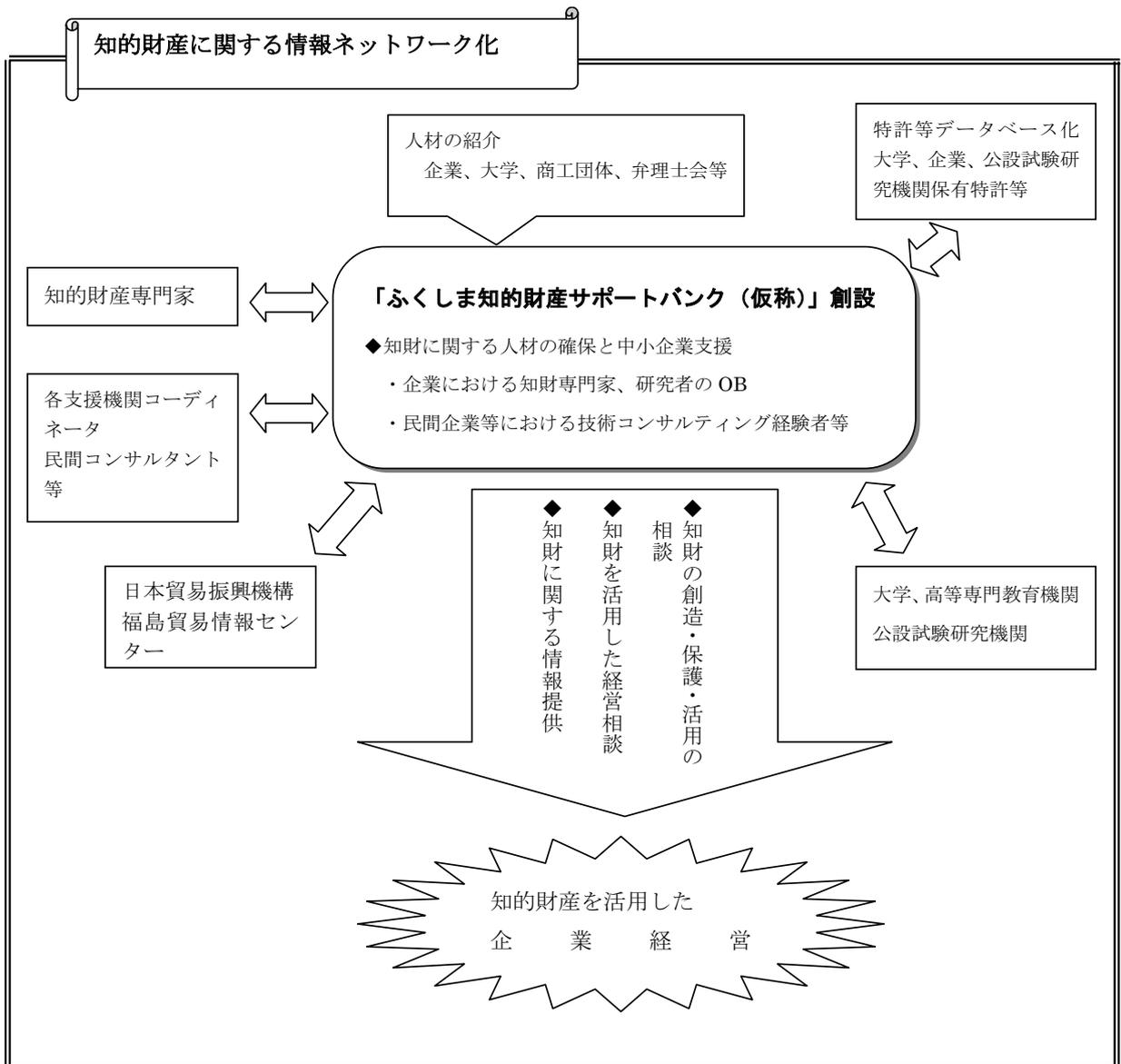
(2) 知的財産に係わる情報のネットワーク化

(情報のネットワーク化)

- 公的産業支援機関や大学・公的試験研究機関等のネットワーク化を図り、それぞれが有する支援情報を提供できる連携・協力体制の整備を進め、経営・技術・販路開拓など他施策との連携を図りながら知的財産を活用した経営戦略の展開を支援する。

(知的財産サポートバンク(仮称)の創設検討)

- 中小企業の知的財産を活用した事業展開を支援するため、企業等における経験者など知的財産に関し知識、経験が豊富なOB等による人材のネットワーク化を進め、知的財産が効果的に創造・保護・活用されるための知的財産サポートバンク(仮称)の創設を検討する。



人材の育成

現在、福島県内における弁理士登録者は4名（うち1名は企業所属）であるなど、知的財産権制度に関する専門家の人材不足がみられるが、知的財産を活用した産業の振興を図るためには、これを支える人材の育成・確保が重要であり、発明する者、知的財産を活用する者、事業を支援する者など、様々な立場で活躍する人材が求められる。

このため、本県の知的財産創造の将来を担う人材を育てていくために、小・中・高校生徒に対する科学技術教育や、青少年を対象とした産業人材の育成の充実を図ることをはじめ、工業高等専門学校や大学等の研究機関や中小・ベンチャー企業への知的財産制度に対する関心と理解を一層深めるための環境整備を進め、知的財産権制度に明るい技術者の育成や、知的財産を活用した経営マネジメントについて総合的にアドバイスできるコーディネータの育成が求められる。

(1) 創造性を育む理科教育の推進・科学技術の振興

(理科教育の推進)

- 知的財産の創造にあつては、これを担う研究者、技術者の育成にかかるとあり、本県の科学技術の振興を図る「福島県科学技術政策大綱」の下、科学技術振興を図るための創造的人材の育成について一層の取組みを推進していく。
- 科学技術に対して児童等の知的好奇心を高めるため、「総合的な学習の時間」を活用し、生徒自身がテーマを設定し、地域における課題に対する実験などを通して、探求心や問題解決に取り組む姿勢を養うとともに、高等教育機関における自然科学系教育機能の整備充実の促進を図る。
- 創造性に富み、知的好奇心や探求心の旺盛な子供を育成するため、福島県教育委員会では、自然大好き・理科大好き福島プラン「豊かな感性と夢を育む理科教育の創造」を目指して、「理科大好スクール」の県内指定校を増やし科学技術・理科教育を推進する。

(科学技術の振興)

- 発明考案や創意工夫を奨励し、県民の科学技術に対する興味・関心の高揚を図るとともに、青少年の自然や科学技術への認識と理解を深め、科学的なものの見方や考え方を育成する場となる「ふくしま森の科学体験センター」等を活用するなど、小・中・高の児童・生徒が参加体験できる場の提供について、大学や公設試験研究機関等と連携して行う。また、企業の研究者や知的財産の専門家が直接、児童・生徒に授業を行うなど体験重視型の教育の履行を推進し、知的財産教育の普及につなげていく。
- 本県では、現在、5つの少年少女発明クラブ（福島市、郡山市、原町市、会津若松市、喜多方市）が設置されているが、こうした地域における科学やものづくりに対する啓発活動について、市町村と連携しながら推進し、次世代の知的財産人材の育成を図る。
- 発明展への参加に対して一層のインセンティブを付与するために、受賞作品に対する商品化等への支援を検討する。

(2) 知的財産の創造・活用を行う人材の育成

(産学官ネットワークの形成)

- 産業を支える科学技術の振興を図り創造的な研究開発を行うためには、研究開発に対するニーズが高度化、複雑化し、農業と工業の分野や医療と工学など、各専門領域を越えて複合化してきていることを認識し、大学や公設試験研究機関等

の組織を越えた産学官相互の交流、連携、情報交換をする必要がある。このため、大学、公設試験研究機関、企業等が幅広い観点から独創的な発想や優れた研究成果を生み出すためのネットワーク形成を推進する。

(ベンチャーマインドの醸成)

- 県内大学が広く産業活動の活性化や地域社会に寄与することのできる人材を育成し、起業家精神をもった若い技術者・研究者を育成するための働きかけを県内大学に対し積極的に行うとともに、商工団体が行う「経営セミナー」や「起業塾」などの人材育成に関する支援の充実を図る。
- 県内大学の協力を得ながら、ベンチャービジネスを目指す人材の育成や、研修の場の提供など、大学発ベンチャーの経営をサポートするセミナーなどの開催を積極的に促進する。

(知的財産に関するセミナーの開催) (再掲)

- 知的財産に関する研修については、首都圏などではかなり開催されているが、本県においては知的財産権に関する研修の場が少ない状況にある。このため企業等が身近な場所で研修に参加できるよう、日本弁理士会などの協力を得て実用的なセミナーを開催する。さらにこうしたセミナー開催を通して、特許などの知的財産に関する目利きやコーディネータ、弁理士などの育成・確保を図る。

(各種知的財産制度研修会への参加奨励)

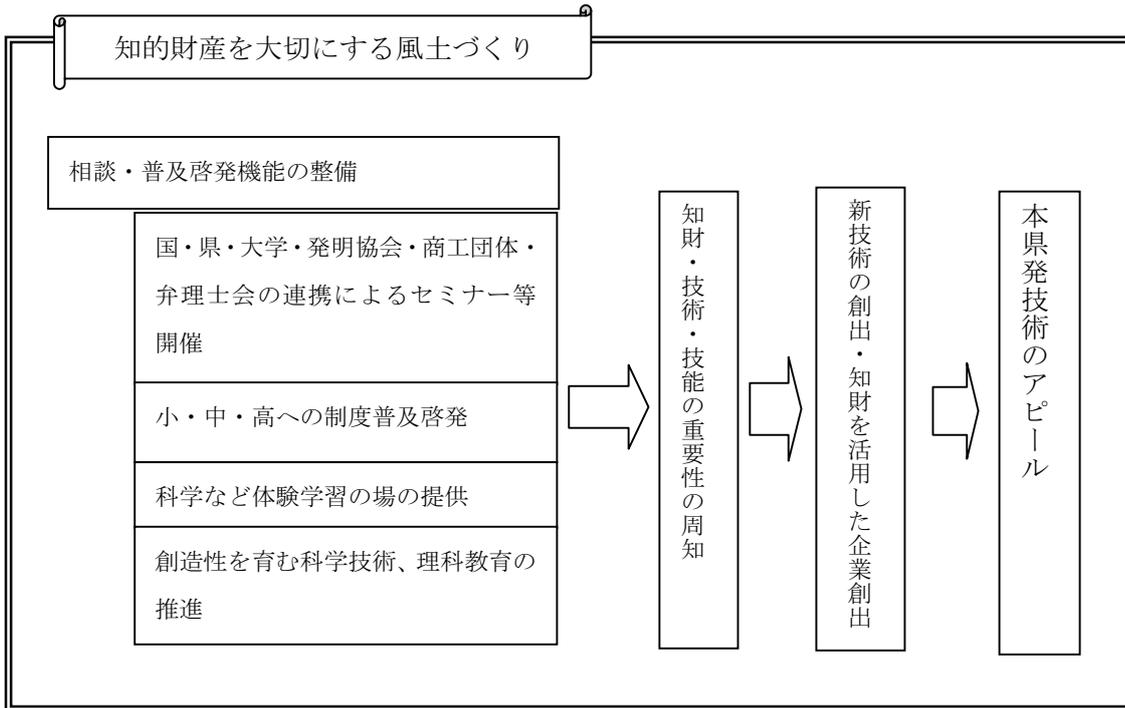
- 企業における研究者や学生などに対し、国等が開催する知的財産制度説明会への参加を推進し、企業や大学における知的財産の創造・活用・保護に向けた人材の育成への取組みを推進する
- 県内企業における、知的財産に関する資格の取得などを推進する。

(中・高、高専学生への普及啓発)

- 県内大学や知的財産の専門家の協力を得ながら、(社)発明協会福島県支部による中・高・高専学校生及び教職員向けの制度説明会を積極的に推進し、他が所有する知的財産権の遵守や知的財産の重要性に関する普及啓発を行い知的財産制度に明るい人材の育成に資する。

(知的財産サポートバンク(仮称)の創設検討) (再掲)

- 県内大学や企業、商工団体等の連携を図った知的財産サポートバンク(仮称)の創設により、知的財産の創造・保護・活用分野における人材の確保を図る。



2 ふくしま発知的財産の創造と活用の促進

革新的な技術の創造と新事業の創出

技術開発の高度化、複雑化が進むにつれ、一企業による研究開発のみではコスト及びリスクが増え、事業化に必要な研究開発をすべて行うことは困難な状況になってきている。このため、中小企業が技術的課題を解決するためには、知的資源である大学や公設試験研究機関等の研究開発能力を活用する産学官連携による共同研究開発、さらには、他社とのコンセンサスを進めながら民間企業間による共同研究を進め、他社が保有し公開している技術を適正な手続の下、積極的に活用することにより、効率的かつ効果的に事業開発を進めることが必要である。

こうした持続的な産学官の連携を進め、パートナーシップを確立するためには、産学官の信頼関係の構築と人材交流の促進が重要である。

(1) 研究開発支援機能の整備

(試験研究機関の機能充実)

- 企業ニーズを踏まえた研究開発や付加価値の高いものづくりを促進するため、ハイテクプラザや農業試験場などの施設・設備や研究体制の充実を図るとともに、各研究機関の連携を緊密にするなど研究開発能力の向上を図る。
- 県の試験研究機関の施設・設備について、研究開発のための機器のより一層の民間への開放を進めるとともに、技術開発の支援機能や技術相談の充実に努める。

(特許情報活用支援の充実)

- 研究開発を行う際には、既に同じようなものが特許等として出願されていないかの調査(先行技術調査)を実施し、事業化につながる価値のある研究を行うことが必要である。そのため、中小企業等が特許等の情報を収集し、効果的に活用して研究開発を進めることができるよう、福島県知的所有権センターにおける特許情報活用への支援の充実に努める。

(資金調達の円滑化促進)

- 中小企業が行う新製品・新技術などの研究開発などに対して資金面で支援するとともに、中小企業が低利融資などを受けられるよう資金調達の円滑化等を促進する。

(2) 産学官連携の強化

(共同研究の促進)

- 県内の知的財産創造の強化に向け、知的資源である大学やハイテクプラザなど公設試験研究機関の有する研究開発能力を活用する産学官連携による共同研究開発や技術移転を促進し、国際的に競争力のある技術の確立と高度化を図る。

(産学官ネットワークの形成)

- 産学官連携に関わる各種コーディネータ等による連絡会議の新たな設置を検討するなど、企業・大学・研究機関を中心とした産学官ネットワークの形成を推進する。
- 県内企業と大学・研究機関等の交流の場を充実させ、研究シーズと企業が必要とする技術ニーズの的確なマッチングを図る。
- 持続的な産学官連携を進めるために、大学・公的試験研究機関による企業ニーズへの柔軟な対応や、秘密保持の徹底を図るなど双方が対話・論議する場の提供や、ルール作りを促進するとともに、企業から大学・公設試験研究機関への派遣、大学・公設試験研究機関の研究者の企業への派遣による共同研究への取組みなどの人材交流の促進を図る。

(重点推進分野の設定)

- 特に、情報通信、医療・福祉、環境、食品などに関する分野について、国の研究資金などを活用し、新技術・新産業を創出するための産学官連携による共同研究開発プロジェクトを推進し、本県の特性を踏まえた産業の創出を図る。
- 本県は、地域産業の特徴として「医療福祉機器産業」に高い実績を有しており、県知的クラスター事業により、これまで会津大学や日本大学工学部の連携を軸に、生体センシングシステムの開発や次世代バーチャルシステムの研究開発等、人にやさしい医療福祉機器の開発を業を行ってきた。これをさらに進化させ、医学と工学の連携による、研究開発から人材育成を含めた事業化までを一体的に支援する総合的な支援を展開し、医療福祉産業の更なる振興を図る。

知的財産を経営戦略の核とした中小企業の創出

大競争時代を生き抜いていくためには、自社にしかない技術である知的財産を創造し、他社と差別化を図った企業経営力を強めることが重要であるため、創造した知的財産を事業化し、活用するための積極的な支援が求められる。

(1) 知的財産を創造・保護・活用するための相談機能の充実

(公的産業支援機関との連携強化) (再掲)

- 現在の知的財産に関する相談窓口は福島県知的所有権センターを設置している発明協会福島県支部がその中心的役割を担っているが、今後は、福島県産業振興センターや県ハイテクプラザとの連携を強化しながら、技術、経営、販路開拓など経営支援との連携を図った相談体制の充実・強化を図っていく。

(特許電子図書館情報の利用支援)

- 現在、福島県知的所有権センター ((社) 発明協会福島県支部) 内に特許電子図書館 (IPDL) の専用端末を設置しているが、今後も特許電子図書館 (IPDL) 専用端末による公報等の閲覧や特許情報等の利用支援を行う。

(開放特許を利用したビジネス支援)

- 資金力、技術力に乏しい中小企業やベンチャー企業においては、自社の製品のすべてを自社特許・技術でまかなうことについては困難な場合もある。近年、自己の所有する特許を積極的に開放する企業が増えており、他社が使わずに開放する特許について、視点を変えた活用を図るなど、莫大な研究開発費を要するより、優れた技術を安いコストで利用し新しい商品を開発することも可能である。このため、開放特許情報の活用による事業の成功例を積極的に紹介し、特許情報の検索指導を通じた開放特許情報の提供を行うとともに、マッチングを図るための特許流通支援を一層進める。
- 福島県知的所有権センター ((社) 発明協会福島県支部) に設置している特許流通アドバイザーによる技術移転の促進を図る。企業、大学、研究機関が保有する提供可能な特許を把握し、中小企業等の特許導入ニーズを発掘するとともに、特許情報の提供や技術移転に取組み、両者のマッチングを図る。

(知的財産専門家との連携強化)

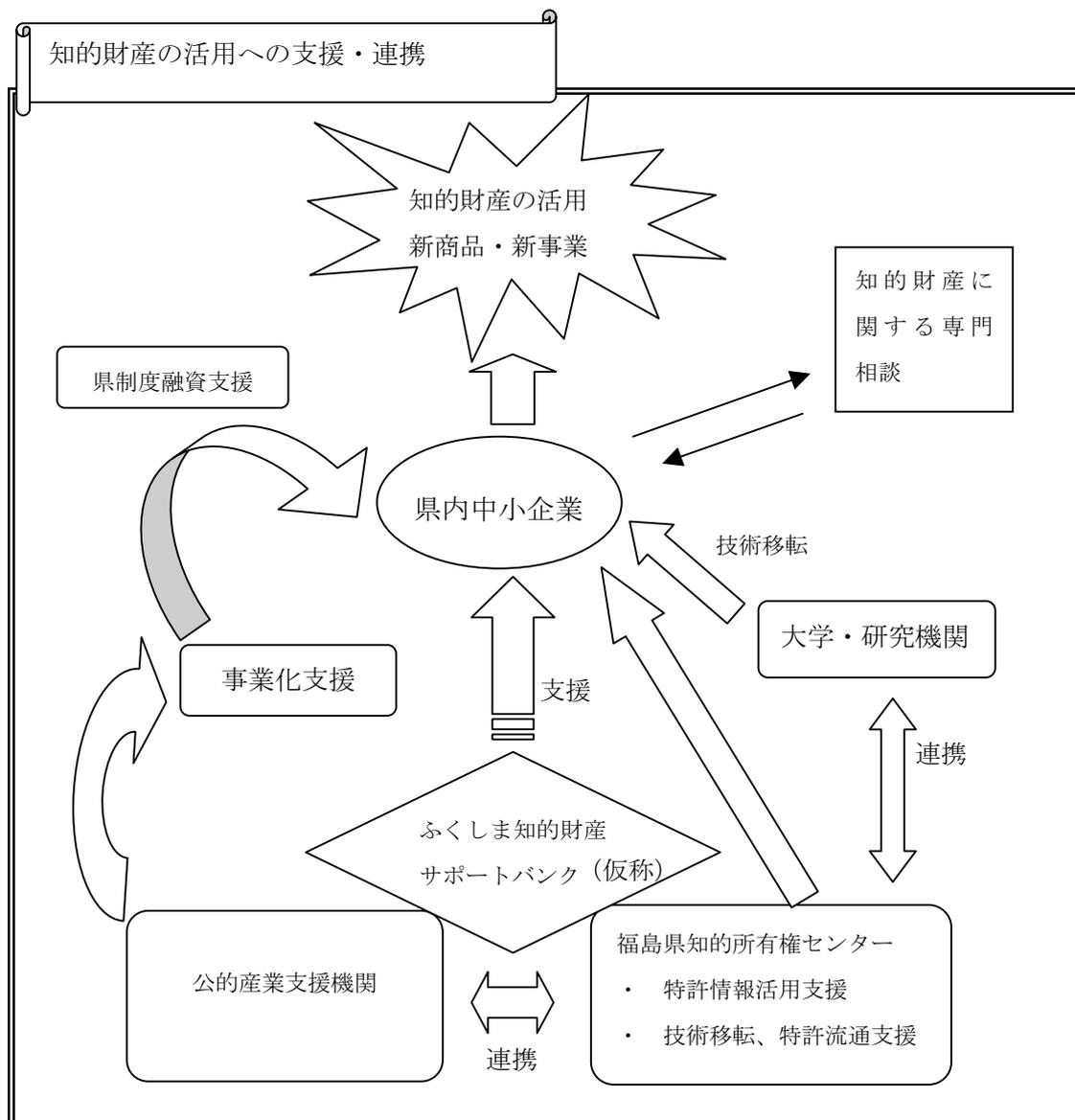
- 知的財産に関する専門家との連携を強化し、特許や商標等に係る出願や紛争などの相談窓口機能の充実化を進める。

(2) 中小企業に対する知的財産専門家の派遣

(中小企業知的財産戦略策定の支援)

- 技術経営・知的財産を活用した一層の経営強化を図り、新事業を開拓しようとする中小企業に対して、知的財産の専門家を派遣し、自社における知的財産戦略づくりのための積極的な支援を行う。本事業実施に当たっては、福島県産業振興セ

ンターが事業の実施主体となり、支援対象企業へ弁理士などの知的財産専門家を派遣する。



(3) 新製品等の事業化に向けた支援

特許等の知的財産を活用した新技術・新製品の開発など新しい事業展開を考える企業に対して、うつくしまプラットフォーム等に結びつけた支援を展開することが重要であり、他の産業支援機関と緊密な連携を図る。

(4) 新製品等の販路開拓に向けた支援

知的財産の創造や特許等を活用して生み出された新技術・新製品を持った企業の悩みは、販路の拡大であることから、県内の公共的団体が率先して購入することにより、民需への波及効果を生み出し、県内中小企業等の成長を促進することが重要である。このため、県内公共的機関への新製品等の情報を積極的に提供していく。

また、全国に向けた新製品等の紹介として、展示会等への参加を促進する。

(5) 知的財産の権利化(保護)支援

創造された知的財産を適切に権利化することにより、自己の技術の模倣を防止し、他者に対してライセンスを行うなど、利用者から実施収入を得ることが可能となることから、知的財産に関する管理体制を整えるなど適切に保護していく必要がある。

(特許情報活用支援の充実) (再掲)

- 権利化前の十分な事前調査は、ムダな投資を防ぐための必要不可欠な過程であるため、福島県知的所有権センター((社)発明協会福島県支部)に特許情報活用支援アドバイザーを設置し、従来の特許情報活用支援と特許流通支援の機能を含め、知的財産に関する専門的な相談機能を整備していく。

(権利化支援の検討)

- 県アンケートからも、中小企業は知的財産の権利化が十分でない状況にあることから、資金面の情報提供などに関する有効な手法を検討する。
- 特に、国際的な新事業の創出を図るためには、海外出願が必要不可欠であるが、高額な費用負担や出願等に関するノウハウ不足が問題としてあげられていることから、中小企業の海外特許出願に関する有効な支援策を検討する。

参 考

国や関係機関における主な権利化支援

《出願支援》

出願アドバイザーが出願手続等の相談に応じている。「(社)発明協会福島県支部」

《中小企業等特許先行技術調査支援》

要件に応じた支援対象企業について、審査請求前に特許庁から委託を受けた民間調査事業者が先行技術調査を行い、調査の結果を送付する。

(「特許庁総務課特許戦略企画班」<http://www.jpo.go.jp/torikumi/index.htm>)

《特許料金の減免制度》

特許庁では、研究開発型中小企業、資力に乏しい個人・法人等を対象に、審査請求料及び特許料(第1年分から第3年分)の軽減又は免除等の措置を要件に応じて適用している。

(「特許庁総務部総務課調整班」<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/index.htm>)

(権利侵害に関する相談体制の整備)

- 知的財産の保護や権利侵害への対応については、(社)発明協会福島県支部にお

ける出願アドバイザーによる権利化支援や特許情報活用アドバイザーによる先行技術調査の支援、さらには弁理士による相談会の実施等を通して権利侵害に対する相談体制の強化を図っていく。

参 考

日本知的財産仲裁センターでは、弁護士、弁理士、学識経験者がそれぞれの知識と経験を活かして、相談、調停、仲裁、判定などにより、知的財産権に関する様々な問題を解決している。
(「日本知的財産仲裁センター」<http://www.ip-adr.gr.jp/index.html>)

(6) 模倣品、海賊版に係る情報ネットワーク

昨今、日本企業においては、知的財産侵害国における模倣品等による被害が拡大しているが、本県においては、平成 16 年に福島県上海事務所を開設し、今後、アジア諸国との交流・貿易が広がることが期待される。

こうした中、県内中小企業者の製品、農産物等に対する権利の侵害に対する被害状況、海外での事業展開に伴う知的財産に関する必要な情報などの提供について、日本貿易振興機構(ジェトロ)福島貿易情報センター等の関係団体との連携を密にし、必要な情報や充実した相談体制を保つためのネットワークを構築していく。

参 考

日本貿易振興機構では、海外における知的財産の侵害実態、関連法制度、事例・判例、対策方法や最新のトピックなどを提供している。
(「日本貿易振興機構」知的財産に関する情報 <http://www.jetro.go.jp/biz/ip/>)

○2003 年の中国における知的財産権の出願状況は、日本が 24,241 件で、外国では最も多い(2 位はアメリカで 12,221 件)状況にあるが、最近では、日本企業が知的財産権侵害で訴えられる事例が出ている。

参 考

深セン朗科科技有限公司がソニーを「フラッシュメモリ特許権」侵害で訴えた。
これは中国が WTO に加盟して以来、IT 業界で海外有名企業の中国における権利侵害を訴えた数少ない裁判事例となる。今後はこのような事例が増えるのではないかとされている。
(JETRO 北京ニュースレター <http://www.jetro-pkip.org/ipn/backup/73.htm>)

(中国進出等への留意点)

○福島県企業に対する権利侵害の状況の公的報告はないが、今後、中国に進出する場合の知的財産に関する最低の注意点は以下の点が挙げられている。

ア 中国の法律を守ること。

イ 中国の会社と合併で会社を作る際には、必ず契約を締結すること。

ウ 技術を中国へ持ち込む際には、最低の技術保護手段を取ること。

- ・ 特許の出願、譲渡
- ・ 商標の出願、使用許諾
- ・ 中国での社内技術秘密の保守規則

○一方、中国や韓国製品などを輸入する際に、知的財産権の侵害の疑義がある物品を輸入し、輸入差止にあうなどの件数も全国的に大幅に増えており、本県中小企業においても、他の保有する知的財産権の遵守はもとより、他の権利を侵害していないか否かの事前の調査を徹底することが必要である。

こうした事態を避けるため、知的財産権に対する遵守の啓蒙や情報提供、さらには知的財産の専門家へ紛争等の相談を円滑につなぐことができるよう、知的財産の紛争などに関する専門機関との連携を保つことが必要になる。

(7) 知的財産管理のための新たな手法の検討

中小企業やベンチャー企業は、人的・資金的に脆弱であり、知的財産に関する管理や資金調達が困難な状況にあるため、中小企業者等が資金調達や知的財産管理について他機関(信託銀行等)へ委託し、知的財産の保護や活用を適切に実施することは企業にとって大きなメリットになる。

このため、企業の知的財産を権利侵害から守る手段として、その管理、活用について企業が他機関(信託銀行等)へ委託しやすいよう支援する手法の検討も必要になると考える。

知的財産を活用した地域の振興

苦心して生み出した商品等を他と明確に区別する経営活動を行い、その価値が消費者に認められ確立された商品やサービスには商標(ネーミング、マーク)が付されているが、それらは、他のものと区別し、模造されないよう商標として登録して保護することが重要であり、商品等の販売戦略上有効な商品名を付け、商標登録するなど商標権を活用したブランド化が必要になる。

今日、地域が一体となって、地域で共通した統一的なブランドを用いるなどの取組が活発になっているが、知的財産への意識が低いことなどから、既に登録されているネーミングなどを使用してしまい、損害が生じてしまうなどのケースも増えている。こうした商標権の侵害とならないよう、中小企業者をはじめ、農産物等のブランド化に携る様々な分野において、知的財産に関する普及啓発を行っていく。

(1) ふくしまブランドの育成

付加価値の高い製品を創出し、地域経済の振興を図るためには、地域特性を活かした高品質で独自性のある製品開発等を行い、その品質や特性をアピールしながら地域ブランドとして育成していくことが重要であることから、県産品ブランド推進に係る体制を構築し、新商品開発から販路開拓など県産品のブランド化を戦略的に展開する。

- 本県は、多彩な農産物や伝統工芸品の宝庫であることから、そうした地域の資源を最大限に活かしながら、ふくしま県産品をブランド化するためのアドバイザーなどを派遣し、売れる製品開発等の支援を図る。
- 県産品を国内はもとより、海外への輸出が展開できるよう、首都圏への積極的なPRなどにより県産品の普及・ブランド化を図っていく。

(2) 加工食品等の新たなブランド化づくり

ハイテクプラザと農林水産研究機関の連携により、ブランド化戦略を図るための加工食品の開発や販路拡大のための取組みを推進し、食品加工や機能性食品などの食品産業の振興を図る。

(3) 農業の発展を支える技術の開発・普及

(新品種育成の推進)

- 本県農業の振興を図るため、県農林水産機関により水稻や園芸作物に関する育種の基本方針に基づき、消費者ニーズ及び本県の気候風土や地域性に適した新品種育成を推進する。
- 生産者等と連携し、効率的な新品種育成を図る。

(研究開発の推進)

- 農林水産業の生産性や農林水産物の品質向上、本県独自の品種の育成、地域特性を生かした生産技術の開発などを推進し、安全安心な農林水産物の供給とブランド化に貢献する。
- 大学、民間等の試験研究機関と県試験研究機関との連携を推進し、ブランド化に結びつく収益力のある新しい技術の開発を推進する。

(4) 商標権を活用した地域の振興

(商標取得の必要性)

- 新たに開発された製品が消費者にその価値が認められるためには、確かな技術や機能、味などに裏打ちされた製品であることが最も重要であるが、市場においては、販売戦略も重要なカギを握る。この販売戦略を展開する上で有効な手段が商標によるブランド化となる。
- 販売戦略上有利な商品名を付け、これを商標登録し、ブランド化を図ることにより商品としての付加価値を付けることが可能となるが、登録に当たっては、商標権の侵害にならないよう事前の調査が重要である。

(商標を利用した地域ブランド化の支援)

- 現在、地域の事業者間で統一したブランドを用いて、地域と自然的、風土的、歴史的な関連性を有する特定の商品の生産又は役務の提供を行う取組みが盛んになっており、地域ブランドの商標法における保護のあり方が国で検討されている。地域名を付した共通のブランドを用いて生産・販売等を行うことは、消費者の認知を高め、商品の付加価値を高めることを通じて、地域のイメージを強化し、地域経済の持続的な活性化につながるため、地域ブランドに対する期待が高まっている。
- 地域の特産品などを農協等が中心となり団体商標を取得するなどが販売戦略上重要になっており、関係機関へ商標に関する情報を提供するなど、ブランド化のための支援を図る。
- 特許情報活用支援アドバイザーにより、新商品のネーミングに関する事前調査の相談に応じ、他人の商標に抵触していないかの調査支援を行うとともに、知的財産セミナーを通して商標に関する基礎知識の普及を図るなど、商標登録の重要性を普及し、ブランド力の強い商品を作り出し、販売戦略の向上を図る。

3 県有知的財産の戦略的な取得・管理の構築

(1) 知的財産の一元的な管理の必要性について

ア 一元的な管理体制の検討

現在、県有知的財産に関する管理については、財産管理の観点から総務部で行っているが、質の高い知的財産を創出し、適切な権利化を行い、企業等に対する実施許諾など、県として効果的に知的財産を創造・保護・活用するためには、財産管理の観点のみならず、特許等の実施許諾の推進や契約に関することなど各機関の様々な案件について対応できる内部組織の整備が必要である。

職務発明規程に基づく知的財産の出願、登録や審査請求、さらには実施許諾等に対する一元的なサポート体制を整備し、知的財産の創造や適切な権利化等を積極的に行い、本県の知的財産の創造・保護・活用を促進していく管理体制の構築について検討し、質の高い県有財産の創出を促進することが重要である。

イ 知的財産に係る取扱基準策定

現在、知的財産に係る統一的な基準は職務発明規則があるのみで、出願基準や未利用特許の譲渡、放棄等の基準はない。今後、知的財産の効果的な活用を図るため、出願、登録審査請求、取得した知的財産の放棄、実施許諾基準などの統一的な基準を整備することが重要である。

(2) 福島県職員の職務発明等に関する規則について

特許法の改正により、平成17年4月1日付けで新職務発明制度が適用されるに伴い、新しい職務発明制度の基本的な考え方にのっとり規則の改正を検討する。

(3) 研究員へのインセンティブについて

現在、研究員へのインセンティブとして、発明者本人へ登録補償金及び実施補償金を支払っているが、個人への還元のみならず、研究費への還元なども視野に入れたシステムを検討し、研究員のインセンティブを高めることが、質の高い知的財産の創造につながると考える。

(4) 出願手続の迅速化について

現在、出願手続については、職務発明等に関する規則により、職務発明審査会への諮問が必要であるが、出願手続の迅速化を図るため、当該試験研究機関が所属する部内決裁による出願手続が実施できるよう手続の簡素化を検討する。

(5) 知的財産専門家の活用について

県試験研究機関における知的財産の戦略的な創造や保護などを促進していくため、弁理士など知的財産の専門家に発明等の創造から共同研究契約、実施許諾化まで幅広く迅速に相談できる体制を検討する。

(6) 試験研究機関における知的財産取扱い方針の策定について

各試験研究機関の性質、機能に応じた特許取得方針、活用方針を明確にし、特許などの知的財産を権利化し知的財産を積極的に企業等へ技術移転していく。

(7) 試験研究課題評価における知的財産に関する評価の導入について

試験研究課題評価基準に特許取得状況、活用状況等を反映させた評価基準を検討し、研究成果の社会還元を図る。

(8) 県ハイテクプラザ職員の技術経営 (MOT) 人材の養成について

イノベーションによる産業振興を図る上で、現在、MOT(技術経営)の必要性が注目されており、研究から技術の事業化までをマネジメントする能力を備えた人材を育成する MOT 教育の必要性が高まっている。

このため、研究開発成果や高い技術力が事業化に結びつくよう、知的財産を含めた産学連携のコーディネートをより推進し、公設試験研究機関や企業の技術力を生かす、優れた経営力を身につけた県職員を養成し、中小企業者に対し、優れた技術経営の普及を図っていく。

4 うつくしま、ふくしま知的財産戦略の推進について

本戦略に掲載された各種施策を推進するため、商工労働部地域経済領域産業創出グループにおいて事業の実施状況を把握するとともに、今後の対応方針について常に検討を行い、県における各種政策及び各支援機関等と緊密に連携しながら、平成17年度から3ヵ年において集中的に検討や実行に移していく。

「うつくしま、ふくしま知的財産戦略」に基づく主な施策

	施 策	概 要
人材育成・意識の向上	■知的財産セミナー開催	日本弁理士会の協力の下、中小企業等に対し、特許、商標を主とした基礎的セミナーを延べ12回程度開催する。
	知的財産普及啓発活動	中小企業等が身近な場所で参加できるよう(社)発明協会福島県支部による制度説明会及び相談会を実施する。
	創造性を育む科学技術・理科教育の推進	創造力に富み、知的好奇心や探究心の旺盛な子供を育成するため、多様な個性や能力を伸ばす科学・理科教育を推進する。
知的財産の創造	■産業財産権情報の提供(先行技術調査の充実)	福島県知的所有権センターに特許情報活用支援アドバイザーを配置し、特許情報の検索指導等の活用支援と特許流通支援の機能を高める。
	■産学官ネットワークの形成	産学官に関わる各種コーディネータによる連絡会議を設置し、ネットワークの形成を推進する。
	研究開発機能の強化	産学官連携の展開により、プロジェクト研究を推進する。
	地域プラットフォームの推進	アイデア段階から事業化までを総合的に支援する。
知的財産の保護	権利化支援	(社)発明協会福島県支部による出願アドバイスや弁理士による無料相談などにより知的財産の保護を支援する。
	■相談体制の強化	海外での侵害情報の収集等、日本貿易振興機構福島貿易情報センターなど関係機関との連携を密にし、相談体制の強化を図る。
	■ブランド化の推進	商標登録前の事前調査の支援を実施するとともに、ブランド化を推進するため、販路開拓や加工食品等の研究開発など様々な施策を実施する。
知的財産の活用	■福島県知的所有権センター設置の見直し	(社)発明協会福島県支部に設置している福島県知的所有権センターについて、知的財産に関するワンストップサービス展開に有効な設置方法を検討する。
	特許流通の促進	福島県知的所有権センターに配置している特許流通アドバイザーによる開放特許の流通を促進する。
	■知的財産専門家派遣	中小企業の知的財産戦略の策定を支援するため、弁理士などの知的財産の専門家を派遣し、技術経営・知的財産を活用した一層の経営強化を図る。
	■知的財産サポートバンク創設の検討	企業OBなどの知的財産に関する人材を確保し、中小企業支援を展開するためのサポートバンクの創設を検討する。

■については、平成17年度以降新しく実施していくものを示す。

参 考 資 料 編

資料1	うつくしま、ふくしま知的財産戦略(仮称)検討委員会設置要綱 ...	57
	検討の経過	59
資料2	福島県内における出願件数の推移	60
資料3	都道府県別出願件数表 特許	61
	都道府県別出願件数表 実用新案	62
	都道府県別出願件数表 意匠	63
	都道府県別出願件数表 商標	64
資料4	都道府県別登録件数表 特許	65
	都道府県別登録件数表 実用新案	66
	都道府県別登録件数表 意匠	67
	都道府県別登録件数表 商標	68
資料5	都道府県別・国籍別国際出願件数表	69
資料6	都道府県別国際登録出願件数表(商標)	70
資料7	産学官共同研究数及び受託研究件数	71
資料8	大学の特許等取得件数及び受託研究件数	72
資料9	職務発明及び実施許諾の状況	73
資料10	県内企業へのアンケート結果	74
資料11	福島県知的所有権センター及び県内大学 における産学交流窓口	101

うつくしま、ふくしま知的財産戦略(仮称)検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 知的財産に関する県の基本方針及び体系的な施策を構築するための戦略「うつくしま、ふくしま知的財産戦略(以下「知財戦略」という。)」を策定するため、「うつくしま、ふくしま知的財産戦略検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。
知財戦略の基本方針及び知財戦略の方向性に関すること。
知財戦略の具体的取組に関すること。
その他、知財戦略の策定のために必要となる事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、知的財産又は産学官連携に関し専門的知識を有する者及び県内企業とし、福島県商工労働部長が委嘱する。
2 委員は別表のとおりとする。
3 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。
4 委員会に座長を置き、座長は委員の互選とする。

(会議の運営等)

第4条 委員会は、座長が必要に応じ招集する。
2 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。
3 委員会の議事は座長が掌理する。
4 委員会の審議は、原則、公開とする。
5 座長が特に認めた場合は、委員会の会議にオブザーバーを出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、商工労働部地域経済領域産業創出グループにおいて行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、座長が委員会に諮り、その都度定める。

附則

この要領は、平成16年9月22日から施行する。

別表

うつくしま、ふくしま知的財産戦略(仮称)検討委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

所 属	職 名	氏 名
ルーフシステム株式会社	取締役工場長	安藤 修一
株式会社アンデスインテック	代表取締役	上見 克利
福島大学	教授 地域創造支援センター長	小沢 喜仁
有限会社矢祭園芸	代表取締役	金澤 美浩
財団法人福島県産業振興センター	常務理事	上村 和彦
会津大学	客員教授	重田 暁彦
ムネカタ株式会社	執行役員 R & Dセンター所長	舘山 弘文
日本貿易振興機構(JETRO)福島貿易情報センター	所長	中川 明子
経済産業省東北経済産業局 地域経済部産業技術課特許室	室長	舩越 敏彦
水野特許事務所	所長 弁理士	水野 博文
会津ブランド推進委員会 (会津若松商工会議所)	委員長 (専務理事)	村松 兼雄

検 討 の 経 過

1 検討の経過

年 月 日	検討委員会・ ワーキンググループ	議 題
平成16年7月30日	第1回 ワーキンググループ	(1)ワーキンググループ設置について (2)戦略の策定について
平成16年10月15日	第2回 ワーキンググループ	(1)検討委員会の開催について (2)戦略の策定について
平成16年10月22日	第1回検討委員会	(1)検討委員会の運営について (2)戦略の策定について
平成16年12月16日	第3回 ワーキンググループ	(1)戦略の素案検討について (2)その他
平成16年12月21日	第2回検討委員会	(1)戦略の素案検討について (2)その他
平成17年1月20日	第3回検討委員会	(1)方策の検討について (2)その他

2 検討会委員による主な意見

本県においては、大学や企業等において特許など権利化意識が低いいため、知的財産の重要性や遵守の必要性を中小企業はじめ県民に普及することからはじめることが必要。知的財産に関心のない人をどう引き込んでいくかが問題であり、都市部のみならず各地域における普及活動を他機関と連携して実施していくべき。

公的産業支援機関における知的財産に関する相談体制が整っていない。

本県の産業を活性化させるためにも知の創造、保護、活用がうまくまわる仕組みづくりが必要であり、信頼される相談・支援づくりが必要。

知の創造にあっては、何よりも理科・科学教育が重要であり、小・中・高校生と先につなげる科学教育が必要。

知的財産に明るい人材づくりにおいても、理科・科学教育が根底にある。高校等の授業で知的財産制度に関する研修の場を設けることが必要であり、企業等の研究者による講話を実施するなど体験型の教育を進めるべき。

身近なところで、知的財産の研修を受講できるような環境を整えるべき。

企業においては、特許など権利化のための費用負担が問題となるため、公的支援が求められる。

資料 2

福島県内における出願件数の推移

区分	H10	対東北	対全国	H11	対東北	対全国	H12	対東北	対全国
福島県	901	15.6%	0.18%	926	16.5%	0.18%	987	16.4%	0.18%
特許	457	15.3%	0.13%	499	16.0%	0.14%	506	15.7%	0.13%
実用新案	41	13.0%	0.42%	40	15.0%	0.45%	44	16.7%	0.56%
意匠	70	8.9%	0.19%	66	10.4%	0.19%	92	12.7%	0.26%
商標	333	19.6%	0.34%	321	20.1%	0.31%	345	19.2%	0.28%
東北地方計	5,781			5,622			6,007		
特許	2,982			3,125			3,227		
実用新案	316			266			264		
意匠	788			632			722		
商標	1,695			1,599			1,794		
全国計	503,235			508,620			555,692		
特許	359,381			360,180			387,364		
実用新案	9,669			8,953			7,897		
意匠	37,340			35,235			36,070		
商標	96,845			104,252			124,361		

区分	H13	対東北	対全国	H14	対東北	対全国	H15	対東北	対全国
福島県	917	15.5%	0.17%	811	14.8%	0.16%	857	14.7%	0.17%
特許	511	16.3%	0.13%	409	14.1%	0.11%	344	11.5%	0.09%
実用新案	51	21.3%	0.73%	40	20.0%	0.58%	41	17.3%	0.64%
意匠	54	6.1%	0.15%	38	5.8%	0.11%	40	6.5%	0.11%
商標	301	18.3%	0.29%	324	18.9%	0.32%	432	21.7%	0.40%
東北地方計	5,900			5,462			5,841		
特許	3,126			2,899			3,000		
実用新案	240			200			237		
意匠	887			653			612		
商標	1,647			1,710			1,992		
全国計	535,586			511,926			512,641		
特許	386,767			369,458			362,711		
実用新案	6,988			6,942			6,381		
意匠	37,176			34,881			36,574		
商標	104,655			100,645			106,975		

福島県内における登録件数の推移

区分	H10	対東北	対全国	H11	対東北	対全国	H12	対東北	対全国
福島県	659	16.9%	0.21%	716	16.2%	0.24%	493	16.7%	0.20%
特許	152	16.3%	0.12%	220	16.9%	0.16%	146	18.2%	0.13%
実用新案	72	12.7%	0.21%	60	14.8%	0.29%	49	15.0%	0.45%
意匠	59	10.2%	0.17%	57	7.2%	0.14%	53	8.2%	0.14%
商標	376	20.6%	0.33%	379	19.7%	0.36%	245	20.9%	0.31%
東北地方計	3,903			4,425			2,948		
特許	934			1,299			801		
実用新案	565			405			327		
意匠	577			796			645		
商標	1,827			1,925			1,175		
全国計	309,484			299,908			240,552		
特許	125,704			133,960			112,269		
実用新案	34,003			20,595			10,882		
意匠	34,882			39,317			37,939		
商標	114,895			106,036			79,462		

区分	H13	対東北	対全国	H14	対東北	対全国	H15	対東北	対全国
福島県	502	18.5%	0.22%	461	16.9%	0.20%	457	15.4%	0.19%
特許	130	17.8%	0.12%	120	17.0%	0.11%	109	13.1%	0.10%
実用新案	50	19.9%	0.66%	35	19.9%	0.56%	39	18.1%	0.66%
意匠	68	10.9%	0.22%	42	7.3%	0.14%	31	5.9%	0.11%
商標	254	22.9%	0.32%	264	20.8%	0.30%	278	19.9%	0.30%
東北地方計	2,713			2,728			2,967		
特許	732			707			830		
実用新案	251			176			216		
意匠	623			577			527		
商標	1,107			1,268			1,394		
全国計	225,919			233,305			238,942		
特許	109,375			108,515			110,835		
実用新案	7,551			6,216			5,932		
意匠	30,671			29,550			29,284		
商標	78,322			89,024			92,891		

出典：特許庁「特許行政年次報告書」より

(12) 都道府県別出願件数表(日本人によるもの)
特 許

都道府県別	2000年
1 東 京	182,321
2 大 阪	69,414
3 神 奈 川	33,100
4 愛 知	24,007
5 京 都	10,698
6 兵 庫	9,787
7 静 岡	6,028
8 埼 玉	5,695
9 福 岡	4,341
10 群 馬	3,730
11 千 葉	3,571
12 長 野	2,730
13 広 島	2,386
14 岐 阜	2,375
15 岡 山	2,004
16 愛 媛	1,865
17 三 重	1,738
18 山 口	1,722
19 茨 城	1,572
20 新 潟	1,517
21 宮 城	1,481
22 北 海 道	1,282
23 石 川	1,159
24 富 山	1,131
25 福 井	963
26 滋 賀	948
27 栃 木	849
28 和 歌 山	798
29 徳 島	660
30 山 梨	654
31 香 川	647
32 奈 良	618
33 山 形	572
34 福 島	506
35 熊 本	479
36 島 根	437
37 鹿 児 島	316
38 岩 手	292
39 宮 崎	278
40 佐 賀	272
41 高 知	215
42 長 崎	214
43 沖 縄	214
44 大 分	199
45 青 森	193
46 秋 田	183
47 鳥 取	141
48 外国からの日本人の出願	0
49 その他	1,062
合計(A)	387,364
A / B (%)	88.70%
総出願件数(B)	436,865

都道府県別	2001年
1 東 京	186,669
2 大 阪	67,842
3 神 奈 川	29,942
4 愛 知	25,103
5 京 都	11,155
6 兵 庫	9,846
7 静 岡	6,146
8 埼 玉	6,129
9 福 岡	3,917
10 千 葉	3,692
11 群 馬	3,091
12 長 野	2,510
13 広 島	2,495
14 岐 阜	2,015
15 岡 山	1,899
16 愛 媛	1,817
17 三 重	1,636
18 山 口	1,626
19 茨 城	1,573
20 新 潟	1,411
21 宮 城	1,357
22 北 海 道	1,231
23 富 山	1,064
24 石 川	1,015
25 滋 賀	933
26 和 歌 山	853
27 福 井	835
28 栃 木	812
29 山 梨	802
30 徳 島	678
31 香 川	629
32 奈 良	604
33 山 形	526
34 福 島	511
35 島 根	494
36 熊 本	469
37 岩 手	314
38 鹿 児 島	310
39 佐 賀	276
40 宮 崎	260
41 長 崎	252
42 大 分	240
43 沖 縄	226
44 青 森	218
45 高 知	217
46 秋 田	200
47 鳥 取	138
48 外国からの日本人の出願	0
49 その他	789
合計(A)	386,767
A / B (%)	88.10%
総出願件数(B)	439,175

都道府県別	2002年
1 東 京	180,146
2 大 阪	62,044
3 神 奈 川	27,732
4 愛 知	25,505
5 京 都	10,542
6 兵 庫	9,125
7 埼 玉	6,164
8 静 岡	5,654
9 福 岡	3,788
10 千 葉	3,448
11 群 馬	2,900
12 長 野	2,792
13 広 島	2,548
14 茨 城	1,770
15 愛 媛	1,762
16 岐 阜	1,725
17 岡 山	1,723
18 山 口	1,546
19 三 重	1,365
20 新 潟	1,318
21 宮 城	1,272
22 滋 賀	1226
23 北 海 道	1,112
24 石 川	1,084
25 富 山	1,059
26 福 井	830
27 山 梨	824
28 和 歌 山	753
29 香 川	655
30 奈 良	653
31 徳 島	649
32 栃 木	590
33 熊 本	487
34 山 形	458
35 島 根	429
36 福 島	409
37 鹿 児 島	317
38 岩 手	303
39 青 森	243
40 宮 崎	239
41 佐 賀	226
42 沖 縄	225
43 大 分	222
44 秋 田	214
45 長 崎	205
46 高 知	193
47 鳥 取	161
48 外国からの日本人の出願	0
49 その他	823
合計(A)	369,458
A / B (%)	87.70%
総出願件数(B)	421,044

都道府県別	2003年	2000年比
1 東 京	175,234	96%
2 大 阪	62,367	90%
3 愛 知	26,738	81%
4 神 奈 川	26,360	110%
5 京 都	10,900	102%
6 兵 庫	7,877	80%
7 埼 玉	6,047	100%
8 静 岡	5,555	98%
9 千 葉	3,420	79%
10 福 岡	3,396	91%
11 長 野	2,803	78%
12 群 馬	2,738	100%
13 広 島	2,617	110%
14 茨 城	1,996	84%
15 愛 媛	1,796	90%
16 山 口	1,673	90%
17 岐 阜	1,595	92%
18 岡 山	1,551	90%
19 宮 城	1,412	90%
20 新 潟	1,312	86%
21 三 重	1,219	82%
22 富 山	1,134	88%
23 北 海 道	1,108	96%
24 滋 賀	1015	90%
25 石 川	955	99%
26 福 井	842	89%
27 山 梨	834	98%
28 和 歌 山	730	91%
29 栃 木	671	102%
30 奈 良	626	96%
31 香 川	572	88%
32 徳 島	555	90%
33 山 形	534	93%
34 熊 本	491	97%
35 島 根	420	88%
36 福 島	344	79%
37 岩 手	280	89%
38 鹿 児 島	273	93%
39 宮 崎	246	88%
40 佐 賀	241	89%
41 青 森	234	109%
42 長 崎	230	107%
43 高 知	210	98%
44 秋 田	196	98%
45 沖 縄	188	97%
46 大 分	179	98%
47 鳥 取	143	101%
48 外国からの日本人の出願	0	-
49 その他	854	80%
合計(A)	362,711	94%
A / B (%)	87.80%	99%
総出願件数(B)	413,092	95%

(12) 都道府県別出願件数表(日本人によるもの)

実用新案

	都道府県別	2000年
1	東 京	2,011
2	大 阪	1,083
3	神 奈 川	371
4	愛 知	353
5	埼 玉	335
6	兵 庫	273
7	広 島	194
8	千 葉	189
9	静 岡	187
10	北 海 道	153
11	京 都	147
12	福 岡	127
13	新 潟	115
14	岐 阜	108
15	宮 城	102
16	群 馬	89
17	福 井	83
18	茨 城	73
19	奈 良	67
20	香 川	63
21	鹿 児 島	59
22	富 山	56
23	石 川	56
24	長 崎	56
25	栃 木	50
26	長 野	47
27	熊 本	47
28	福 島	44
29	岡 山	44
30	宮 崎	42
31	愛 媛	41
32	山 形	36
33	秋 田	34
34	三 重	33
35	徳 島	33
36	山 口	32
37	滋 賀	30
38	大 分	28
39	岩 手	27
40	青 森	21
41	和 歌 山	21
42	山 梨	19
43	高 知	18
44	鳥 取	17
45	沖 縄	15
46	佐 賀	12
47	島 根	11
48	外国からの 日本人の出願	0
49	そ の 他	845
	合 計(A)	7,897
	A / B(%)	82.40%
	総出願件数(B)	9,587

	都道府県別	2001年
1	東 京	1,776
2	大 阪	907
3	埼 玉	363
4	神 奈 川	323
5	愛 知	322
6	千 葉	233
7	兵 庫	211
8	広 島	168
9	北 海 道	164
10	静 岡	150
11	福 岡	150
12	京 都	123
13	新 潟	98
14	群 馬	95
15	宮 城	93
16	奈 良	78
17	長 野	70
18	石 川	68
19	岐 阜	68
20	福 井	63
21	茨 城	60
22	栃 木	54
23	長 崎	54
24	愛 媛	52
25	福 島	51
26	富 山	49
27	熊 本	48
28	鹿 児 島	48
29	岡 山	46
30	香 川	44
31	宮 崎	42
32	山 口	40
33	山 形	38
34	三 重	36
35	大 分	32
36	滋 賀	30
37	徳 島	27
38	沖 縄	23
39	山 梨	22
40	青 森	21
41	岩 手	19
42	秋 田	18
43	和 歌 山	18
44	佐 賀	16
45	高 知	15
46	島 根	8
47	鳥 取	5
48	外国からの 日本人の出願	0
49	そ の 他	549
	合 計(A)	6,988
	A / B(%)	79.40%
	総出願件数(%)	8,806

	都道府県別	2002年
1	東 京	1,633
2	大 阪	1,076
3	神 奈 川	346
4	愛 知	331
5	埼 玉	327
6	千 葉	216
7	兵 庫	206
8	北 海 道	177
9	静 岡	154
10	広 島	150
11	福 岡	128
12	新 潟	108
13	福 井	108
14	京 都	108
15	群 馬	71
16	長 野	71
17	栃 木	64
18	石 川	64
19	奈 良	64
20	岡 山	60
21	岐 阜	57
22	三 重	54
23	宮 城	53
24	香 川	53
25	鹿 児 島	48
26	愛 媛	46
27	茨 城	43
28	福 島	40
29	山 梨	40
30	山 形	37
31	富 山	37
32	秋 田	34
33	山 口	33
34	長 崎	33
35	宮 崎	32
36	熊 本	29
37	大 分	28
38	徳 島	26
39	滋 賀	23
40	和 歌 山	23
41	青 森	22
42	沖 縄	22
43	高 知	21
44	佐 賀	15
45	岩 手	14
46	鳥 取	10
47	島 根	10
48	外国からの 日本人の出願	0
49	そ の 他	597
	合 計(A)	6,942
	A / B(%)	80.70%
	総出願件数(%)	8,603

	都道府県別	2003年	2000年比
1	東 京	1,529	76%
2	大 阪	863	80%
3	神 奈 川	337	91%
4	愛 知	320	91%
5	埼 玉	272	81%
6	兵 庫	239	88%
7	北 海 道	182	94%
8	千 葉	167	88%
9	静 岡	156	83%
10	広 島	141	92%
11	新 潟	124	84%
12	福 岡	119	94%
13	京 都	116	101%
14	宮 城	83	77%
15	岐 阜	78	76%
16	長 野	68	76%
17	福 井	67	81%
18	奈 良	64	88%
19	群 馬	60	90%
20	石 川	57	90%
21	茨 城	53	90%
22	栃 木	52	93%
23	香 川	49	88%
24	鹿 児 島	46	82%
25	岡 山	45	90%
26	愛 媛	44	94%
27	山 形	42	89%
28	福 島	41	93%
29	山 口	40	91%
30	三 重	37	88%
31	大 分	37	90%
32	滋 賀	34	94%
33	岩 手	31	91%
34	徳 島	26	79%
35	秋 田	24	73%
36	沖 縄	24	75%
37	山 梨	22	73%
38	長 崎	22	79%
39	富 山	20	74%
40	和 歌 山	20	95%
41	熊 本	19	90%
42	宮 崎	18	95%
43	高 知	17	94%
44	青 森	16	94%
45	佐 賀	10	67%
46	鳥 取	7	58%
47	島 根	6	55%
48	外国からの 日本人の出願	0	-
49	そ の 他	537	64%
	合 計(A)	6,381	81%
	A / B(%)	78.10%	95%
	総出願件数(%)	8,169	85%

(12) 都道府県別出願件数表(日本人によるもの)

意匠

都道府県別		2000年	都道府県別		2001年	都道府県別		2002年	都道府県別		2003年	2000年比
1	東 京	12,852	1	東 京	13,789	1	東 京	11,584	1	東 京	12,435	97%
2	大 阪	8,777	2	大 阪	8,932	2	大 阪	8,884	2	大 阪	9,106	104%
3	愛 知	2,180	3	愛 知	2,242	3	愛 知	2,311	3	愛 知	2,190	100%
4	神 奈 川	2,161	4	神 奈 川	1,660	4	神 奈 川	1,671	4	神 奈 川	1,748	81%
5	兵 庫	1,161	5	兵 庫	991	5	兵 庫	936	5	兵 庫	1,182	102%
6	京 都	809	6	岐 阜	848	6	岐 阜	836	6	岐 阜	891	110%
7	岐 阜	727	7	京 都	679	7	埼 玉	638	7	京 都	791	109%
8	埼 玉	635	8	埼 玉	669	8	京 都	630	8	埼 玉	703	111%
9	新 潟	609	9	新 潟	639	9	新 潟	629	9	静 岡	662	109%
10	静 岡	574	10	宮 城	510	10	静 岡	580	10	福 井	607	106%
11	福 岡	496	11	静 岡	502	11	福 岡	503	11	新 潟	504	102%
12	宮 城	421	12	福 岡	461	12	富 山	486	12	富 山	472	112%
13	千 葉	353	13	富 山	460	13	福 井	481	13	広 島	454	129%
14	富 山	337	14	福 井	391	14	千 葉	384	14	福 岡	421	125%
15	福 井	334	15	広 島	371	15	宮 城	371	15	千 葉	388	116%
16	広 島	324	16	千 葉	349	16	広 島	354	16	宮 城	377	116%
17	岡 山	313	17	石 川	308	17	愛 媛	304	17	奈 良	302	96%
18	群 馬	292	18	岡 山	270	18	奈 良	288	18	愛 媛	279	96%
19	長 野	244	19	北 海 道	249	19	長 野	272	19	石 川	248	102%
20	北 海 道	224	20	山 形	245	20	香 川	269	20	北 海 道	244	109%
21	石 川	223	21	奈 良	222	21	岡 山	238	21	長 野	230	103%
22	愛 媛	183	22	長 野	220	22	群 馬	211	22	徳 島	230	126%
23	香 川	168	23	愛 媛	215	23	石 川	211	23	岡 山	198	118%
24	奈 良	167	24	群 馬	212	24	北 海 道	198	24	香 川	197	118%
25	三 重	161	25	三 重	191	25	和 歌 山	148	25	群 馬	177	110%
26	山 形	148	26	香 川	177	26	茨 城	136	26	三 重	170	115%
27	茨 城	141	27	栃 木	139	27	三 重	131	27	和 歌 山	162	115%
28	栃 木	138	28	徳 島	138	28	山 形	128	28	茨 城	120	87%
29	和 歌 山	107	29	茨 城	126	29	佐 賀	125	29	山 形	112	105%
30	佐 賀	101	30	佐 賀	126	30	徳 島	121	30	熊 本	108	107%
31	福 島	92	31	山 梨	123	31	栃 木	108	31	佐 賀	98	107%
32	徳 島	79	32	和 歌 山	114	32	滋 賀	81	32	滋 賀	97	123%
33	熊 本	68	33	長 崎	85	33	山 梨	69	33	栃 木	84	124%
34	大 分	64	34	滋 賀	75	34	鹿 児 島	65	34	山 梨	76	119%
35	滋 賀	54	35	熊 本	64	35	沖 縄	65	35	沖 縄	69	128%
36	宮 崎	50	36	福 島	54	36	青 森	63	36	宮 崎	66	132%
37	山 梨	45	37	山 口	47	37	熊 本	55	37	山 口	61	136%
38	鹿 児 島	43	38	沖 縄	42	38	長 崎	47	38	青 森	42	98%
39	長 崎	35	39	青 森	35	39	高 知	45	39	福 島	40	114%
40	岩 手	32	40	鳥 取	35	40	山 口	41	40	大 分	39	122%
41	山 口	31	41	宮 崎	30	41	福 島	38	41	鹿 児 島	35	113%
42	島 根	26	42	鹿 児 島	30	42	秋 田	30	42	長 崎	30	115%
43	鳥 取	23	43	岩 手	25	43	大 分	30	43	鳥 取	26	113%
44	沖 縄	20	44	高 知	25	44	鳥 取	28	44	岩 手	23	115%
45	青 森	16	45	大 分	23	45	岩 手	23	45	高 知	20	125%
46	高 知	16	46	秋 田	18	46	宮 崎	18	46	秋 田	18	113%
47	秋 田	13	47	島 根	17	47	島 根	17	47	島 根	16	123%
48	外国からの日本人の出願	0	-									
49	そ の 他	3	49	そ の 他	3	49	そ の 他	0	49	そ の 他	26	-
合 計(A)		36,070	合 計(A)		37,176	合 計(A)		34,881	合 計(A)		36,574	101%
A / B(%)		94%	A / B(%)		94%	A / B(%)		94%	A / B(%)		93%	
総出願件数(B)		38,496	総出願件数(%)		39,423	総出願件数(%)		37,230	総出願件数(%)		39,267	102%

(12) 都道府県別出願件数表(日本人によるもの)

商 標

都道府県別	2000年	都道府県別	2001年	都道府県別	2002年	都道府県別	2003年	2002年比
1 東 京	62,064	1 東 京	52,196	1 東 京	49,223	1 東 京	49,854	80%
2 大 阪	16,885	2 大 阪	14,305	2 大 阪	14,341	2 大 阪	14,537	86%
3 愛 知	5,083	3 愛 知	4,942	3 愛 知	4,625	3 愛 知	5,122	101%
4 神 奈 川	5,032	4 神 奈 川	4,033	4 神 奈 川	4,360	4 神 奈 川	4,689	93%
5 千 葉	4,603	5 兵 庫	3,319	5 兵 庫	2,910	5 兵 庫	3,420	74%
6 兵 庫	3,594	6 京 都	2,434	6 京 都	2,334	6 京 都	2,608	73%
7 京 都	2,541	7 静 岡	1,789	7 福 岡	1,712	7 福 岡	2,062	81%
8 静 岡	2,064	8 埼 玉	1,668	8 埼 玉	1,567	8 埼 玉	1,980	96%
9 埼 玉	1,868	9 福 岡	1,625	9 静 岡	1,551	9 静 岡	1,937	104%
10 福 岡	1,701	10 千 葉	1,415	10 北 海 道	1,410	10 北 海 道	1,611	95%
11 北 海 道	1,649	11 北 海 道	1,403	11 千 葉	1,301	11 千 葉	1,568	95%
12 岡 山	1,444	12 岡 山	1,310	12 岡 山	1,271	12 岡 山	1,151	80%
13 長 野	1,243	13 広 島	1,054	13 広 島	930	13 広 島	1,145	92%
14 広 島	1,115	14 長 野	884	14 岐 阜	900	14 長 野	939	84%
15 岐 阜	977	15 岐 阜	821	15 長 野	758	15 新 潟	874	89%
16 新 潟	931	16 新 潟	819	16 新 潟	741	16 岐 阜	817	88%
17 群 馬	650	17 富 山	683	17 富 山	592	17 愛 媛	760	117%
18 宮 城	599	18 茨 城	667	18 愛 媛	556	18 富 山	743	124%
19 富 山	599	19 群 馬	595	19 群 馬	537	19 宮 城	685	114%
20 茨 城	597	20 愛 媛	518	20 奈 良	534	20 群 馬	666	112%
21 石 川	520	21 宮 城	502	21 茨 城	506	21 茨 城	601	116%
22 愛 媛	494	22 奈 良	488	22 石 川	466	22 三 重	567	115%
23 福 井	484	23 石 川	474	23 沖 縄	465	23 奈 良	551	114%
24 三 重	476	24 山 梨	444	24 栃 木	463	24 石 川	519	109%
25 奈 良	472	25 三 重	438	25 宮 城	452	25 栃 木	516	109%
26 山 梨	461	26 栃 木	432	26 山 梨	424	26 香 川	511	111%
27 栃 木	460	27 福 井	416	27 福 井	395	27 鹿 児 島	492	107%
28 香 川	450	28 香 川	370	28 三 重	393	28 山 梨	490	109%
29 沖 縄	428	29 熊 本	366	29 鹿 児 島	371	29 熊 本	462	108%
30 和 歌 山	367	30 和 歌 山	347	30 香 川	356	30 沖 縄	455	124%
31 鹿 児 島	347	31 沖 縄	321	31 山 口	354	31 福 井	441	127%
32 福 島	345	32 山 口	319	32 滋 賀	337	32 福 島	432	125%
33 山 形	337	33 鹿 児 島	318	33 福 島	324	33 和 歌 山	418	124%
34 熊 本	335	34 山 形	304	34 熊 本	323	34 滋 賀	344	103%
35 滋 賀	328	35 福 島	301	35 山 形	317	35 山 口	332	101%
36 山 口	318	36 佐 賀	295	36 和 歌 山	314	36 徳 島	273	86%
37 長 崎	310	37 滋 賀	293	37 佐 賀	268	37 佐 賀	260	84%
38 徳 島	306	38 大 分	219	38 青 森	241	38 長 崎	249	81%
39 佐 賀	297	39 宮 崎	217	39 徳 島	223	39 山 形	242	81%
40 宮 崎	280	40 長 崎	205	40 長 崎	213	40 宮 崎	239	85%
41 大 分	256	41 青 森	197	41 大 分	212	41 青 森	231	90%
42 島 根	209	42 徳 島	197	42 高 知	208	42 岩 手	212	101%
43 高 知	204	43 岩 手	181	43 宮 崎	207	43 大 分	212	104%
44 青 森	190	44 秋 田	162	44 岩 手	197	44 高 知	211	111%
45 秋 田	176	45 高 知	144	45 秋 田	179	45 秋 田	190	108%
46 岩 手	147	46 島 根	117	46 島 根	130	46 島 根	190	129%
47 鳥 取	90	47 鳥 取	90	47 鳥 取	121	47 鳥 取	125	139%
48 外国からの 日本人の出願	27	48 外国からの 日本人の出願	0	48 外国からの 日本人の出願	0	48 外国からの 日本人の出願	0	-
49 そ の 他	8	49 そ の 他	18	49 そ の 他	33	49 そ の 他	24	300%
合 計(A)	124,361	合 計(A)	104,655	合 計(A)	100,645	合 計(A)	106,957	86%
A / B (%)	85.40%	A / B (%)	84.60%	A / B (%)	85.70%	A / B (%)	86.70%	
総出願件数(B)	145,668	総出願件数(B)	123,755	総出願件数(B)	117,406	総出願件数(B)	123,325	85%

(13) 都道府県別登録件数表(日本人によるもの)

特 許

都道府県別		2000年	都道府県別		2001年	都道府県別		2002年	都道府県別		2003年	2000年比
1	東 京	53,293	1	東 京	54,701	1	東 京	55,207	1	東 京	54,089	101%
2	大 阪	20,809	2	大 阪	20,184	2	大 阪	19,241	2	大 阪	19,889	96%
3	神 奈 川	9,118	3	神 奈 川	8,053	3	神 奈 川	7,035	3	神 奈 川	8,023	88%
4	愛 知	6,463	4	愛 知	6,390	4	愛 知	6,608	4	愛 知	6,875	106%
5	兵 庫	2,961	5	京 都	2,991	5	兵 庫	2,903	5	京 都	3,286	111%
6	京 都	2,952	6	兵 庫	2,711	6	京 都	2,826	6	兵 庫	2,717	92%
7	静 岡	2,408	7	静 岡	2,198	7	静 岡	2,190	7	静 岡	2,295	95%
8	埼 玉	1,403	8	埼 玉	1,172	8	埼 玉	1,210	8	埼 玉	1,400	100%
9	広 島	1,094	9	広 島	918	9	広 島	1,066	9	広 島	1,001	91%
10	千 葉	922	10	千 葉	766	10	長 野	790	10	福 岡	791	86%
11	福 岡	818	11	福 岡	732	11	福 岡	706	11	長 野	767	94%
12	長 野	742	12	長 野	711	12	千 葉	645	12	千 葉	763	103%
13	山 口	709	13	山 口	596	13	岡 山	565	13	岡 山	646	91%
14	三 重	605	14	愛 媛	519	14	山 口	531	14	愛 媛	618	102%
15	岐 阜	568	15	岐 阜	488	15	愛 媛	504	15	三 重	578	102%
16	岡 山	517	16	三 重	486	16	三 重	490	16	山 口	554	107%
17	群 馬	508	17	岡 山	486	17	群 馬	448	17	群 馬	446	88%
18	新 潟	463	18	群 馬	467	18	岐 阜	445	18	岐 阜	417	90%
19	北 海 道	462	19	石 川	311	19	石 川	339	19	宮 城	409	89%
20	茨 城	442	20	宮 城	293	20	新 潟	332	20	茨 城	405	92%
21	愛 媛	410	21	新 潟	283	21	宮 城	309	21	北 海 道	329	80%
22	石 川	347	22	北 海 道	274	22	茨 城	304	22	滋 賀	312	90%
23	富 山	315	23	茨 城	251	23	北 海 道	289	23	新 潟	311	99%
24	宮 城	269	24	富 山	250	24	富 山	242	24	石 川	279	104%
25	山 形	252	25	山 形	221	25	滋 賀	226	25	富 山	272	108%
26	山 梨	234	26	山 梨	194	26	山 梨	223	26	山 梨	255	109%
27	福 井	202	27	滋 賀	190	27	山 形	172	27	栃 木	202	100%
28	熊 本	200	28	福 井	160	28	福 井	151	28	香 川	194	97%
29	滋 賀	192	29	和 歌 山	133	29	和 歌 山	147	29	福 井	185	96%
30	香 川	173	30	香 川	132	30	香 川	137	30	徳 島	180	104%
31	栃 木	153	31	福 島	130	31	栃 木	133	31	山 形	138	90%
32	福 島	146	32	島 根	123	32	徳 島	125	32	和 歌 山	137	94%
33	島 根	123	33	栃 木	118	33	福 島	120	33	福 島	109	89%
34	奈 良	113	34	徳 島	109	34	島 根	120	34	島 根	106	94%
35	徳 島	108	35	熊 本	108	35	熊 本	105	35	奈 良	104	96%
36	和 歌 山	103	36	奈 良	101	36	奈 良	100	36	岩 手	92	89%
37	宮 崎	96	37	宮 崎	74	37	宮 崎	68	37	宮 崎	92	96%
38	佐 賀	78	38	佐 賀	54	38	岩 手	60	38	熊 本	89	114%
39	岩 手	72	39	大 分	42	39	大 分	56	39	佐 賀	59	82%
40	大 分	64	40	高 知	41	40	鹿 児 島	39	40	大 分	49	77%
41	鹿 児 島	47	41	岩 手	38	41	高 知	36	41	青 森	47	100%
42	沖 縄	44	42	鹿 児 島	36	42	沖 縄	32	42	鹿 児 島	47	107%
43	長 崎	39	43	沖 縄	32	43	佐 賀	31	43	長 崎	39	100%
44	秋 田	36	44	鳥 取	29	44	長 崎	30	44	秋 田	35	97%
45	高 知	33	45	青 森	26	45	秋 田	24	45	高 知	33	100%
46	青 森	26	46	秋 田	24	46	青 森	22	46	沖 縄	31	119%
47	鳥 取	18	47	長 崎	23	47	鳥 取	18	47	鳥 取	22	122%
48	そ の 他	1,119	48	そ の 他	1,006	48	そ の 他	1,115	48	そ の 他	1,118	100%
合 計 (A)		112,269	合 計 (A)		109,375	合 計 (A)		108,515	合 計 (A)		110,835	99%
A / B (%)		89.20%	A / B (%)		89.80%	A / B (%)		90.40%	A / B (%)		90.50%	
総登録件数 (B)		125,880	総登録件数 (B)		121,742	総登録件数 (B)		120,018	総登録件数 (B)		122,511	97%

(13) 都道府県別登録件数表(日本人によるもの)

実用新案

	都道府県別	2000年
1	東 京	3,572
2	大 阪	1,517
3	神 奈 川	650
4	愛 知	554
5	埼 玉	484
6	兵 庫	337
7	静 岡	264
8	京 都	257
9	広 島	255
10	千 葉	203
11	福 岡	188
12	北 海 道	161
13	宮 城	138
14	新 潟	132
15	岐 阜	124
16	群 馬	123
17	福 井	99
18	長 野	96
19	奈 良	86
20	岡 山	78
21	茨 城	77
22	香 川	75
23	富 山	74
24	愛 媛	73
25	石 川	65
26	栃 木	60
27	三 重	54
28	滋 賀	50
29	福 島	49
30	鹿 児 島	49
31	熊 本	45
32	長 崎	43
33	山 形	41
34	山 梨	39
35	宮 崎	39
36	山 口	38
37	秋 田	35
38	和 歌 山	35
39	岩 手	34
40	大 分	33
41	島 根	32
42	青 森	30
43	徳 島	25
44	鳥 取	16
45	高 知	15
46	佐 賀	13
47	沖 縄	9
48	そ の 他	416
	合 計(A)	10,882
	A / B(%)	86.30%
	総登録件数(B)	12,613

	都道府県別	2001年
1	東 京	2,269
2	大 阪	937
3	神 奈 川	403
4	愛 知	377
5	埼 玉	372
6	兵 庫	259
7	千 葉	249
8	広 島	171
9	静 岡	168
10	北 海 道	163
11	福 岡	154
12	京 都	145
13	宮 城	104
14	新 潟	97
15	群 馬	96
16	岐 阜	89
17	奈 良	87
18	福 井	75
19	長 野	71
20	茨 城	68
21	石 川	64
22	栃 木	63
23	長 崎	63
24	富 山	59
25	熊 本	55
26	香 川	54
27	宮 崎	53
28	福 島	50
29	愛 媛	49
30	岡 山	44
31	鹿 児 島	43
32	山 口	37
33	山 形	32
34	三 重	32
35	大 分	30
36	徳 島	29
37	山 梨	24
38	青 森	23
39	秋 田	22
40	滋 賀	21
41	沖 縄	21
42	岩 手	20
43	和 歌 山	20
44	高 知	18
45	佐 賀	13
46	島 根	10
47	鳥 取	9
48	そ の 他	239
	合 計(A)	7,551
	A / B(%)	80.00%
	総登録件数(B)	9,441

実用新案

	都道府県別	2002年
1	東 京	1,616
2	大 阪	947
3	埼 玉	344
4	神 奈 川	331
5	愛 知	288
6	千 葉	227
7	北 海 道	170
8	兵 庫	170
9	静 岡	148
10	広 島	140
11	福 岡	123
12	新 潟	105
13	京 都	98
14	福 井	88
15	群 馬	81
16	長 野	75
17	岡 山	63
18	石 川	60
19	岐 阜	60
20	奈 良	60
21	栃 木	52
22	鹿 児 島	51
23	宮 城	49
24	茨 城	48
25	香 川	46
26	愛 媛	45
27	三 重	44
28	山 形	38
29	富 山	37
30	山 梨	37
31	福 島	35
32	滋 賀	33
33	長 崎	32
34	熊 本	31
35	山 口	30
36	宮 崎	29
37	徳 島	28
38	大 分	26
39	秋 田	25
40	沖 縄	24
41	高 知	22
42	和 歌 山	19
43	岩 手	15
44	佐 賀	15
45	青 森	14
46	島 根	9
47	鳥 取	7
48	そ の 他	181
	合 計(A)	6,216
	A / B(%)	79.80%
	総登録件数(B)	7,793

	都道府県別	2003年	2000年比
1	東 京	1,574	44%
2	大 阪	912	60%
3	神 奈 川	320	49%
4	愛 知	303	55%
5	埼 玉	277	57%
6	兵 庫	232	69%
7	千 葉	161	61%
8	静 岡	151	59%
9	北 海 道	149	58%
10	広 島	145	71%
11	京 都	106	56%
12	新 潟	105	65%
13	福 岡	105	76%
14	福 井	73	55%
15	宮 城	71	57%
16	長 野	68	55%
17	奈 良	66	67%
18	石 川	61	64%
19	栃 木	59	69%
20	群 馬	58	74%
21	岐 阜	52	68%
22	茨 城	50	67%
23	香 川	50	68%
24	鹿 児 島	49	67%
25	岡 山	46	71%
26	山 口	45	75%
27	三 重	42	78%
28	愛 媛	42	84%
29	福 島	39	80%
30	大 分	37	76%
31	山 形	36	80%
32	長 崎	36	84%
33	秋 田	33	80%
34	滋 賀	29	74%
35	徳 島	24	62%
36	和 歌 山	23	61%
37	青 森	19	54%
38	山 梨	19	54%
39	熊 本	19	56%
40	岩 手	18	55%
41	富 山	18	56%
42	宮 崎	18	60%
43	高 知	17	68%
44	沖 縄	16	100%
45	島 根	8	53%
46	佐 賀	8	62%
47	鳥 取	7	78%
48	そ の 他	136	33%
	合 計(A)	5,932	55%
	A / B(%)	77.10%	
	総登録件数(B)	7,694	61%

(13) 都道府県別登録件数表(日本人によるもの)

意匠

都道府県別		2000年	都道府県別		2001年	都道府県別		2002年	都道府県別		2003年	2000年比
1	東京	13,702	1	東京	11,332	1	東京	10,811	1	東京	10,070	73%
2	大阪	8,675	2	大阪	7,606	2	大阪	6,999	2	大阪	7,188	83%
3	神奈川	2,610	3	愛知	1,664	3	愛知	1,759	3	愛知	1,835	70%
4	愛知	2,075	4	神奈川	1,595	4	神奈川	1,341	4	神奈川	1,310	63%
5	兵庫	966	5	兵庫	871	5	兵庫	739	5	兵庫	769	80%
6	岐阜	755	6	岐阜	640	6	岐阜	663	6	岐阜	759	101%
7	埼玉	736	7	京都	549	7	新潟	570	7	埼玉	492	67%
8	京都	733	8	新潟	498	8	埼玉	534	8	福井	491	67%
9	静岡	668	9	埼玉	448	9	京都	491	9	静岡	460	69%
10	新潟	558	10	静岡	424	10	静岡	446	10	新潟	450	81%
11	福岡	546	11	宮城	411	11	富山	399	11	京都	433	79%
12	富山	431	12	福岡	404	12	宮城	380	12	富山	385	89%
13	福井	366	13	富山	284	13	福岡	347	13	福岡	378	103%
14	千葉	357	14	広島	270	14	福井	299	14	宮城	342	96%
15	宮城	325	15	千葉	269	15	千葉	272	15	千葉	286	88%
16	香川	314	16	福井	257	16	広島	227	16	広島	281	89%
17	岡山	311	17	岡山	251	17	愛媛	209	17	香川	222	71%
18	広島	306	18	石川	237	18	岡山	200	18	愛媛	210	69%
19	長野	262	19	群馬	205	19	長野	184	19	石川	206	79%
20	群馬	261	20	長野	185	20	奈良	176	20	奈良	200	77%
21	石川	253	21	北海道	154	21	香川	174	21	岡山	198	78%
22	奈良	240	22	奈良	154	22	石川	169	22	群馬	194	81%
23	北海道	191	23	愛媛	134	23	群馬	159	23	長野	184	96%
24	山形	189	24	香川	123	24	北海道	149	24	三重	125	66%
25	愛媛	158	25	三重	116	25	三重	133	25	徳島	122	77%
26	栃木	134	26	山形	110	26	山形	116	26	北海道	116	87%
27	三重	134	27	和歌山	88	27	栃木	92	27	和歌山	114	85%
28	山梨	130	28	茨城	85	28	茨城	88	28	茨城	91	70%
29	佐賀	129	29	徳島	80	29	佐賀	83	29	佐賀	88	68%
30	茨城	91	30	佐賀	80	30	和歌山	79	30	山形	84	92%
31	和歌山	87	31	栃木	77	31	山梨	77	31	栃木	76	87%
32	滋賀	83	32	福島	68	32	長崎	67	32	滋賀	67	81%
33	熊本	63	33	熊本	54	33	徳島	66	33	山梨	52	83%
34	福島	53	34	滋賀	49	34	滋賀	63	34	山口	44	83%
35	鳥取	49	35	山梨	42	35	熊本	46	35	沖縄	44	90%
36	高知	46	36	宮崎	32	36	福島	42	36	熊本	42	91%
37	山口	40	37	大分	30	37	山口	39	37	青森	31	78%
38	長崎	38	38	山口	29	38	鹿児島	35	38	福島	31	82%
39	沖縄	33	39	鹿児島	26	39	沖縄	31	39	高知	28	85%
40	岩手	32	40	長崎	23	40	宮崎	27	40	鳥取	26	81%
41	徳島	31	41	鳥取	22	41	高知	22	41	鹿児島	25	81%
42	青森	28	42	高知	22	42	大分	22	42	秋田	21	75%
43	鹿児島	26	43	島根	19	43	鳥取	21	43	宮崎	21	81%
44	大分	21	44	沖縄	17	44	青森	15	44	長崎	19	90%
45	秋田	18	45	岩手	16	45	岩手	15	45	岩手	18	100%
46	島根	16	46	青森	9	46	秋田	9	46	大分	17	106%
47	宮崎	15	47	秋田	9	47	島根	9	47	島根	11	73%
48	その他	654	48	その他	603	48	その他	656	48	その他	628	96%
合計(A)		37,939	合計(A)		30,671	合計(A)		29,550	合計(A)		29,284	77%
A/B(%)		94.80%	A/B(%)		93.10%	A/B(%)		93.80%	A/B(%)		93.40%	
総登録件数(B)		40,037	総登録件数(B)		32,934	総登録件数(B)		31,503	総登録件数(B)		31,342	78%

(13) 都道府県別登録件数表(日本人によるもの)

商 標

	都道府県別	2000年
1	東 京	38,679
2	大 阪	10,902
3	愛 知	3,458
4	神 奈 川	3,308
5	兵 庫	2,387
6	京 都	1,970
7	静 岡	1,424
8	埼 玉	1,216
9	福 岡	1,131
10	千 葉	1,105
11	岡 山	1,072
12	北 海 道	1,002
13	岐 阜	685
14	広 島	669
15	長 野	664
16	新 潟	657
17	富 山	481
18	群 馬	420
19	奈 良	403
20	茨 城	362
21	宮 城	344
22	三 重	339
23	石 川	338
24	福 井	338
25	栃 木	329
26	愛 媛	314
27	香 川	295
28	佐 賀	288
29	山 形	280
30	山 梨	258
31	和 歌 山	249
32	沖 縄	248
33	福 島	245
34	鹿 児 島	244
35	山 口	243
36	滋 賀	239
37	徳 島	227
38	熊 本	227
39	長 崎	161
40	宮 崎	151
41	大 分	147
42	高 知	120
43	島 根	112
44	岩 手	104
45	秋 田	103
46	青 森	99
47	鳥 取	55
48	そ の 他	1,370
	合 計(A)	79,462
	A / B(%)	84.20%
	総登録件数(B)	94,369

	都道府県別	2001年
1	東 京	38,788
2	大 阪	10,102
3	愛 知	3,222
4	神 奈 川	2,771
5	兵 庫	2,438
6	京 都	1,566
7	千 葉	1,545
8	静 岡	1,388
9	埼 玉	1,075
10	岡 山	1,048
11	福 岡	1,015
12	北 海 道	865
13	長 野	702
14	新 潟	663
15	岐 阜	599
16	広 島	569
17	富 山	437
18	群 馬	353
19	三 重	350
20	茨 城	348
21	石 川	343
22	福 井	335
23	宮 城	331
24	奈 良	321
25	山 梨	315
26	愛 媛	312
27	香 川	287
28	栃 木	281
29	佐 賀	265
30	福 島	254
31	沖 縄	249
32	鹿 児 島	231
33	和 歌 山	221
34	滋 賀	207
35	山 口	201
36	山 形	197
37	熊 本	191
38	徳 島	190
39	長 崎	186
40	宮 崎	148
41	大 分	144
42	島 根	133
43	青 森	119
44	高 知	118
45	秋 田	113
46	岩 手	93
47	鳥 取	56
48	そ の 他	2,637
	合 計(A)	78,322
	A / B(%)	85.90%
	総登録件数(B)	91,186

	都道府県別	2002年
1	東 京	45,325
2	大 阪	11,380
3	愛 知	3,795
4	神 奈 川	3,322
5	兵 庫	2,440
6	京 都	1,783
7	千 葉	1,413
8	静 岡	1,384
9	埼 玉	1,216
10	福 岡	1,201
11	岡 山	1,185
12	北 海 道	1,036
13	広 島	760
14	岐 阜	631
15	新 潟	626
16	長 野	616
17	富 山	538
18	群 馬	524
19	茨 城	421
20	愛 媛	420
21	奈 良	396
22	宮 城	382
23	栃 木	369
24	山 梨	368
25	石 川	357
26	三 重	349
27	福 井	337
28	佐 賀	308
29	香 川	266
30	福 島	264
31	山 口	264
32	鹿 児 島	264
33	滋 賀	247
34	熊 本	244
35	和 歌 山	235
36	沖 縄	217
37	山 形	215
38	徳 島	169
39	宮 崎	159
40	青 森	157
41	長 崎	153
42	大 分	149
43	岩 手	142
44	高 知	118
45	秋 田	108
46	島 根	96
47	鳥 取	73
48	そ の 他	2,602
	合 計(A)	89,024
	A / B(%)	88.20%
	総登録件数(B)	100,918

	都道府県別	2003年	2000年比
1	東 京	46,652	121%
2	大 阪	12,223	112%
3	愛 知	4,243	123%
4	神 奈 川	3,762	114%
5	兵 庫	2,445	102%
6	京 都	2,060	105%
7	福 岡	1,412	99%
8	静 岡	1,360	112%
9	埼 玉	1,359	120%
10	千 葉	1,113	101%
11	岡 山	1,032	96%
12	北 海 道	987	99%
13	広 島	829	121%
14	岐 阜	759	113%
15	新 潟	646	97%
16	富 山	611	93%
17	長 野	593	123%
18	群 馬	488	116%
19	愛 媛	481	119%
20	茨 城	435	120%
21	三 重	424	123%
22	奈 良	418	123%
23	宮 城	407	120%
24	石 川	397	117%
25	山 梨	356	108%
26	栃 木	348	111%
27	福 井	335	114%
28	香 川	333	116%
29	沖 縄	287	103%
30	鹿 児 島	284	110%
31	福 島	278	112%
32	山 口	275	111%
33	滋 賀	271	111%
34	熊 本	259	106%
35	山 形	244	100%
36	佐 賀	242	101%
37	和 歌 山	239	105%
38	徳 島	194	85%
39	青 森	179	111%
40	長 崎	175	116%
41	岩 手	161	110%
42	大 分	159	133%
43	宮 崎	157	140%
44	高 知	149	143%
45	島 根	133	129%
46	秋 田	125	126%
47	鳥 取	87	158%
48	そ の 他	2,485	181%
	合 計(A)	92,891	117%
	A / B(%)	88.60%	
	総登録件数(B)	104,860	111%

(3) 都道府県別・国籍別国際出願件数表(受理官庁)

	都道府県	2000年		都道府県	2001年		都道府県	2002年		都道府県	2003年
1	東京	4,508	1	東京	5,736	1	東京	6,968	1	東京	8,429
2	大阪	2,306	2	大阪	2,767	2	大阪	3,087	2	大阪	3,602
3	神奈川	600	3	神奈川	582	3	神奈川	833	3	神奈川	1,451
4	埼玉	281	4	愛知	410	4	埼玉	458	4	愛知	594
5	愛知	238	5	埼玉	311	5	愛知	395	5	埼玉	526
6	京都	213	6	京都	284	6	兵庫	294	6	京都	341
7	兵庫	161	7	兵庫	250	7	京都	250	7	兵庫	259
8	千葉	135	8	静岡	169	8	静岡	179	8	静岡	207
9	静岡	124	9	千葉	97	9	千葉	100	9	福岡	152
10	岐阜	97	10	福岡	95	10	福岡	100	10	茨城	116
11	福岡	86	11	岐阜	91	11	岡山	84	11	長野	113
12	茨城	74	12	広島	72	12	長野	83	12	千葉	108
13	宮城	58	13	茨城	63	13	茨城	77	13	愛媛	104
14	長野	46	14	山口	58	14	新潟	77	14	広島	89
15	岡山	40	15	岡山	57	15	広島	75	15	滋賀	79
16	広島	38	16	宮城	53	16	愛媛	66	16	岡山	76
17	愛媛	32	17	長野	51	17	山口	62	17	山口	70
18	山口	31	18	新潟	50	18	滋賀	57	18	岐阜	65
19	佐賀	31	19	北海道	32	19	岐阜	48	19	群馬	53
20	滋賀	28	20	群馬	29	20	和歌山	39	20	宮城	49
21	北海道	27	21	徳島	28	21	北海道	37	21	北海道	46
22	富山	21	22	滋賀	27	22	徳島	37	22	新潟	45
23	新潟	19	23	和歌山	27	23	宮城	36	23	和歌山	42
24	石川	19	24	愛媛	25	24	石川	28	24	香川	34
25	福島	18	25	福井	23	25	福井	24	25	栃木	32
26	香川	17	26	佐賀	21	26	熊本	24	26	富山	30
27	和歌山	15	27	三重	18	27	栃木	23	27	三重	29
28	群馬	14	28	香川	18	28	富山	22	28	佐賀	28
29	福井	14	29	熊本	18	29	奈良	22	29	石川	27
30	奈良	14	30	富山	16	30	佐賀	22	30	奈良	27
31	山梨	8	31	石川	15	31	群馬	21	31	徳島	27
32	徳島	8	32	福島	13	32	三重	21	32	福井	21
33	熊本	8	33	山梨	13	33	香川	16	33	福島	16
34	三重	7	34	奈良	13	34	山梨	15	34	山梨	16
35	栃木	6	35	山形	9	35	宮崎	13	35	熊本	13
36	宮崎	6	36	栃木	9	36	福島	11	36	鹿児島	10
37	高知	4	37	鹿児島	8	37	鹿児島	11	37	宮崎	9
38	岩手	3	38	沖縄	8	38	鳥根	8	38	青森	7
39	鹿児島	3	39	長崎	7	39	長崎	8	39	秋田	7
40	沖縄	3	40	秋田	4	40	沖縄	7	40	高知	7
41	青森	2	41	鳥根	4	41	鳥取	6	41	沖縄	7
42	秋田	2	42	宮崎	4	42	岩手	5	42	岩手	6
43	長崎	2	43	鳥取	3	43	大分	5	43	鳥根	6
44	山形	1	44	高知	3	44	秋田	4	44	長崎	6
45	大分	1	45	大分	2	45	青森	3	45	鳥取	5
46	鳥取	0	46	青森	1	46	山形	3	46	大分	5
47	鳥根	0	47	岩手	1	47	高知	3	47	山形	4
	内国計	9,369		内国計	11,595		内国計	13,767		内国計	16,995
	アメリカ	34		アメリカ	25		アメリカ	36		アメリカ	30
	その他	44		その他	68		その他	76		その他	72
	外国計	78		外国計	93		外国計	112		外国計	102
	合計	9,447		合計	11,688		合計	13,879		合計	17,097

資料 6

(12)都道府県別国際登録出願件数表(本国官庁)

	都道府県	2000年		都道府県	2001年		都道府県	2002年		都道府県	2003年
1	東京	105	1	東京	150	1	東京	114	1	東京	192
2	大阪	35	2	大阪	30	2	大阪	45	2	大阪	67
3	神奈川	9	3	愛知	14	3	千葉	16	3	愛知	37
4	愛知	9	4	広島	14	4	京都	13	4	兵庫	18
5	千葉	7	5	京都	12	5	愛知	11	5	神奈川	14
6	兵庫	6	6	神奈川	10	6	神奈川	10	6	京都	9
7	岡山	5	7	兵庫	8	7	岡山	5	7	静岡	7
8	群馬	3	8	千葉	6	8	岐阜	4	8	奈良	6
9	静岡	2	9	岐阜	6	9	兵庫	3	9	岡山	5
10	北海道	1	10	茨城	4	10	静岡	2	10	福島	3
11	埼玉	1	11	静岡	4	11	広島	2	11	埼玉	3
12	富山	1	12	岡山	3	12	山口	2	12	岐阜	3
13	福井	1	13	香川	3	13	香川	2	13	滋賀	3
14	京都	1	14	山形	2	14	新潟	1	14	香川	3
15	和歌山	1	15	栃木	2	15	福井	1	15	愛媛	3
16	青森	0	16	石川	2	16	山梨	1	16	福岡	3
17	岩手	0	17	山梨	2	17	三重	1	17	長野	2
18	宮城	0	18	福岡	2	18	滋賀	1	18	三重	2
19	秋田	0	19	佐賀	2	19	愛媛	1	19	鳥取	2
20	山形	0	20	宮城	1	20	福岡	1	20	山口	2
21	福島	0	21	富山	1	21	佐賀	1	21	熊本	2
22	茨城	0	22	福井	1	22	北海道	0	22	北海道	1
23	栃木	0	23	山口	1	23	青森	0	23	茨城	1
24	新潟	0	24	北海道	0	24	岩手	0	24	栃木	1
25	石川	0	25	青森	0	25	宮城	0	25	群馬	1
26	山梨	0	26	岩手	0	26	秋田	0	26	千葉	1
27	長野	0	27	秋田	0	27	山形	0	27	新潟	1
28	岐阜	0	28	福島	0	28	福島	0	28	石川	1
29	三重	0	29	群馬	0	29	茨城	0	29	福井	1
30	滋賀	0	30	埼玉	0	30	栃木	0	30	山梨	1
31	奈良	0	31	新潟	0	31	群馬	0	31	和歌山	1
32	鳥取	0	32	長野	0	32	埼玉	0	32	広島	1
33	島根	0	33	三重	0	33	富山	0	33	徳島	1
34	広島	0	34	滋賀	0	34	石川	0	34	佐賀	1
35	山口	0	35	奈良	0	35	長野	0	35	鹿児島	1
36	徳島	0	36	和歌山	0	36	奈良	0	36	沖縄	1
37	香川	0	37	鳥取	0	37	和歌山	0	37	青森	0
38	愛媛	0	38	島根	0	38	鳥取	0	38	岩手	0
39	高知	0	39	徳島	0	39	島根	0	39	宮城	0
40	福岡	0	40	愛媛	0	40	徳島	0	40	秋田	0
41	佐賀	0	41	高知	0	41	高知	0	41	山形	0
42	長崎	0	42	長崎	0	42	長崎	0	42	富山	0
43	熊本	0	43	熊本	0	43	熊本	0	43	島根	0
44	大分	0	44	大分	0	44	大分	0	44	高知	0
45	宮崎	0	45	宮崎	0	45	宮崎	0	45	長崎	0
46	鹿児島	0	46	鹿児島	0	46	鹿児島	0	46	大分	0
47	沖縄	0	47	沖縄	0	47	沖縄	0	47	宮崎	0
	その他	0		その他	0		その他	0		その他	1
	合計	187		合計	280		合計	237		合計	402

注：共同出願は筆頭者のみ集計

出所 特許庁編 特許行政年次報告書 2004年度版 統計・資料編 第3章 国際出願関係統計

特許権等及び職務育成品種の保有状況

(H17.1現在)

(特許権)

		種 別	名 称	登録日等	件数	許諾の有無	備考
産 業 財 産 権	特許権	商工労働部	紫外線硬化型含漆合成樹脂塗料及び秒速乾燥法	H10.8.28	1		
			非接触表面粗さ測定方法およびその測定装置	H11.3.19	1		
			自動酸化重合型の漆塗料の製造法	H11.11.12	1		
			研磨材の回収方法	H12.12.1	1		
			絹加工系、その製造方法およびその絹織物の製造方法	H13.5.18	1		
			吊具の自動旋回位置決め装置を備えた吊具	H14.4.26	1		
			アルコール飲料の製造法	H14.9.27	1		
			光触媒を用いた水処理方法	H16.5.21	1		
			真円測定方法および真円測定装置	H16.6.11	1		
			横編機を使用した編織地の製造方法	H16.8.6	1		
		小計		10			
		農林水産部	冬虫夏草の子実体人口栽培法	H9.7.25	1		
			天蚕絹糸フィブロイン膜の製造方法	H10.9.11	1		
			天蚕絹糸フィブロインを配合した化粧水の製造方法	H14.11.1	1		
小計			3				
計		13					
実用新案権	商工労働部	低床型空気式昇降台 (*特許でも出願中)		H15.2.12	1		
		意匠権					
意匠権	商工労働部	重箱		H12.10.20			
		職務育成品種	農林水産部	りんご「ほおずり」	H8.3.19	1	
もも「ふくえんぼ」	H8.6.13			1			
おたねにんじん「かいしゅうさん」	H14.1.16			1			
桑「きぬゆたか」	H13.10.18			1			
りんどう「ふくしまかれん」	H15.2.20			1			
稲「夢の香」 読み「ゆめのかおり」	H15.2.20			1			
もも「はつおとめ」	H15.11.18			1			
もも「ふくおとめ」	H15.11.18			1			
なめこ「福島N1号」	H15.11.18			1			
ぶどう「あづましずく」	H16.1.13			1			
稲「ふくみらい」	H16.3.9			1			
計		11					

問1 事業所の概要

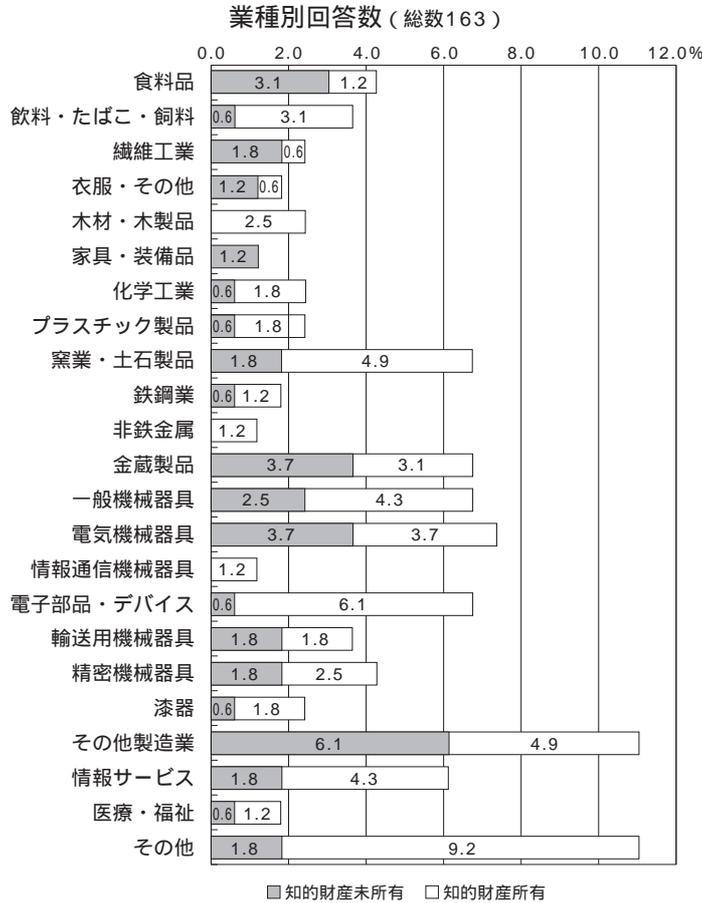
問1 事業所の概要

有効回答総数 163社(事業所)

業種別に知的財産の所有、未所有のグラフ

163社中103社が所有または出願中である。

グラフ3



知的財産所有には、現在所有はしていないが出願中も含む。(問2(2))に合わせた。
業種にリサイクルがあったが回答は0であった。(グラフから除いている。)

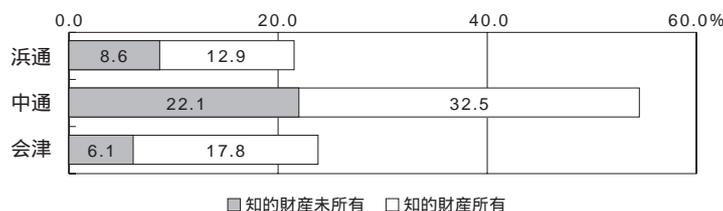
その他内訳は下記である

建設業 7社 宅地建物取引業 1社 自動車、建設機械修理業 1社 葬祭業 1社
 設計開発 2社 研究開発 1社 ハーブガーデン 1社 独立行政法人 1社
 地盤調査業 1社 IT産業 1社 コンサルタント 1社
 (建設業7社中3社を除いて全て知的財産所有である。)

問1 事業所の概要

浜、中、会津に分けた3地域の回答会社(事業所)数

グラフ4



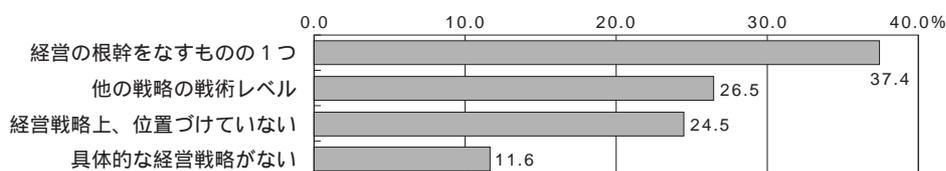
問2 知的財産の保有状況

問2(1) 経営戦略における知的財産戦略の位置づけ

1. 経営戦略における位置づけ(対象 全社)

回答 163社中155社

グラフ1

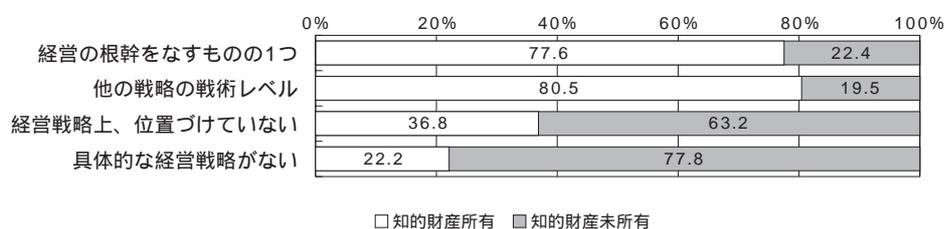


2. 経営戦略における位置づけ(対象 全社)

回答 163社中155社

知的財産所有、未所有による割合

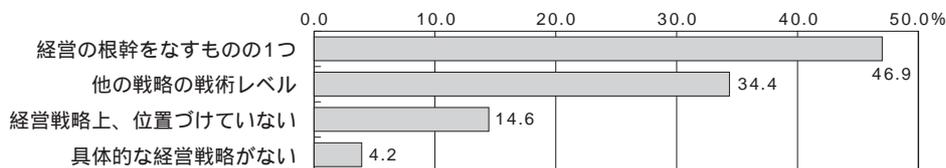
グラフ2



3. 経営戦略における位置づけ(対象 知的財産所有社(%))

回答 103社中96社

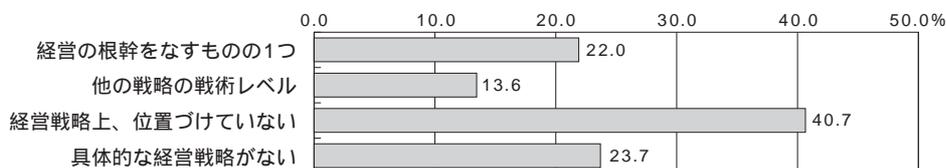
グラフ3



4. 経営戦略における位置づけ(対象 知的財産未所有(%))

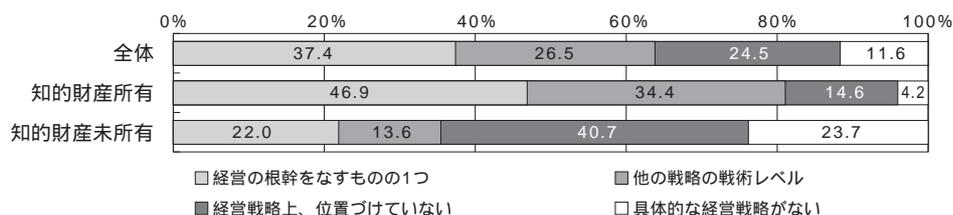
回答 60社中59社

グラフ4



5. 経営戦略における位置づけ(対象 全社)

グラフ5

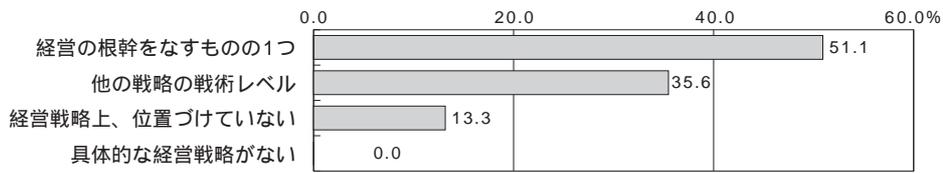


問2 知的財産の保有状況

6. 経営戦略における位置づけ(対象 組織有(%))

回答 48社中45社

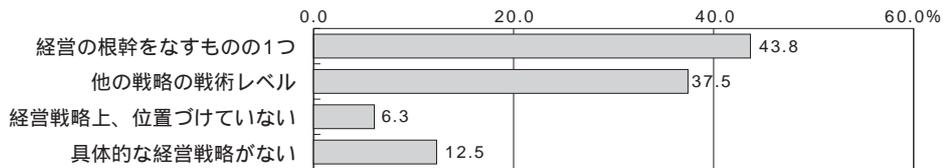
グラフ6



7. 経営戦略における位置づけ(対象 組織無)

回答 35社中33社

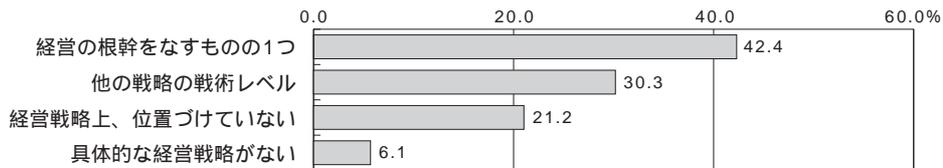
グラフ7



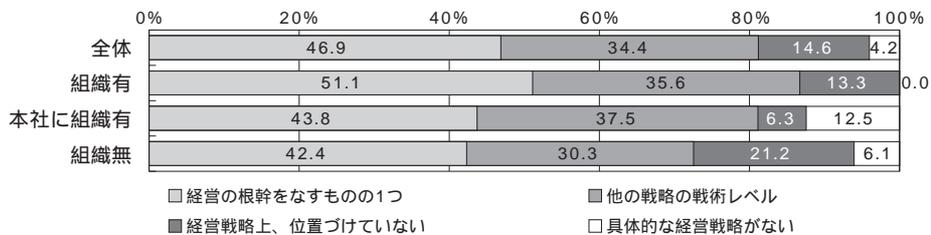
8. 経営戦略における位置づけ(対象 組織無(%))

回答 35社中33社

グラフ8

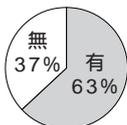


9. 経営戦略における位置づけ(対象 知的財産所有社)グラフ9

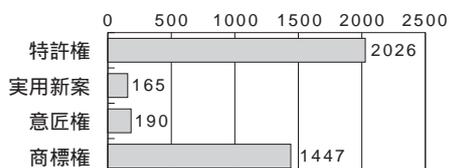


問2(2) 知的財産の保有・出願 163社中

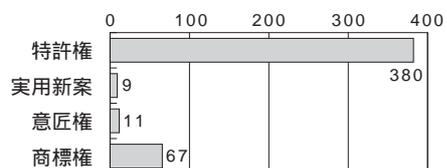
グラフ10



保有知的財産件数 グラフ11

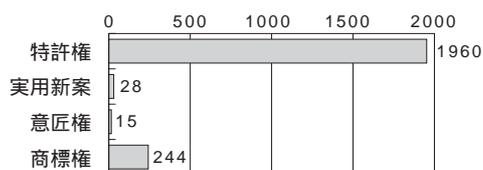


2003年度 出願・申請件数 グラフ12

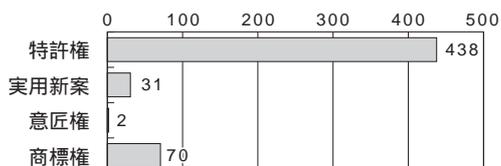


問2 知的財産の保有状況

2003年度以外 出願中件数 グラフ13



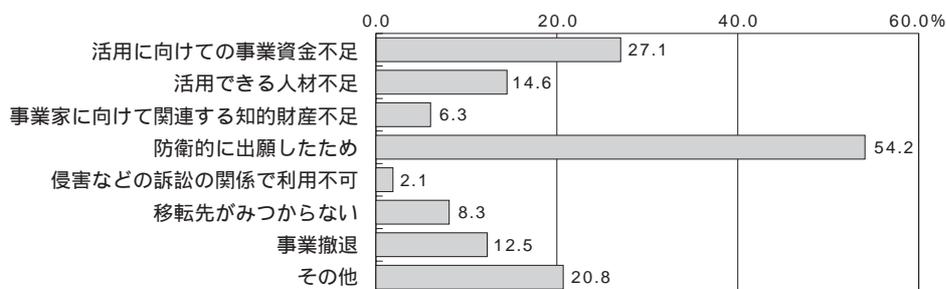
活用されていない知的財産件数（50事業所） グラフ14



活用されていない理由

複数回答 50社中48社

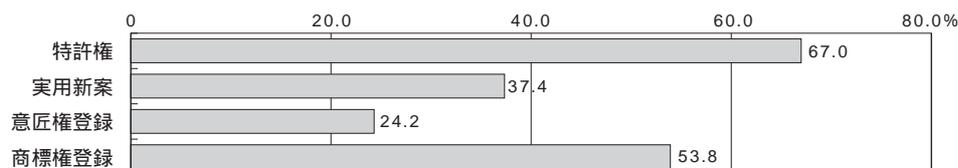
グラフ15



知的財産所有会社数（対象 103社）

複数回答 91社に対する割合

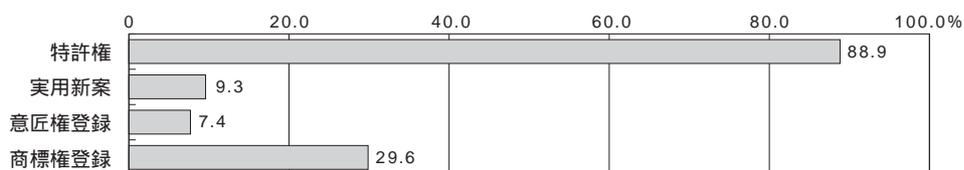
グラフ16



知的財産03年度出願・申請会社数（対象 103社）

複数回答 54社に対する割合

グラフ17

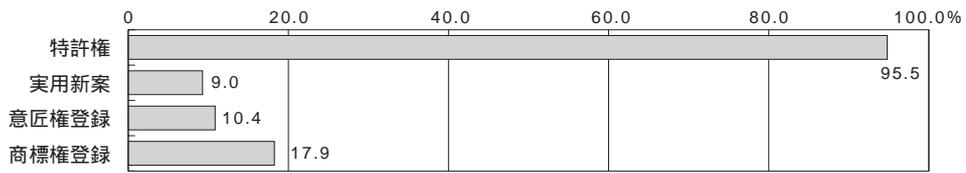


問2 知的財産の保有状況

知的財産03年度以外出願中会社数（対象 103社）

複数回答 67社に対する割合

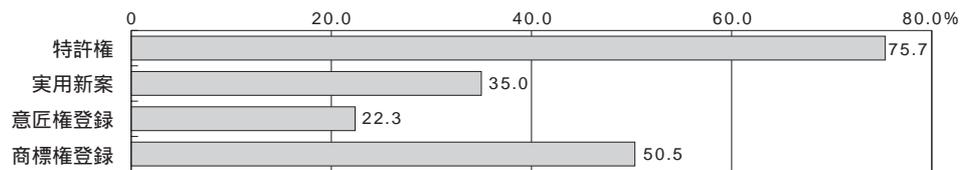
グラフ18



知的財産所有、申請、出願会社数（対象 103社）

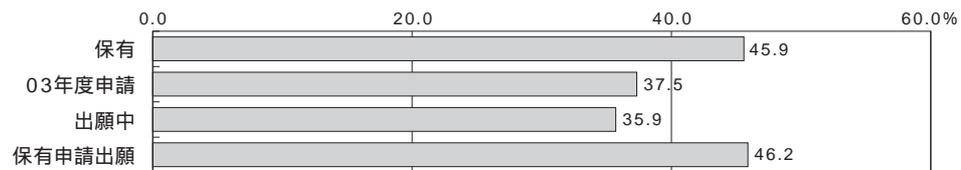
複数回答 103社に対する割合

グラフ19



海外特許の割合(会社数割合)（対象 特許所有、申請出願会社）

グラフ20



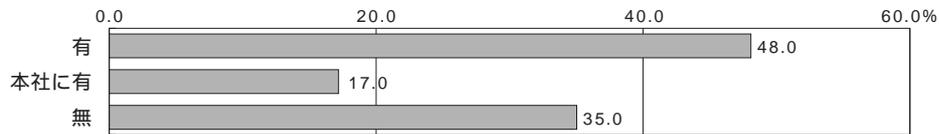
問2 知的財産の保有状況

問2(4) 知的財産の管理に関する組織

1. 知的財産の管理に関する組織の有無(対象 知的財産所有社)

回答 103社中100社

グラフ1

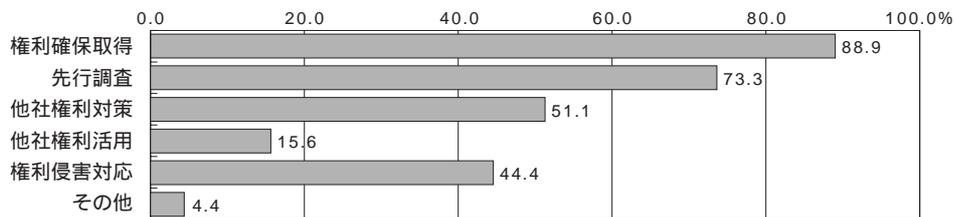


2. 知的財産の管理に関する組織の活動目的(対象 48社(%))

複数回答 48社中45社 125件

45社に対する割合

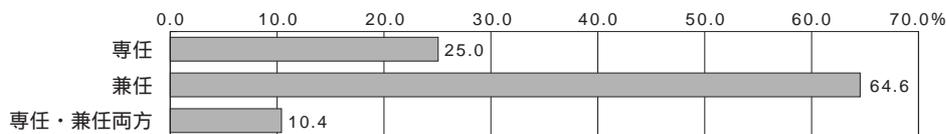
グラフ2



3. 知的財産の管理に関する組織のスタッフ内訳(対象 48社(%))

回答 48社

グラフ3



4. 知的財産の管理に関する組織の責任者の地位(対象 組織有り48社)

回答 48社中43社

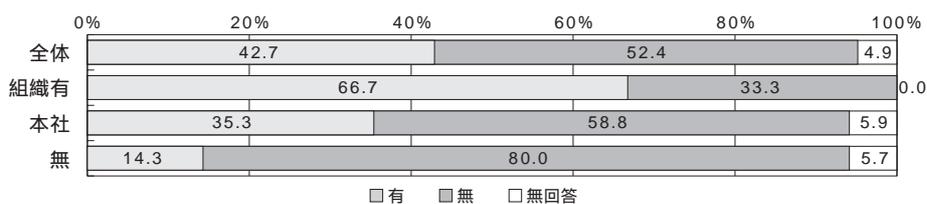
グラフ4



5. 知的財産の登録・更新を決めるルールの有無(対象 組織についての回答有100社)

組織の有無による割合

グラフ5



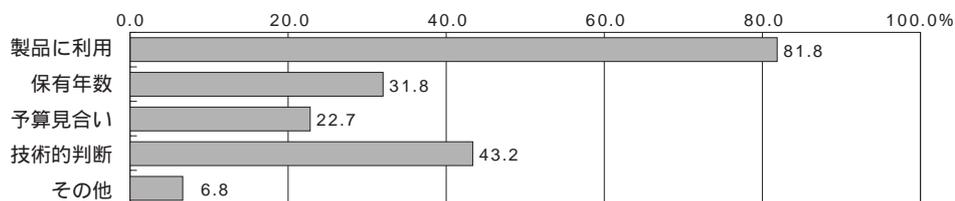
問2 知的財産の保有状況

6. 知的財産の登録・更新を決める判断基準(対象 知的財産所有社(%))

複数回答 103社中 44社 82件

44社に対する割合

グラフ6

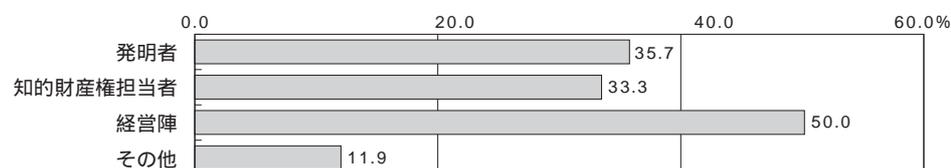


7. 知的財産の登録・更新を決める判断者(対象 ルール有44社(%))

複数回答 42社 55件

42社に対する割合

グラフ7

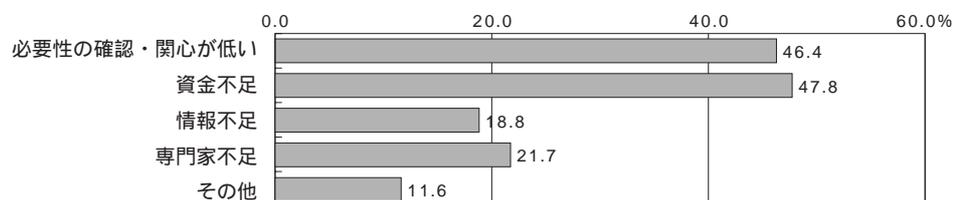


8. 海外への出願の問題点・課題(対象 知的財産所有社(%))

複数回答 103社中69社 101件

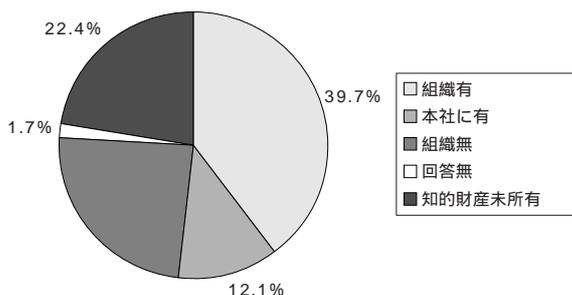
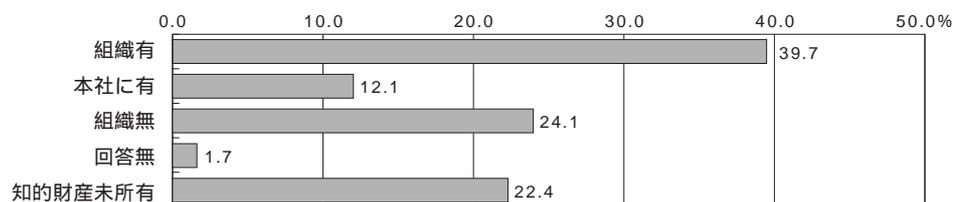
69社に対する割合

グラフ8



9. 経営戦略と組織(対象 根幹と考えている58事業所)

グラフ9



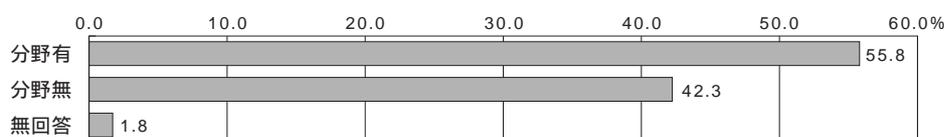
問3 知的財産の創造に向けた取組

問3(1) 新規・重点的に創造したい知的財産分野

1. 新規・重点的に創造したい知的財産分野の有無(対象 全社(件数))

回答 163社

グラフ1

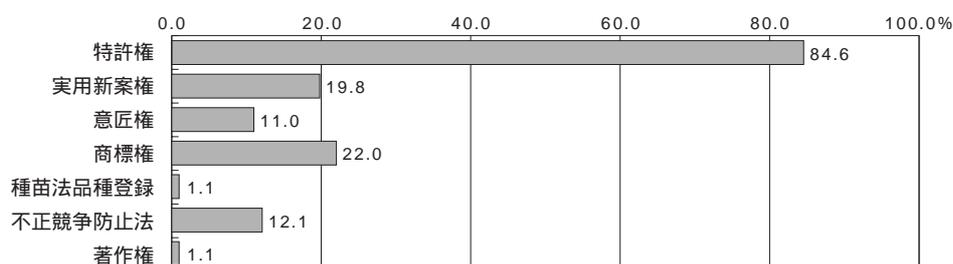


2. 新規・重点的に創造したい分野(対象 全社(%))

複数回答 91社 138件

91社に対する割合

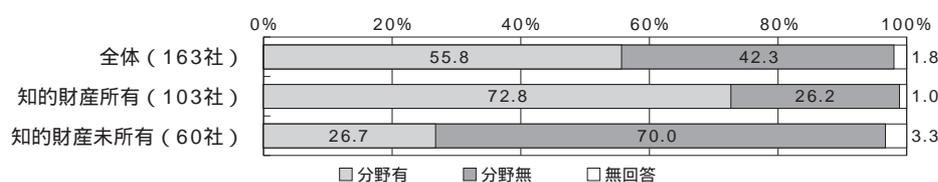
グラフ2



3. 新規・重点的に創造したい分野の有無(対象 全社(%))

知的財産の所有、未所有による割合

グラフ3

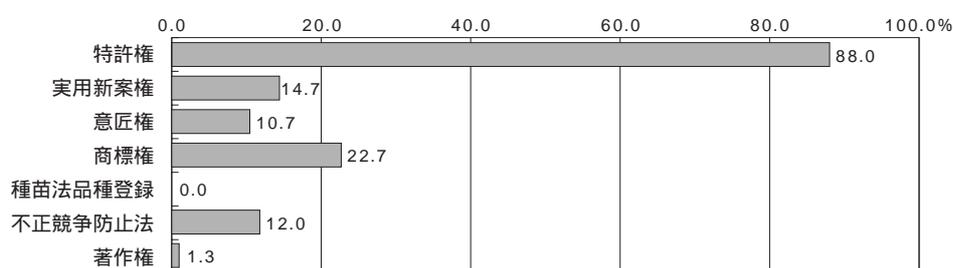


4. 新規・重点的に創造したい分野(対象 知的財産所有社(%))

複数回答 75社 112件

75社に対する割合

グラフ4



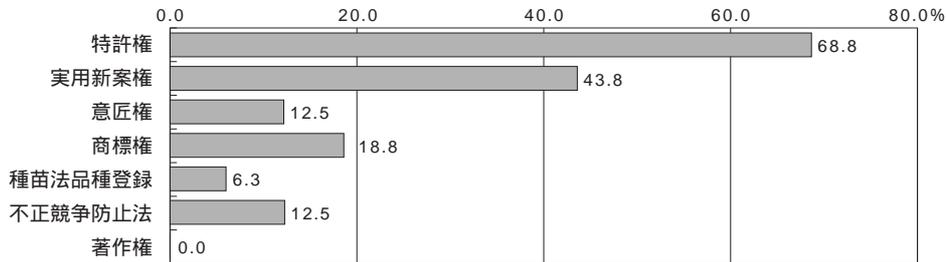
問3 知的財産の創造に向けた取組

5. 新規・重点的に創造したい分野(対象 知的財産未所有社)(%)

複数回答 16社 26件

16社に対する割合

グラフ5

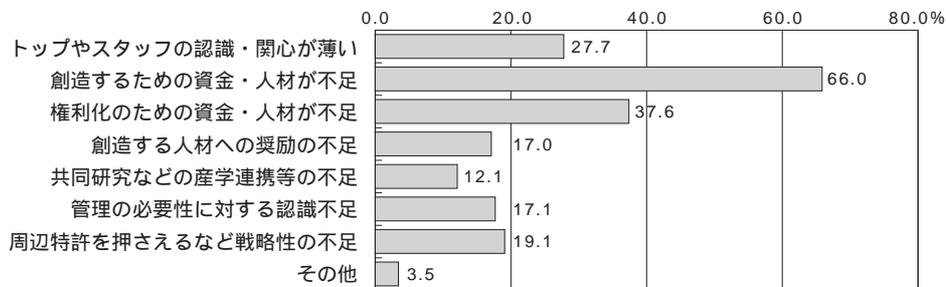


6. 知的財産の創造に向けての問題点・課題(対象 全社)(%)

複数回答 163社中141社 283件

141社に対する割合

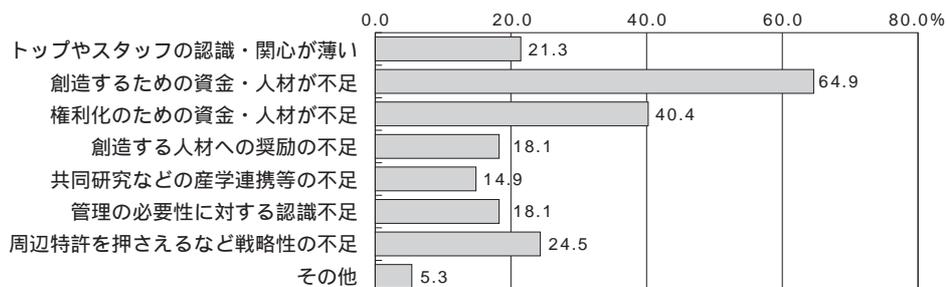
グラフ6



7. 知的財産の創造に向けての問題点・課題(対象 知的財産所有社)(件数)

複数回答 103社中94社 195件

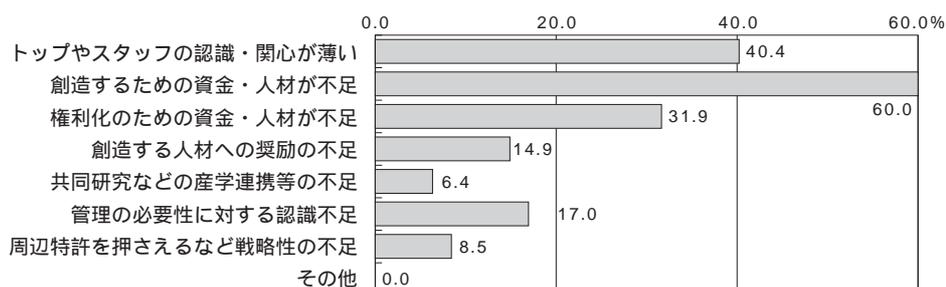
グラフ7



8. 知的財産の創造に向けての問題点・課題(対象 知的財産未所有社)(件数)

複数回答 60社中47社 88件

グラフ8



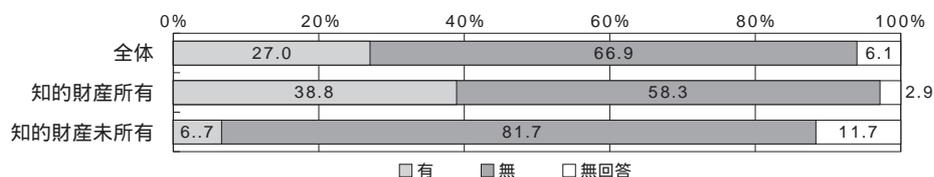
問3 知的財産の創造に向けた取組

問3(3) 知的財産の創造を促進するための方策

9. 知的財産の創造の促進方策の有無(対象 全社)

回答 163社

グラフ9

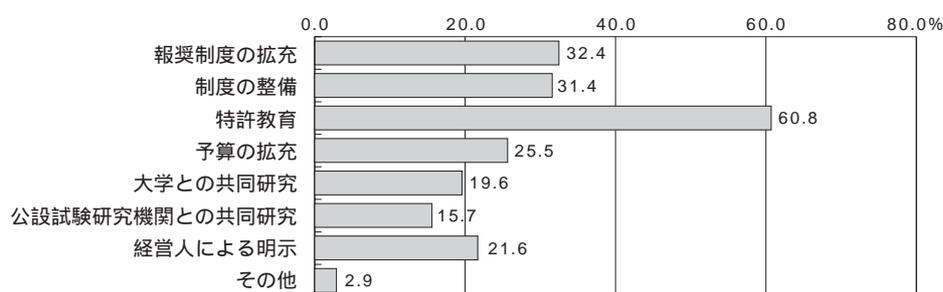


10. 知的財産の創造の促進方策の内容(対象 全社(%)

複数回答 163社中102社 214件

102社に対する割合

グラフ10

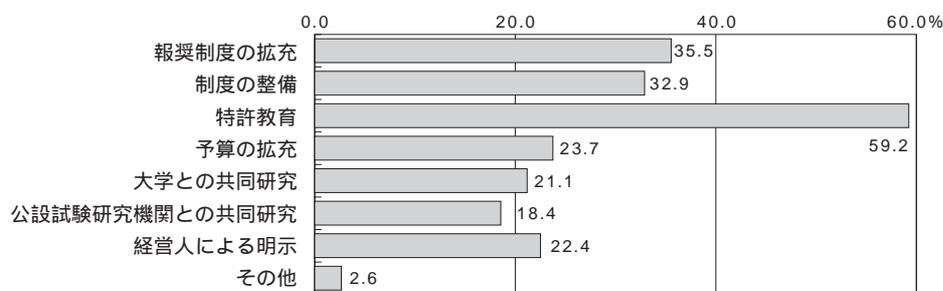


11. 知的財産の創造の促進方策の内容(対象 知的財産所有社(%)

複数回答 103社中76社 164件

76社に対する割合

グラフ11

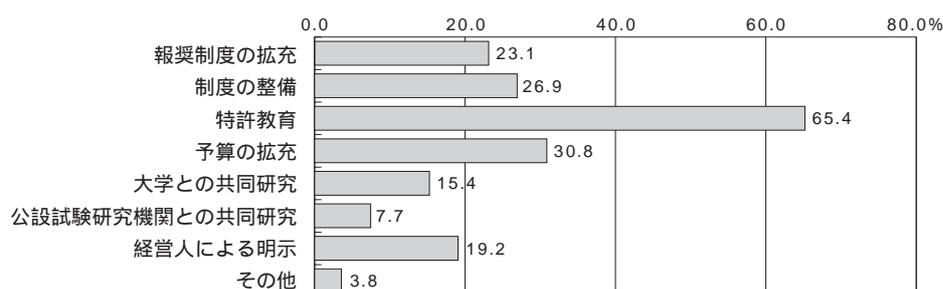


12. 知的財産の創造の促進方策の内容(対象 知的財産未所有社(%)

複数回答 60社中26社 50件

26社に対する割合

グラフ12

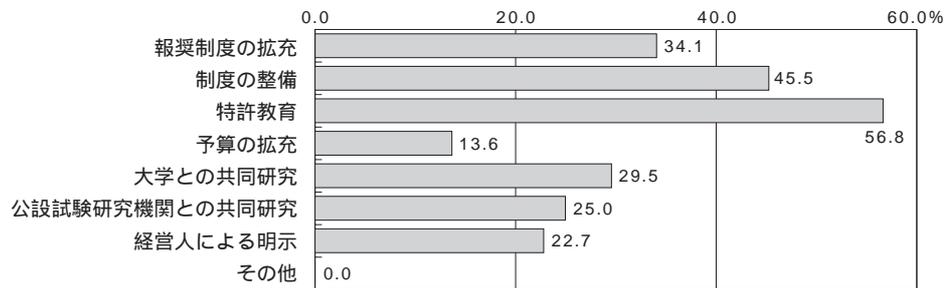


問3 知的財産の創造に向けた取組

13. 知的財産の創造の促進方策の内容(対象 方策有(%))

複数回答 44社中44社 100件

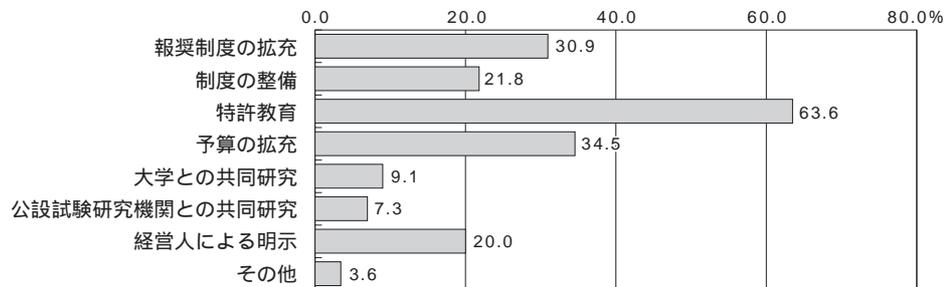
グラフ13



14. 知的財産の創造の促進方策の内容(対象 方策無(%))

複数回答 109社中55社 105件

グラフ14

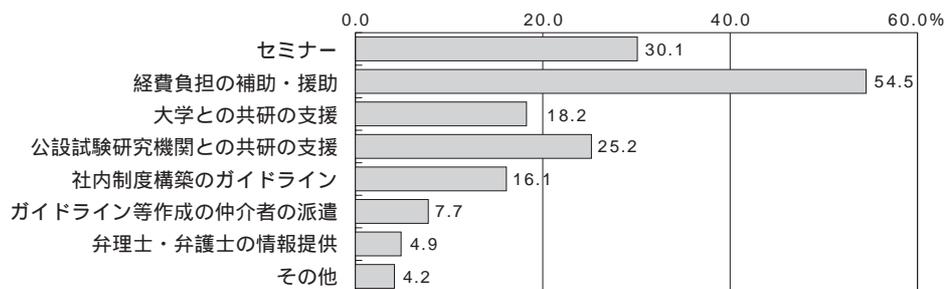


問3(4) 知的財産の創造に向けた必要な公的支援

15. 知的財産の創造に向けた公的支援(対象 全社(%))

複数回答 163社中143社 230件

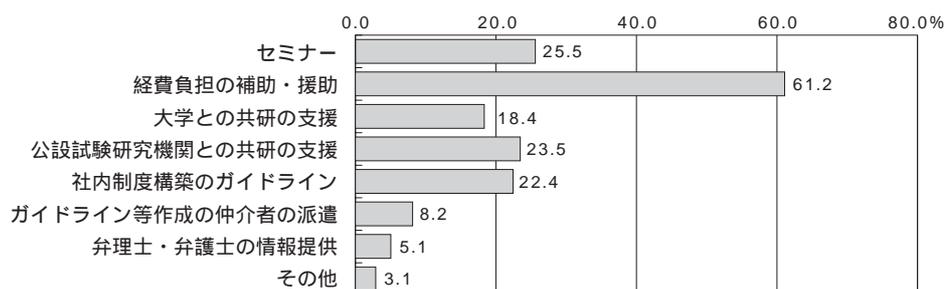
グラフ15



16. 知的財産の創造に向けた公的支援(対象 知的財産所有社(%))

複数回答 103社中98社 164件

グラフ16

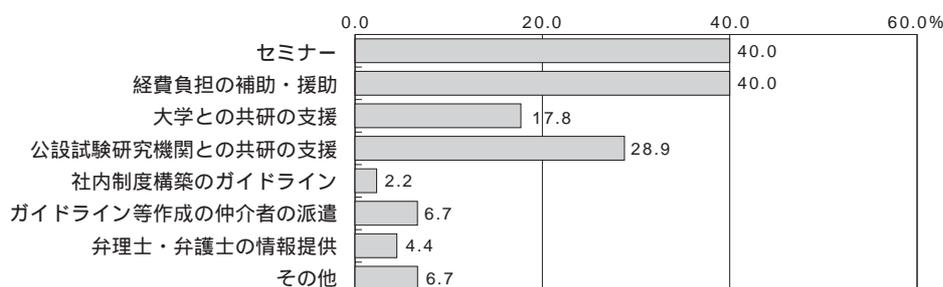


問3 知的財産の創造に向けた取組

17. 知的財産の創造に向けた公的支援(対象 知的財産未所有社(%))

複数回答 60社中45社 66件

グラフ17

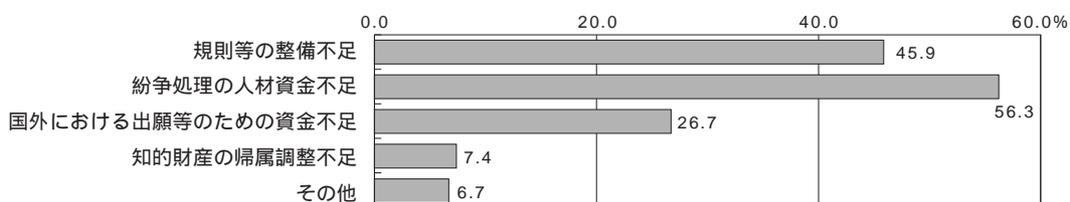


問3(5) 知的財産の保護に向けての問題点・課題

18. 知的財産保護の問題点・課題(対象 全社(%))

複数回答 163社中135社 193件

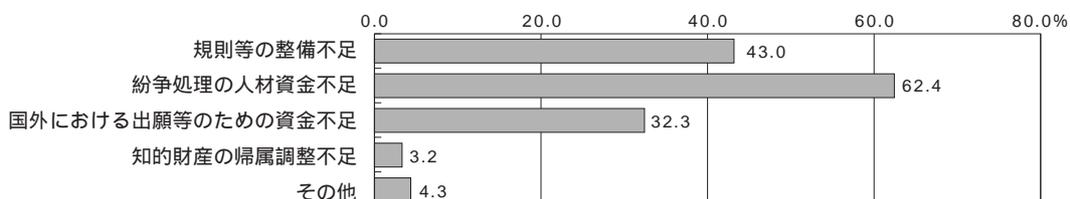
グラフ18



19. 知的財産保護の問題点・課題(対象 知的財産所有社(%))

複数回答 103社中93社 135件

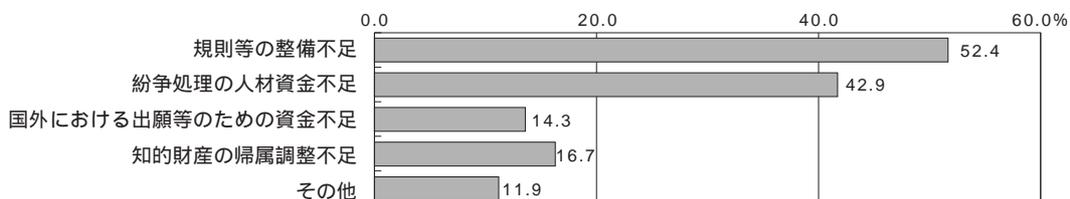
グラフ19



20. 知的財産保護の問題点・課題(対象 知的財産未所有社(%))

複数回答 60社中42社 58件

グラフ20



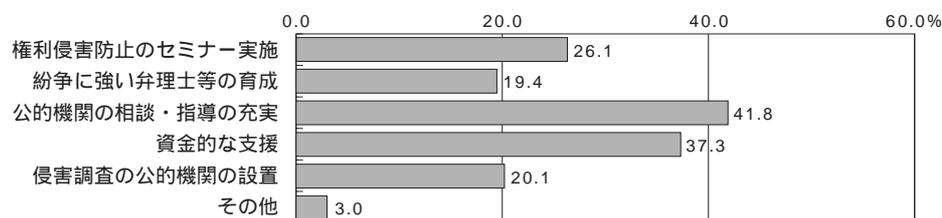
問3 知的財産の創造に向けた取組

問3(6) 知的財産の保護に向けた必要な公的支援

2.1 知的財産の保護に向けた必要な公的支援(対象 全社)(%)

複数回答 163社中132社 198件

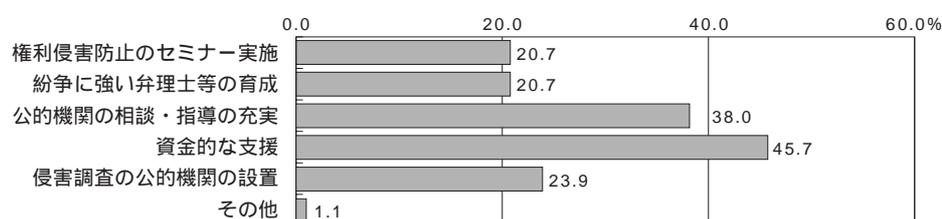
グラフ2.1



2.2 知的財産の保護に向けた必要な公的支援(対象 知的財産所有社)(%)

複数回答 103社中92社 138件

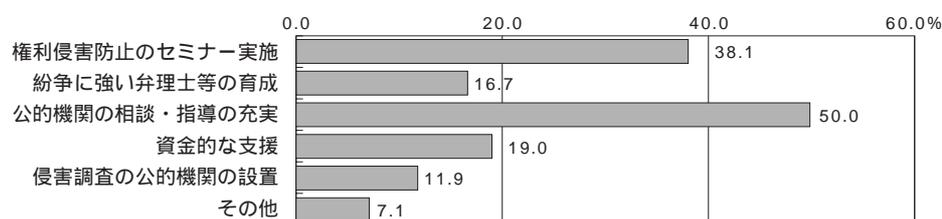
グラフ2.2



2.3 知的財産の保護に向けた必要な公的支援(対象 知的財産未所有社)(%)

複数回答 60社中42社 60件

グラフ2.3

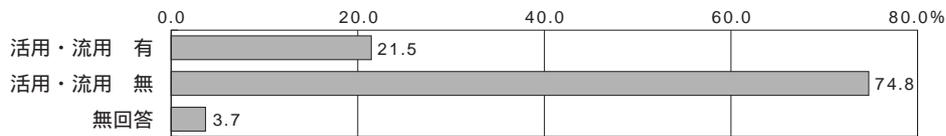


問4 知的財産の活用・流通

問4 知的財産の利用

1. 知的財産の利用を他に許諾したり、他の知的財産を利用したことの有無(対象全社)

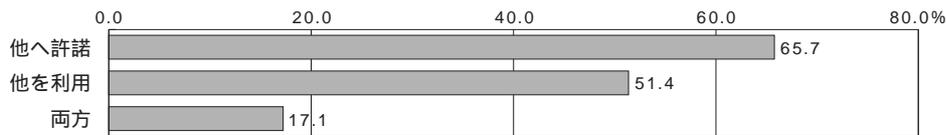
グラフ1



* 知的財産未所有社は1社のみ活用・流通(他の知財を利用)有の回答

2. 35社に対する割合

グラフ2

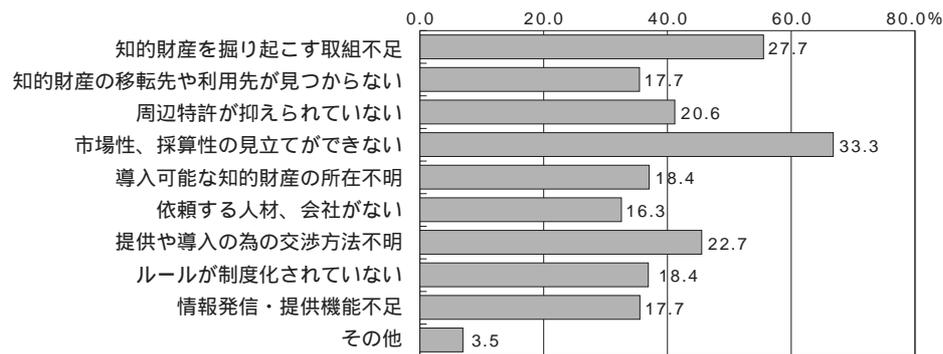


3. 知的財産の活用・流通に向けての問題点・課題(対象全社 %)

複数回答 163社中141社 277件

141社に対する割合

グラフ3

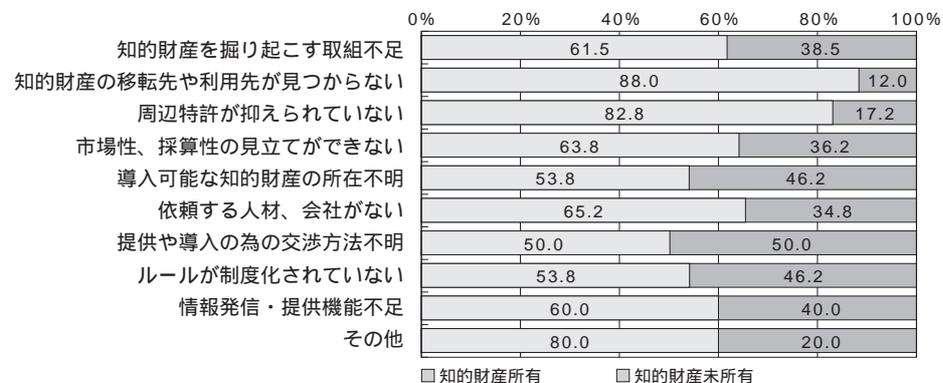


4. 知的財産の活用・流通に向けての問題点・課題(対象全社 %)

複数回答 163社中141社 277件

知的財産所有、未所有による割合

グラフ4



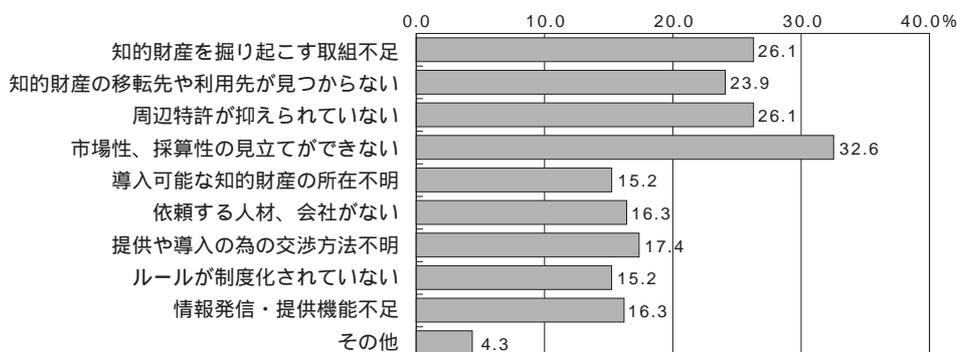
問4 知的財産の活用・流通

5. 知的財産の活用・流通に向けての問題点・課題(対象 知的財産所有社(%))

複数回答 103社中92社 178件

92社に対する割合

グラフ5

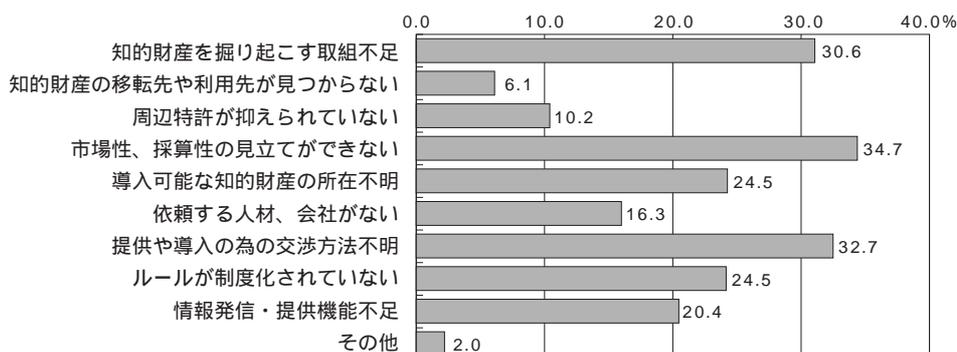


6. 知的財産の活用・流通に向けての問題点・課題(対象 知的財産未所有社(%))

複数回答 60社中49社 99件

49社に対する割合

グラフ6

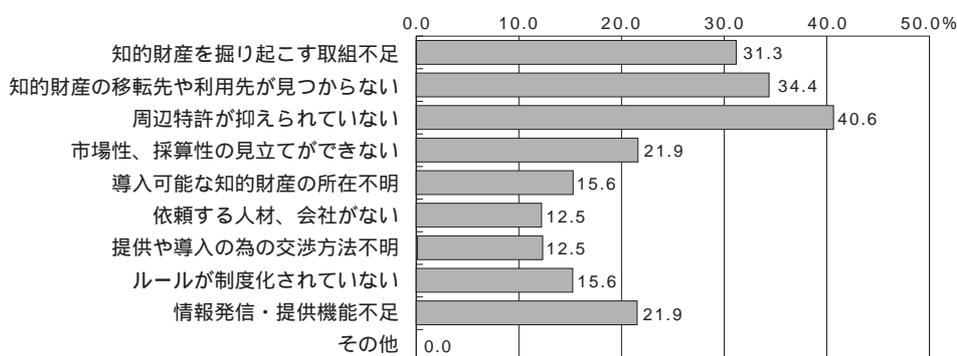


7. 知的財産の活用・流通に向けての問題点・課題(対象 活用・流通実績有社(%))

複数回答 35社中32社

32社に対する割合

グラフ7



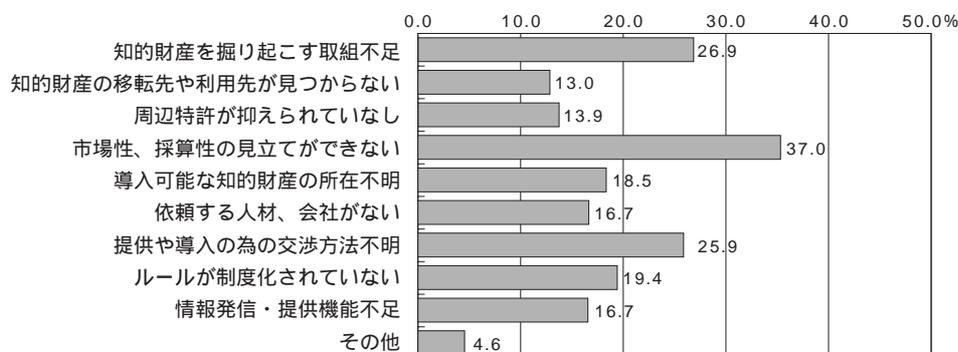
問4 知的財産の活用・流通

8. 知的財産の活用・流通に向けての問題点・課題(対象 活用・流通実績無社(%))

複数回答 122社中108社

108社に対する割合

グラフ8

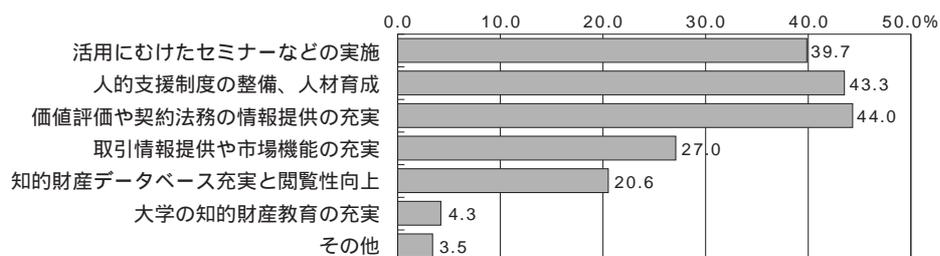


9. 知的財産の活用・流通に向けての必要な公的支援(対象 全社(%))

複数回答 163社中141社 257件

142社に対する割合

グラフ9

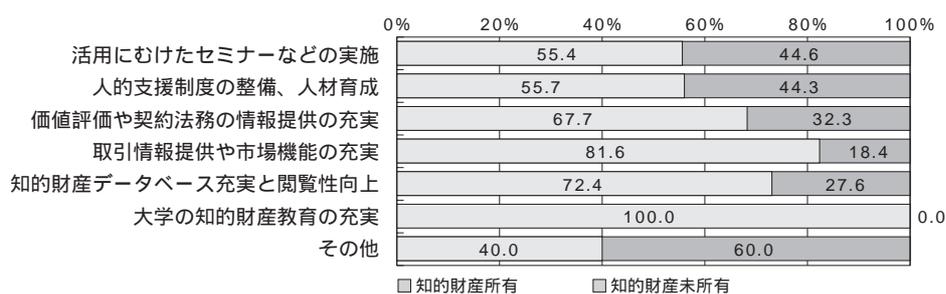


10. 知的財産の活用・流通に向けての必要な公的支援(対象 全社(%))

複数回答 163社中141社 257件

知的財産所有、未所有による割合

グラフ10



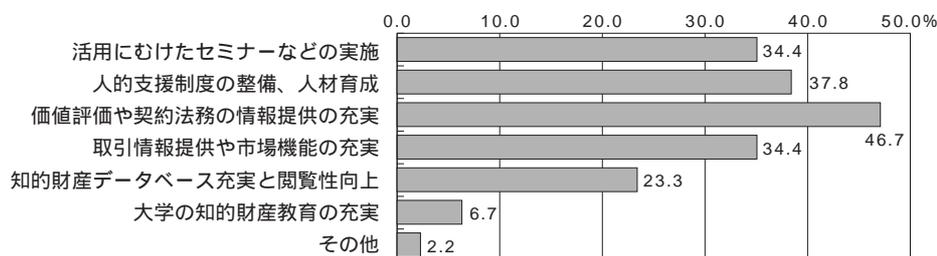
問4 知的財産の活用・流通

1.1 知的財産の活用・流通に向けての必要な公的支援(対象 知的財産所有社)(%)

複数回答 103社中90社 167件

グラフ11

90社に対する割合

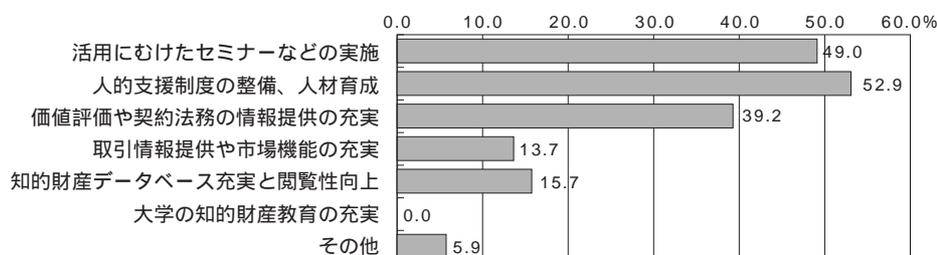


1.2 知的財産の活用・流通に向けての必要な公的支援(対象 知的財産未所有社)(%)

複数回答 60社中51社 90件

グラフ12

52社に対する割合

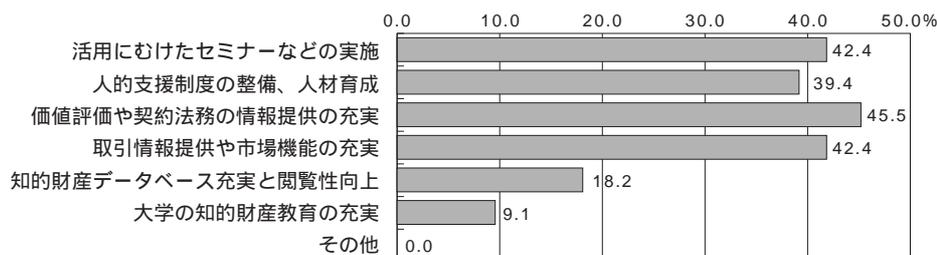


1.3 知的財産の活用・流通に向けての必要な公的支援(対象 活用・流通実績有社)(%)

複数回答 35社中33社 65件

グラフ13

33社に対する割合

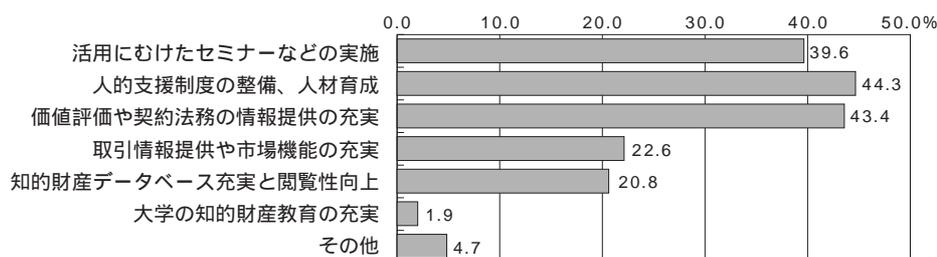


1.4 知的財産の活用・流通に向けての必要な公的支援(対象 活用・流通実績無社)(%)

複数回答 122社中106社 188件

グラフ14

106社に対する割合



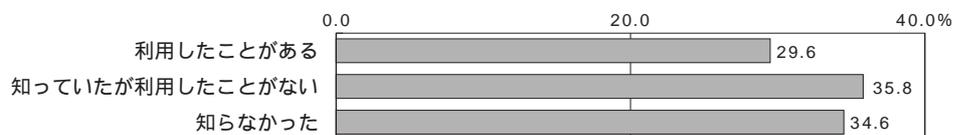
問5 知的財産に関する公的サービスについて

問5 知的財産に関する公的サービス認知度

1. 福島県知的所有権センターの利用の有無について(対象 全社)

回答 163社中159社

グラフ1

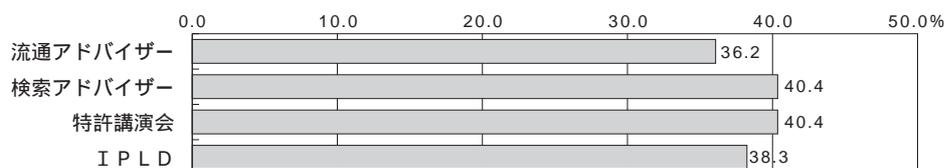


2. 福島県知的所有権センターを利用した47社の利用内容(%)

複数回答 47社 73件

47社に対する割合

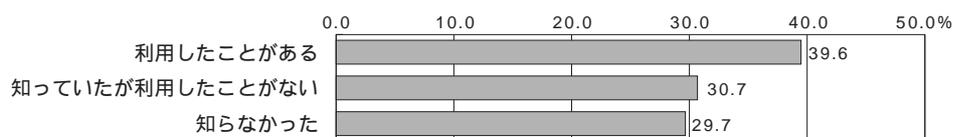
グラフ2



3. 福島県知的所有権センターの利用の有無について(対象 知的財産所有社)

回答 103社中101社

グラフ3

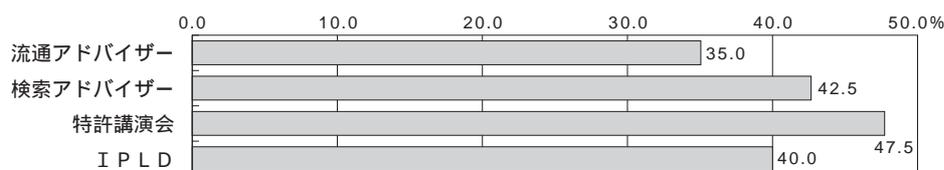


4. 福島県知的所有権センターを利用した40社の利用内容(%)

複数回答 40社 66件

40社に対する割合

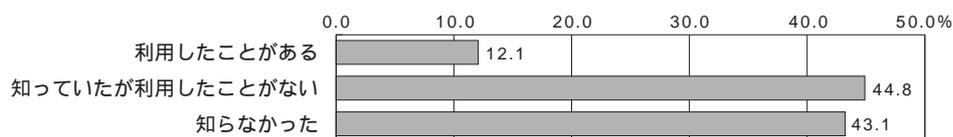
グラフ4



5. 福島県知的所有権センターの利用の有無について(対象 知的財産未所有社)

回答 60社中58社

グラフ5



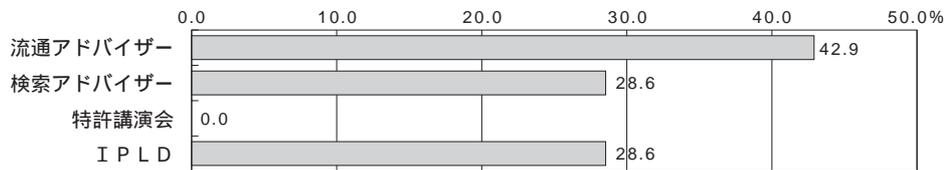
問5 知的財産に関する公的サービスについて

6. 福島県知的所有権センターを利用した7社の利用内容(%)

回答 7社 7件

7社に対する割合

グラフ6

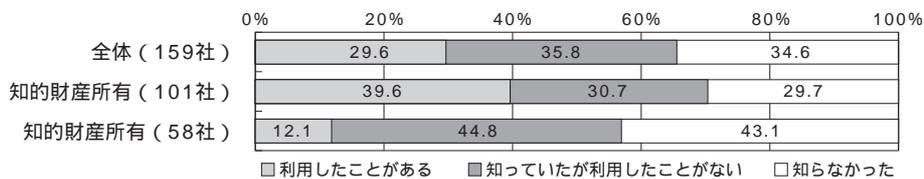


7. 福島県知的所有権センターの利用の有無について(対象 全社)

回答 163社中159社

全体、知的財産所有、未所有による割合

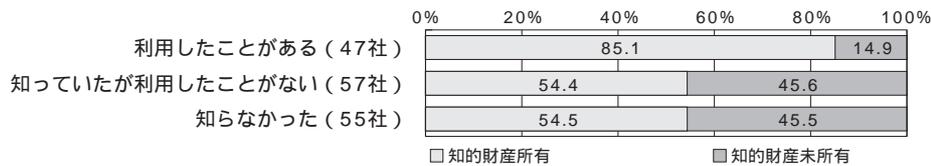
グラフ7



8. 福島県知的所有権センターの利用の有無について(対象 全社)

回答 163社中159社

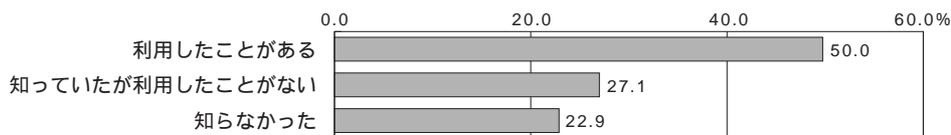
グラフ8



9. 福島県知的所有権センターの利用の有無について(対象 知的財産所有 組織有)

回答 48社

グラフ9

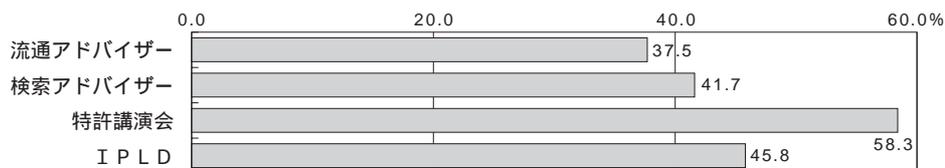


10. 福島県知的所有権センターを利用した24社の利用内容(%)

複数回答 24社 44件

24社に対する割合

グラフ10

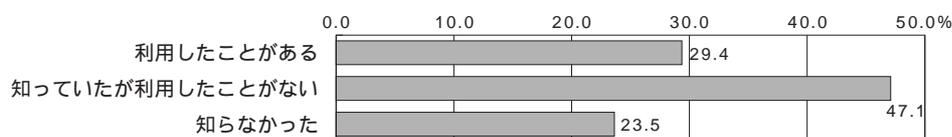


問5 知的財産に関する公的サービスについて

1.1. 福島県知的所有権センターの利用の有無について(対象 知的財産所有 本社等に組織有)

回答 17社

グラフ1.1

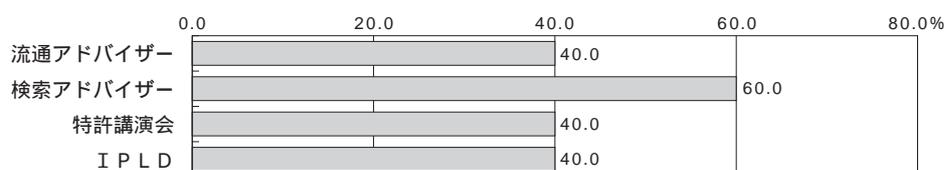


1.2. 福島県知的所有権センターを利用した5社の利用内容(%)

複数回答 5社 9件

5社に対する割合

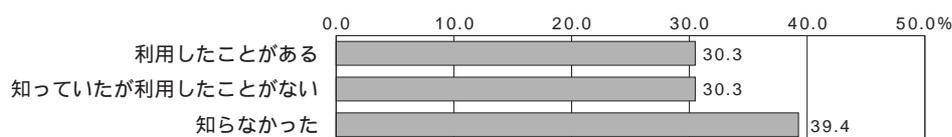
グラフ1.2



1.3. 福島県知的所有権センターの利用の有無について(対象 知的財産所有 組織無)

回答 35社中33社

グラフ1.3

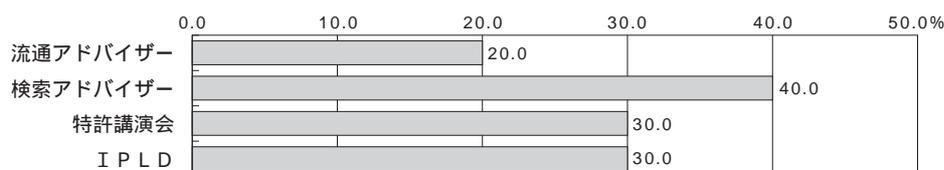


1.4. 福島県知的所有権センターを利用した10社の利用内容(%)

複数回答 10社 12件

10社に対する割合

グラフ1.4

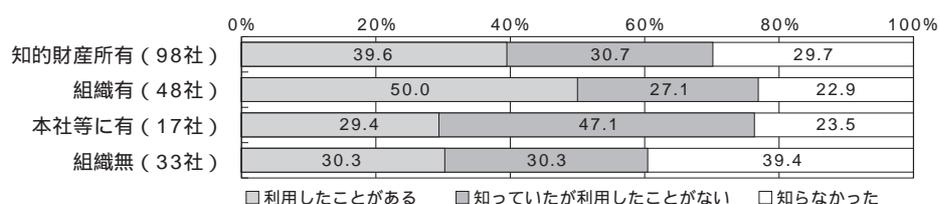


1.5. 福島県知的所有権センターの利用の有無について(対象 知的財産所有 組織について回答100社)

回答 100社中 98社

組織の有無による割合

グラフ1.5

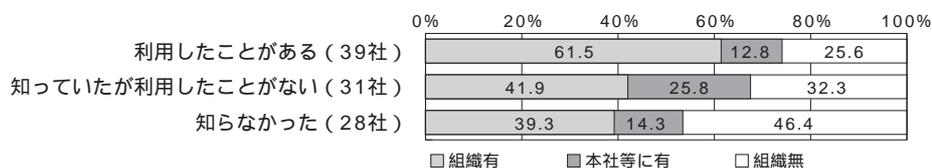


問5 知的財産に関する公的サービスについて

16. 福島県知的所有権センターの利用の有無について(対象 知的財産所有 組織について回答100社)

回答 100社中 98社

グラフ16

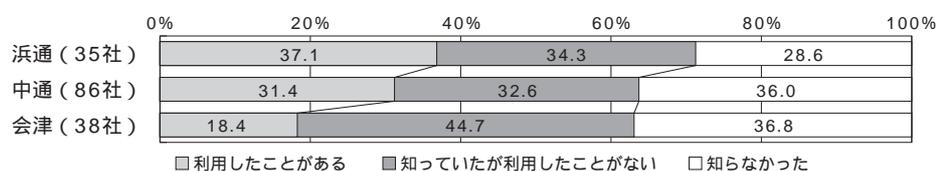


17. 福島県知的所有権センターの利用の有無について(対象 全社)

回答 163社中 159社

地域別

グラフ17



各位

知的財産への取り組みに関するアンケート調査のお願い

福島県商工労働部産業創出グループ

拝啓時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて福島県では、現在、特許権をはじめとする知的財産を戦略的に創造・保護・活用するため、「うつくしまふくしま知的財産戦略(仮称)」の策定を進めています。

そこで、本アンケート調査で皆様の知的財産への取り組み状況などを把握し、それらを踏まえてより実効性の高い戦略の策定を図っていきたいと考えていますので、ご多忙中の折、誠に恐縮ですがご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記入上のお願い

1. ご回答は、あてはまる番号を で囲むか、記入欄にご記入下さい。
2. 特に指定のない場合は、1つだけ選んでお答えください。
3. ご記入いただいた調査票は統計的に処理し、本調査の目的以外には一切使用致しません。また、個別情報を公表するなど、ご迷惑のかかることは決してございません。
4. 本社が県外にあり、特許等の出願及び管理を本社が行っている場合は、貴事業所若しくは工場における特許等の件数、お考え等をお答えください。
5. 調査票は9月30日(木)までにファックス等にてご返送いただきますよう、お願い致します。

【アンケートのお問い合わせ先】

本アンケート調査に関するお問い合わせは下記にお願いします。

福島県商工労働部産業創出グループ

電話 024 - 521 - 7283

FAX 024 - 521 - 7935

担当 佐藤

問1 貴事業所の概要についてお伺いします。

* 以下、「貴事業所」としてご質問いたしますが、貴事業所が「本社」である場合には、以下の質問の「貴事業所」を「貴社」と読み替え、全社についての取り組みについてご解答ください。

貴事業所名 _____

住所 _____

ご記入者 部署・役職 _____ 氏名 _____

電話番号 _____ FAX _____

E mail _____ 貴社資本金 _____ 百万円

貴事業所年間売上(2003年度) _____ 百万円

貴事業所における売上に対する研究開発費 約 _____ %

貴事業所従業員数 _____ 人(うちパート、契約社員等 _____ 人)

業種

- | | | | |
|------------------|--------------|--------------|---------------|
| 1. 食料品 | 2. 飲料・たばこ・飼料 | 3. 繊維工業 | 4. 衣服・その他 |
| 5. 木材・木製品 | 6. 家具・装備品 | 7. 化学工業 | 8. プラスチック製品 |
| 9. 窯業・土石製品 | 10. 鉄鋼業 | 11. 非鉄金属 | 12. 金属製品 |
| 13. 一般機械器具 | 14. 電気機械器具 | 15. 情報通信機械器具 | 16. 電子部品・デバイス |
| 17. 輸送用機械器具 | 18. 精密機械器具 | 19. 漆器 | 20. その他の製造業 |
| 21. 情報サービス | 22. 医療・福祉 | 23. リサイクル | |
| 24. その他(_____) | | | |

問2 貴事業所における知的財産の保有状況等についてお伺いします。

(1) 知的財産戦略の貴社の経営戦略における位置づけはどうか。

1. 経営の根幹をなすものの1つと考えている。 2. 他の戦略の戦術レベルである。
3. 経営戦略上、位置づけていない。 4. 当社には具体的な経営戦略がない。

(2) 貴事務所では、特許などの知的財産の保有・出願等の実績がありますか。

1. あり(以下の表にご記入願います) 2. なし 問3へお進みください

保有	海外特許の件数は発明単位でまとめて教えてください		
	特許権	件 (うち海外特許)	件
	実用新案権	件	
	意匠権登録	件	商標権登録 件
	種苗法品種登録	件	その他(_____)
2003年度 出願・申請件数	特許権	件 (うち海外特許)	件
	実用新案権	件	
	意匠権登録	件	商標権登録 件
	種苗法品種登録	件	その他(_____)
2003年度以外の 出願中の件数	特許権	件 (うち海外特許)	件
	実用新案権	件	
	意匠権登録	件	商標権登録 件
	種苗法品種登録	件	その他(_____)

(3) 貴事業所で保有する上記知的財産のうち、事業や製品等へ活用されていないものがある場合はその件数と理由をご記入ください。(件数は概算で結構です)

未活用の件数	特許権		件(うち海外特許)		件
	実用新案権	約	件	意匠権登録	約
	商標権登録	約	件	種苗法品種登録	約
	その他) 約	件

【活用されていない理由】

1. 知的財産の活用に向けての事業資金が不足している。
2. 知的財産を活用できる人材が不足している。
3. 事業化に向けて周辺特許などの関連する知的財産が不足している。
4. 防衛的に出願したため、事業化に結びついていない。
5. 侵害などの訴訟の関係で利用ができない。
6. 知的財産の移転先が見つからない。
7. 事業撤退
8. その他()

(4) 貴事業所には特許等の知的財産の管理に関する組織(研究開発セクションの兼任等も含む)がありますか。

1. あり(下記の設問にご解答願います) 2. なし(本社・他事業所にある) 3. なし

ある場合のスタッフ数(専任: 人、兼人: 人)
 責任者の地位: 1. 経営トップ 2. 取締役レベル 3. 部長レベル
 4. 課長レベル 5. その他()

年間の予算()百万円

ある場合の活動目的(以下から選択: 複数可)

1. 自社の特許等の権利確保取得
2. 開発にあたっての先行調査
3. 他社権利に対する対策(回避策を含む)
4. 他社権利の活用
5. 権利侵害の対応(自社、他社両方)
6. その他()

(5) 貴事業所では、知的財産(特許等)について登録更新を決めるルール等がありますか。

1. 明確なルールはない
2. 概ねルールはある

判断の基準をお教えてください(複数回答可)

製品に利用している 保有年数(年毎に見直し)
 知的財産関連の予算との見合い 発明者等の技術的な判断
 その他()

判断するのはどなたですか

発明者 知的財産権担当者 経営陣 その他()

(6) 今までに海外に特許出願された場合の出願国はどこでしたか(最近3年間)

1. 米国(%)
2. ヨーロッパ(%)
3. 東南アジア(%)
4. その他(%)

(7) これから海外に出願される場合の出願国はどこをお考えでしょうか(最近3年間)

1. 米国(%)
2. ヨーロッパ(%)
3. 東南アジア(%)
4. その他(%)

(8) 海外への出願にはどのような問題点・課題があるとお考えですか。(複数回答可)

1. 海外へ出願する必要性の認識や関心が薄い

- 2.海外へ出願するための資金が不足
- 3.海外へ出願するための手続等の情報不足
- 4.海外へ出願するために相談できる専門家不足
- 5.その他()

問3 知的財産の創造に向けた取り組みについてお伺いします。

(1) 貴事業所では、新規もしくは重点的に創造したいと考える知的財産分野はありますか。
国内での取り組み

- 1.あり
 - 2.なし
- 該当する分野を下記より選択して下さい(複数回答可)
- 特許権 実用新案権 意匠権 商標権 種苗法品種登録
不正競争防止法関連(ノウハウ等の営業秘密、著名な商品表示、形態等)
その他()

(2) 知的財産の創造に向けて、貴事業所にはどのような問題点・課題があるとお考えですか。

(複数回答可)

- 1.知的財産全般についてトップやスタッフの認識や関心が薄い
- 2.研究開発など、知的財産を創造するための資金や人材が不足
- 3.特許など知的財産の権利化のための資金や人材が不足
- 4.発明褒賞など、知的財産を創造する人材への奨励の不足
- 5.大学や公設試験研究機関との共同研究など新たな知的財産を生む産学連携等の不足
- 6.営業秘密や生産ノウハウ、ソフトのコピーなど、幅広い知的財産の管理の必要性に対する認識が不足
- 7.周辺特許を押さえるなどの強い知的財産づくりの戦略性が不足
- 8.その他()

(3) 知的財産の創造を促進するための方策を取っていますか。

- 1.取っている
 - 2.取っていない
- 1と答えた方、その方策の内容を教えてくださいまた、2と答えた方(方策を取っていない方)も、何が大切だと考えますか、教えてください(複数回答可)
- 1.社員に対するインセンティブ(報奨制度)の拡充。
 - 2.職務発明制度等、制度の整備
 - 3.人材育成の充実、特許教育(社内、社外)
 - 4.研究開発予算の拡充
 - 5.大学との共同研究の実施。
 - 6.公設試験研究機関との共同研究の実施
 - 7.発明をすべき技術分野ないし製品に関する経営陣による明示
 - 8.その他()

(4) 知的財産の創造に向けて、どのような公的支援が必要とお考えですか。

- 1.経営者やスタッフへの知的財産に関するセミナーや説明会の実施
- 2.特許出願・権利継続に係る経費負担の補助・援助
- 3.大学との共同研究の支援
- 4.公設試験研究機関との共同研究の支援
- 5.発明者への報奨制度といった社内制度構築のためのガイドライン作成
- 6.ガイドライン等作成のための仲介者の派遣等
- 6.弁理士や弁護士についての情報の提供

- 7.その他()
- (5) 知的財産の保護に向けて、貴事業所にはどのような問題点・課題があるとお考えですか。
(複数回答可)
- 1.知的財産を保護する契約書や就業規則等の整備が不足
 - 2.権利侵害の調査や紛争対処を行う人材や資金が不足
 - 3.国外における権利出願や紛争対応のための資金、人材が不足
 - 4.知的財産の帰属について親企業との調整が不足
 - 5.その他()
- (6) 知的財産の保護に向けて、どのような公的支援が必要とお考えですか。
- 1.業界や地域社会における権利侵害防止のためのセミナーや説明会の実施
 - 2.知的財産に関する紛争に強い弁理士や弁護士等の育成・増強
 - 3.公的機関における知的財産保護の相談・指導の充実
 - 4.侵害に対する調査や交渉などにかかる経費への資金的な支援
 - 5.侵害調査をする公的機関の設置
 - 6.その他()

問4 特許等の知的財産の活用・流通等についてお伺いします。

- (1) 貴事業所では、現在に至るまで、知的財産の利用を他に許諾したり、あるいは他社、他機関の知的財産を利用したことがありますか。
1.あり(以下の表に累計の件数をご記入願います) 2.なし (2)へお進みください

他へ利用を許諾	特許権 件(うち国内 件) うち売却した件数(件：うち国内 件) うち実施許諾件数(件：うち国内 件) 実施新案権 件 意匠権登録 件 商標権登録 件 種苗法品種登録 件 その他() 件
他の知財を利用	特許権 件(うち国内 件) うち購入した件数(件：うち国内 件) うち実施権購入件数(件：うち国内 件) 実施新案権 件 意匠権登録 件 商標権登録 件 種苗法品種登録 件 その他() 件

- (2) 知的財産の活用・流通に向けて、貴事業所にはどのような問題点・課題があるとお考えですか。(複数回答可)
- 1.社内(機関内)の休眠特許等、知的財産を掘り起こす取り組みが不足している
 - 2.自社の知的財産の移転先や利用先が見つからない
 - 3.周辺特許が押さえられていないなど、活用を目的とした知的財産の権利化ができていない
 - 4.新分野や異業種への参入の際、知的財産を活用した製品の市場性、事業の採算性などの見立てができない
 - 5.企業、大学等から導入できる可能性のある知的財産がどこにあるかがわからない
 - 6.知的財産の活用・流通を依頼するコーディネーター等の人材、会社がない
 - 7.知的財産の提供や導入のための交渉の仕方がわからない

- 8.知的財産の提供や導入のためのルールが制度化されていない
- 9.自社の知的財産に関する情報発言・提供機能が不足している
- 10.その他()

(3) 知的財産の活用・流通に向けて、どのような公的支援が必要とお考えですか。
(複数回答可)

- 1.知的財産活用に向けたセミナーなどの実施
- 2.知的財産を活用・流通させる人的支援制度の整備や人材育成
- 3.知的財産の価値評価や契約法務に関する情報提供の充実
- 4.知的財産の提供者と活用者間のマッチング、取引情報提供や市場機能の充実
- 5.企業や大学などが有する知的財産データベースの充実と閲覧性の向上
- 6.大学における知的財産教育の充実
- 7.その他()

問5 知的財産に関する公的サービスについてお伺いします。

貴社では、知的財産に関する次の公的サービスを利用したことはありますか。該当の番号に 印をつけてください。

福島県知的所有権センター(ハイテクプラザ内)

- 1.利用したことがある
- 2.知っていたが利用したことはない
- 3.知らなかった

利用サービス	1流通アドバイザーによる未利用特許の流通支援、特許取引に関する相談 2検索アドバイザーによる特許検索指導、出張相談、検索説明会 3特許講演会の受講 4IPLD(電子図書館)、CD ROMによる特許情報の提供
--------	--

問6 知的財産創造に向けた取り組みへの期待についてお伺いします。

福島県では、知的財産の創造、保護、活用という知的創造サイクルの確立に必要な施策や取組方法を示す「うつくしまふくしま知的財産戦略」を策定する予定です。貴事業所のお立場から福島県の知的財産の取り組みに対して期待すること、あるいは、こうした制度があれば都合が良いという提案がありましたらお教えてください。

以上です。ご協力ありがとうございました。

福島県知的所有権センター及び県内大学における産学交流窓口

福島県知的所有権センター(発明協会福島県支部)

主な事業

特許流通アドバイザーによる開放特許等の移転、特許流通支援
 特許情報活用支援アドバイザーによる特許情報に関する指導(IPDL検索指導)
 相談
 特許発明相談、電子出願の受付等

問い合わせ

〒963 - 0215 郡山市待池台1 - 12 福島県ハイテクプラザ内(3階)
 電話 024 - 959 - 3351 F A X 024 - 963 - 0264

産学交流窓口

大学名 福島大学地域創造支援センター
 相談窓口名 研究連携課地域連携係
 住所 960 - 1296 福島市金谷川一番地
 電話 024 - 548 - 8084
 F A X 024 - 548 - 5209
 E-mail kyoudo@as1.adb.fukushima-u.ac.jp

大学名 会津大学
 相談窓口名 産学イノベーションセンター
 住所 965 - 8580 会津若松市一箕町鶴賀字上居合90番地
 電話 0242 - 37 - 2776
 F A X 0242 - 37 - 2778
 E-mail ubic-adm@ubic-u-aizu.pref.fukushima.jp

大学名 いわき明星大学
 相談窓口名 産学連携研究センター
 住所 970 - 8551 いわき市中央台飯野5 - 5 - 1
 電話 0246 - 29 - 7184
 F A X 0246 - 29 - 7184
 E-mail sangaku@iwakimu.ac.jp

大学名 奥羽大学
 相談窓口名 学事部教務課
 住所 963 - 8611 郡山市富田町字三角堂31 - 1
 電話 024 - 932 - 9005
 F A X 024 - 933 - 7372
 E-mail gakuji@ohu-u.ac.jp

学校名 郡山女子大学
相談窓口名 総務課
住所 963 - 8503 郡山市開成3丁目25 - 2
電話 024 - 932 - 4848
F A X 024 - 933 - 6748
E-mail admin@koriyama-kgc.ac.jp

学校名 日本大学工学部
相談窓口名 研究事務課
住所 963 - 8642 郡山市田村町徳定字中河原1
電話 024 - 956 - 8647
F A X 024 - 956 - 8878
E-mail kenkyu@ao.ce.nihon-u.ac.jp

学校名 東日本国際大学
相談窓口名 地域経済研究所
住所 970 - 8567 いわき市平鎌田字寿金沢37
電話 0246 - 25 - 8885
F A X 0246 - 25 - 8885
E-mail chikiken@tonichi-kokusai-u.ac.jp

学校名 福島学院大学
相談窓口名 総務人事課(学長室)
住所 960 - 0181 福島市宮代乳児池1 - 1
電話 024 - 553 - 3221
F A X 024 - 553 - 3222
E-mail president-office@fukushima-college.com

学校名 国立福島工業高等専門学校
相談窓口名 地域交流センター
住所 970 - 8034 いわき市平上荒川字長尾30
電話 0246 - 46 - 0811
F A X 0246 - 46 - 0713
E-mail syomu@fukushima-nct.ac.jp

うつくしま、ふくしま知的財産戦略

平成17年2月

福島県商工労働部地域経済領域産業創出グループ

〒960-8065 福島県福島市杉妻町2-16

電話：024-521-7283 FAX：024-521-7935

e-mail：business@pref.fukushima.jp